

2024 年度

自己点検・評価報告書

中部学院大学

目 次

1. 序章	1
2. 本章	4
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育課程・学習成果	26
第5章 学生の受け入れ	43
第6章 教員・教員組織	54
第7章 学生支援	63
第8章 教育研究等環境	72
第9章 社会連携・社会貢献	83
第10章 大学運営・財務	91
第1節 大学運営	91
第2節 財務	103
3. 終章	107

序 章

中部学院大学は、1997 年関市にて岐阜県で最初の福祉系四年制大学として開学以来、建学の精神である福音主義キリスト教を基盤に、人間教育の具現化に向けた取組を積み重ね今日に至っている。当初、本学は人間福祉学部人間福祉学科の 1 学部 1 学科としてスタートした。その後、岐阜県では最初の福祉系大学院である人間福祉学研究科人間福祉学専攻（2001 年度に修士課程、2003 年度には博士課程（後期））を設置、2003 年度には岐阜県で最初の通信制大学（学部）となる通信教育部（人間福祉学部人間福祉学科）を設置した。また、2007 年度には現在の看護リハビリテーション学部理学療法学科を設置、2014 年度には看護リハビリテーション学部看護学科を設置した。さらに、岐阜県各務原市からの要望により、2006 年度各務原市内に各務原キャンパスを開設した。このキャンパスは、現在の教育学部子ども教育学科と経営学部経営学科（2008 年度設置）の教育拠点となっている。その後、2016 年度に経営学部経営学科をスポーツ健康科学部スポーツ健康科学学科に改編した。

本学は、以上の改編を進める中で、2 つのキャンパスと 4 学部 5 学科、大学院（修士課程・博士課程（後期））、さらには通信教育部の開設へと発展している。これら改編の背景には、本学の教育研究活動を通じた地道な社会貢献と人材育成に対する実績が地域自治体から評価されていることが挙げられる。また、本学に対する地域の産業界、教育界の大きな期待と強力な支援が本学の絶えざる進化に向けた原動力となってきたことも挙げられる。

本学の自己点検評価の取組に関して、開学と同時に自己点検・評価委員会規程を制定し、当初より自己点検・評価活動に組織的に取り組んできた。2004 年には財団法人大学基準協会に認証評価を申請し、同協会において基準に適合していると認定された。さらに、2010 年には 2 回目の、2017 年には 3 回目の認証評価を申請し、基準に適合していると認定されている。なお、3 回目の認証評価では、次に示す 5 点の指摘を受けた。2021 年 7 月に改善策をまとめて報告したところ、大学基準協会より承認するとの連絡があった。

区分	指摘事項	改善状況
① 努力課題	人間福祉学研究科博士課程（後期）のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。	研究科会議にて検討を行った結果、コースワークの充実とその取り組みを明確にするため、新たな科目「人間福祉学特殊講義 A（2 単位）」「人間福祉学特殊講義 B（2 単位）」を配当した。2021 年度より博士課程（後期）の新入生を対象にこれらの授業が開講されている。
② 努力課題	人間福祉学研究科における学位論文審査基準について、修士課程及び博士課程（後期）でほぼ同一の内容となっているので、課程ごとに定めて『履修要項』などに明記するよう、改善が望まれる。	研究科会議において検討を重ねながら、改善に向けて取り組んだ。2021 年度から、修士課程では「学術誌掲載論文 1 篇以上に相当する新たな知見を含んでおり、研究目的に沿った結論が導かれていること。」ことを、博士課程（後期）では「学術誌掲載論文 2 篇以上に相当する新たな知見を含んでおり、学術界の進展に寄与するものであること。」ことを履修要項に掲載して

		いる。
③ 努力課題	収容定員に対する在籍学生数比率について、教育学部子ども学科が 0.85 と低いので、改善が望まれる。	学長・副学長会議等において定期的に協議を行い、以下の改善策を図った。 1. 2019 年度、小学校教員免許状、幼稚園教諭免許状に加え中学校教員免許(英語)課程を開設し、受験生ニーズに応えると共に教育課程の充実を図った。 2. 2019 年度より教育学部に学納金を免除するプレミアム奨学制度入試を設けた。 3. 2019 年度より専門学科を有する高等学校卒業生を対象とした、専門学校卒業入試及び大学での学びを地域貢献にいかすことを希望する高校生を対象とした地域貢献特別入試を実施することとした。 4. 実用英語技能検定 2 級以上取得者又はこれに準ずる者を対象とした英語検定取得者特別奨学金制度を設けた。 5. 高等学校からの推薦入学者で成績優秀な者に授業料の減免、免除の奨学金制度を設けた。 これらの結果、教育学部子ども教育学科の入学定員の充足率は、2018 年度 0.91、2019 年度 1.08、2020 年度 1.06、2021 年度 0.93 となっている。このように、入学定員に対する充足率は改善しつつある。しかし、収容定員に対する在学生比率は、入学後に退学者等がいることから、2021 年 5 月 1 日現在では自己点検評価時より 0.05 ポイントの改善にとどまっている。
④ 努力課題	2017 (平成 29) 年度における編入学定員に対する編入学生数比率について、人間福祉学部人間福祉学科が 0.10、教育学部子ども教育学科が 0.15、経営学部経営学科が 0.20 と低いので、改善が望まれる。	人間福祉学部人間福祉学科と教育学部子ども教育学科の 3 年次編入学定員のあり方については、2018 年度の学長・副学長会議当で、2020 年 4 月を目処に 3 年次編入学定員を改正すること及び大学全体の入学定員のあり方も今後、検証することとした。2019 年度、学部・学科の改組は社会的使命、社会的ニーズを踏まえた抜本的な見直しが必要であり、延期することとした。 また、経営学部経営学科の学生比率改善については、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科設置認可申請時に経営学部経営学科の入学定員 80 人を振り替えて設置することとし、2017 年 4 月より募集停止し、併せて 3 年次編入学定員 5 人についても募集停止した。
① 改善勧告	人間福祉学部において、2017(平成 29)年度の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ	学長・副学長会議等で協議し、以下のとおり改善策を図った。 1. 2019 年度より専門学科を有する高等学校卒業生を対象とした、専門学校卒業入試及び大学での学びを地域貢献にいかすことを希望する高校生を対象と

	0.75、0.72 と低く、同学部人間福祉学科では、それぞれ 0.73、0.72 と低いので、是正された。	した地域貢献特別入試を実施することとした。 2. 実用英語技能検定 2 級以上取得者又はこれに準ずる者を対象とした英語検定取得者特別奨学金制度を設けた。 3. 高等学校からの推薦入学者で成績優秀な者に授業料の減免、免除の奨学金制度を設けた。 これらの結果、2017 年度以降の同学科の入学定員に対する 5 年間の平均入学者数比率が 1.01 に改善された。
--	---	--

今回の自己点検評価は、上述の指摘を念頭に置きつつ、学長のリーダーシップの下、自己点検・評価委員会を中心として、学部学科、各種委員会、各種センターの総力を挙げてまとめたものである。内部質保証システムとしての自己点検評価の取組が、教育、研究及び社会貢献の活動をより高めるとの信念の下、点検、評価、改善について組織的に取り組んできた。とりわけ、前回の認証評価では導入できなかった点検評価の手続きを定めた「自己点検評価に関する要綱」、3つの方針の適切性を点検評価するための「点検評価の方針（アセスメント・ポリシー）」の制定に取り組んだ。また、PDCA の概念に基づいた継続的な点検評価の取組を可能とする「自己点検評価シート」の開発、授業評価や学生調査から得られる学生の声を教育改革に結びつける活動に取り組んできた。さらに、大学教育改革委員会やFD委員会との連携、各センターの取組の見える化にも取り組んできた。

なお、本学の規定類には「中部学院大学総合研究センター規程」のように大学名が付記されているものが多い。また、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部附属図書館規程」のように、大学と短期大学部による共同の規定も多くみられる。このような長い名称を報告書内で使用することは冗長であるので、「総合研究センター規程」「附属図書館規程」のように略称を用いることとした。

一方、少子化と超高齢化の社会を迎える我が国において、高等教育機関を取り巻く環境は日に日に厳しさを増している。同時に、本学の強みである福祉、医療、教育、及びスポーツと健康の分野における人材養成が地域社会の強い要望であることを踏まえると、今後も改革のスピードを緩めることなく、激しい社会変動に機敏に答えていく必要がある。本学は、福音主義キリスト教に基づく、建学の精神を堅守しつつ、このような時代の変化に応じた柔軟性を併せ持つ大学、地域社会に貢献できる大学を今後も目指していく。

中部学院大学
学長 江馬 諭

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

評価の視点1に関して、本学の理念・目的は、学則第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする」と定めている（資料1-1）。本学大学院の理念・目的は、大学院学則第1条において、「本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定めている（資料1-2）。また、本学を設置する学校法人岐阜済美学院の理念・目的は、寄付行為第3条において、「この法人は、福音主義のキリスト教に基づいて、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を経営することを目的とする」（資料1-3）と規定している。大学の理念・目的を踏まえ、本学は学則第3条、大学院学則第5条及び通信教育部規程第3条に、学部・学科、課程及び研究科の教育研究上の目的を定めている（資料1-1、資料1-2、資料1-4）。これら学校法人岐阜済美学院、本学及び本学大学院の理念・目的が記載されている箇所をまとめて資料に示す（資料1-5）。以上から明らかなように、本学の学部・学科、大学院の修士課程と博士課程（後期）、通信教育部は教育研究上の目的をそれぞれ設定している。

一方、上述の学則等から明らかなように、学校法人岐阜済美学院（以下、本法人と記す）、本学及び大学院は「建学の理念」を福音主義キリスト教に置いている。そこでは、法人と大学の理念・目的は、同じく人格を有する他者との共同関係において実証されるものでなければならない。この共同関係においては、キリスト教精神による「愛と奉仕」が尊重される。本学は、人間としての基本的なものの見方・考え方を養い、他者の痛みを理解し、責任をもって自らの使命に生きる人間を育成するものである。この概念が以下に示す「建学の精神」として集約されている。この「建学の精神」は、1997年に制定され、今日も受け継がれている（資料1-6）。

「神を畏れることは、知識のはじめである」（『旧約聖書』「箴言」第1章第7節より）

「神を畏れる」とは、人智を超えた神の叡智の前に謙虚であることを指している。それは、また、愛と義と公平を求める神の意志を尊重することであり、そこよりはじまる「知識」は、技術的知性だけではなく、それを真に生かす叡知的理性を指している。また、それは、隣人愛に生きることを促し、正義、自由、平和を祈り求める「知識」のことである。ここから導かれる人間像は、神を畏れ、真理を追求する人間であり、具体的には愛する人、奉仕する人、賛美する人となる。以上から、本学の「建学の精神」は、教育基本法が掲げる個人の尊厳、真理と正義の希求、公共の精神を尊重、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成、さらには伝統の継承、新しい文化の創造を目指す教育

に十分に応えるものであり、その意味で本学の人間教育は高い公共性を有していると言える。

評価の視点2について、例えば人間福祉学部人間福祉学科の教育研究上の目的は、次の様に定められている。

社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

この人間福祉学科の主たる目的である「福祉社会に貢献し得る人材を養成する」ことは、大学の理念・目的である「世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成する」と合致するものである（資料1-5）。同様に、教育学部子ども教育学科、看護リハビリテーション学部理学療法学科、看護リハビリテーション学部看護学科、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科においても、学部・学科の目的と大学の理念・目的は内容において合致するものである（資料1-5）。また、これらの学部・学科の教育研究分野は、福祉、教育、医療、スポーツ健康であり、「建学の精神」をまさに具現化するものである。

さらに、本学の理念・目的と「建学の精神」が実現されている一例として、大学院人間福祉学研究科における学位論文題目を一覧として整理した（資料1-7）。特に博士論文の題目に注目すると、児童養護施設、高次脳機能障害、知的障害、重症心身障害、聴覚障害、学校不適応予防、高齢者ケアマネジメントなど福祉や医療分野における専門用語が多くみられる。このように本学大学院では福祉や医療分野に関する高度な教育研究が行われており、本学の「建学の精神」が目指すところでもある。

また、本学の理念・目的と「建学の精神」、及び大学、学部・研究科の概要は、毎年作成されている大学案内、大学院案内で紹介されている。2024年度版大学案内の1ページ目に「建学の精神」が紹介されている（資料1-8）。それ以降のページに学部・学科の概要が紹介されている。2024年度版大学院案内にも同様の内容が紹介されている（資料1-9）。また、大学公式ウェブサイトでも同様の情報が社会に対して公表されている（資料1-10 【ウェブ】）。

以上に述べた大学の理念・目的及び学部・研究科の目的について、2023年度第8回開催の自己点検・評価委員会にて点検・評価した（資料1-11）。その結果、大学の理念・目的が適切に設定されていること、またそれを踏まえ、学部・研究科の目的が適切に設定されていることが確認された。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

評価の視点1の「学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示」については、本章の点検・評価項目①で詳しく述べたので、ここでは省略する。評価の視点2について、以下に述べる。

岐阜済美学院を創立した片桐龍子氏と、その後にキリスト教主義学校へと転換した片桐孝氏とによって育まれた愛と知に基づく教育の志は、一世紀を越えてなお今日に至るまで継承されてきた。

さらに、「建学の精神」の理解を深め具現化するために、本学は様々な活動を行ってきた。その中で、2014年に本学と中部学院大学短期大学部がワーキングチーム「ブランディングプロジェクト」を立ち上げ、以下に示す「ミッション・ステートメント」を定めた。この「ミッション・ステートメント」は、「建学の精神」の基本概念を具現化するための具体的な指針であり、それが学院の隅々にまで浸透し、全て教職員と学生が継承し続けるためのものである。2024年度版大学案内の3ページから4ページにかけてこの「ミッション・ステートメント」が紹介されている（資料1-8）。

「生きる、を学ぶ」

少子化・超高齢化社会を迎え、高等教育機関を取り巻く環境は、ますます厳しい時代を迎える。このような時代の中で中部学院大学は、建学の精神に基づいて、「生きる、を学ぶ」大学となる。すなわち、生涯にわたる自己と他者の幸福（Human Well-being）を実現する高等教育機関として、地域の拠点となり、各専門領域における高い専門性の養成と課題解決能力を引き出す教育を行う。

「建学の精神」は、大学案内に紹介されているものの、入学した学生がこれを見る機会は限られている。さらに「建学の精神」は、大学公式ウェブサイトに掲載されているが、たどり着くのは容易ではない。これらの課題を解消するために、学生がよく手にする学生便覧「キャンパスライフ」の裏表紙に「建学の精神」が記載されている（資料1-12）。また、チャペルアワーが行われる礼拝用ホール（グレースホールとグローリアホール）の正面に用語を掲載するなど工夫を行っている。なお、この「キャンパスライフ」は、2021年度まで紙媒体での配布であった。しかし、第2章で述べるようにICT教育の推進と経費削減に伴って、2022年度からウェブ掲載となった。すなわち、「中部学院ポータル（LMS）」の中のキャビネット一覧に収納されており、教職員及び学生はいつでもどこからでもスマホやパソコンから閲覧することができる（資料1-13 【ウェブ】）。

さらに2022年、「建学の精神」と本学の学部・学科構成との関連をより明確化した。それは、第2期中期計画（後期）の中で新たに追加された。なお、第2期中期計画（後期）については、この章の後半で詳しく述べる。

「生きる、を学ぶ」

われわれは自らと他人の命を尊重し、相互に助け合いながら生きようと、この世界に送り出された存在である。本学の学部・学科はそれぞれ、医療・教育・福祉・スポーツの領域において、人間の尊厳とコンプライアンスを重視する教育に努め、時代の要請に応え得る人材を育成し、また地域の委託に応え得る連携プログラムを提供する。

「建学の精神」に関する日々の様々な活動として、まず理事長の活動を紹介する。毎年、学院の幹部教職員が参加する仕事始め式において、理事長から「建学の精神」の具現化、学校の使命である教育・研究・社会貢献への取組などが伝えられている。これは、理事長からの3つのお願いという形でパンフレットとしてまとめられたものであり、全教職員の手元に置き、常に意識できるように工夫されたものである（資料1-14）。

次に、入学式では宗教総主事による「建学の精神」の朗読と聖句の説明がなされる。4月初めの新入学生に向けたオリエンテーションにおいても、「建学の精神」の理解を深める時間を設けている。小冊子「知識のはじめー私たちの岐阜済美学院ー」には、建学の精神の成り立ちや歴史が描かれており、全ての新入学生に配布されている（資料1-15）。さらに、年間2回発行される宗教委員会の機関誌「桐が谷通信」にも建学の精神や土台となった聖書に関するエピソードが掲載されて

いる（資料 1-16）。全教職員の出席が推奨されている年間 2 回の「キリスト教研修会」は、建学の精神の理解を深める機会である（資料 1-17）。その他、授業期間の月曜日と木曜日の 1 限目と 2 限目の間に、チャペルアワー（礼拝）が行われている（資料 1-18）。これは建学の精神の理解を深める大学内での重要な機会である。加えて、毎年度 1 回、宗教講演会を開催し「建学の精神」への理解を図っている。宗教講演会の開催は、特定の授業科目では実施されておらず、全ての学生が出席できるように配慮している。この他、全学生に対して卒業必修科目「キリスト教概論」を置き（大学院を除く）、本学の「建学の精神」やキリスト教大学としての沿革を紹介している。また、定期刊行物である「中部学院大学報」や「岐阜済美学院報」を発行し、「建学の精神」の周知を図っている（資料 1-19 【ウェブ】、資料 1-20-1～資料 1-20-5）。

一方、大学の理念・目的及び学部・研究科の教育研究上の目的については（資料 1-5）、4 月初めの新入学生のオリエンテーションで説明されている。そこでは、各学部、学科、研究科毎に「キャンパスライフ」に記載されている学則を引用しながら、学生が所属する学部学科等の目的が説明されている（資料 1-12）。

以上に述べたように本学は、「建学の精神」、大学の理念・目的、及び研究科の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。また、学部、学科、大学院においても教育研究上の目的を明示するとともに、教職員、学生、社会に対する刊行物やウェブサイト等によってそれらを周知し、公表している。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

2019 年の私立学校法の改正によって、2020 年度から 5 年以上の期間にわたる中期計画を策定することが義務化された。本法人ではこの情報をいち早くとらえ、それ以前の 2015 年度に 5 年間の計画期間とする第 1 期中期計画を策定した（資料 1-21）。すなわち、本学は建学の精神と本学院の社会的使命を深く認識し、計画期間内に進むべき方向性であるビジョン及び具体的に講じる個別戦略を明らかにし、これにもとづく大学運営を先んじて進めてきた。その後、2019 年の私立学校法の改正と第 1 期中期計画の期間が満了することを踏まえ、2020 年を計画の始期とし 6 年間の計画期間とする第 2 期中期計画（前期）及び第 2 期中期計画（後期）を順次策定した（資料 1-22、資料 1-23）。いずれの計画も、寄附行為に従って評議員会の意見を聴き、法人経営会議と理事会において審議、議決を経たものである（資料 1-24）。第 2 期中期計画の内容や計画期間を検討する中で、大学を取り巻く環境の変化の速さや地球規模で社会経済情勢の変化が激しいこと、また時代の潮流を注視しながら激しい変化に速やかにかつ柔軟に対応できることを考慮して、前期 3 年（2020 年－2022 年）と後期 3 年（2023 年－2025 年）の 6 年間の計画期間と定めた。

第 2 期中期計画（後期）においては、理想とする姿として「建学の精神の下、自身の夢を切り拓く人を育てる」「多様な世界と機会に触れ自らの可能性を伸ばし地域とともに歩み、地域とともに発展する」ことを掲げている（資料 1-23）。また、下記に示す 8 つの分野における中期計画（大項目）について、それぞれ基本方針を定めている。

- ① 学生確保に向けた募集・広報活動
- ② 教育改革と質保証
- ③ 学生支援

- ④ 国際化推進
- ⑤ 地域連携
- ⑥ 研究活動の活性化
- ⑦ キャンパス整備
- ⑧ 経営・管理の強化

さらに、これらの中期計画（大項目）には、それぞれ事業計画（中項目）と詳細計画（小項目）が定められている。例えば、大項目の①学生確保に向けた募集・広報活動では、「(a)多様な学生の受入、(b)県内高校との連携、県内進学率向上に向けた施策の推進、(c)入試制度改革と各ポリシーの点検、(d)募集活動の戦略的展開とブランディングの推進、(e)教育実績・就職実績に基づく広報の推進、(f)大学院・通信教育部の募集活動の展開」からなる6項目の事業計画（中項目）を掲げている。中項目の(a)多様な学生の受入では、「(i)入学希望者の多様なニーズ・目標に応えられる募集施策、(ii)外国人留学生の受入に向けた学内環境の充実、(iii)障がいのある学生、社会人学生の受入に向けた募集施策」が定められている。

2016 年度から小項目について5段階(1.十分に達成、2.一応達成、3.標準的、4.課題あり、5.非常に課題あり)で点検している。この点検は、学科、センター、事務局等の各部門の事業報告を踏まえて自己評価するものであるが、評価結果を法人経営会議等に提出し、その妥当性について検証を行ってきた（資料 1-24）。このような中期計画とその取り組みについては、その都度教職員に周知され、大学全体で共有してきた。現在は、第2期中期計画（後期）に基づいて、大学運営を推進しているところである。また、第10章第2節で述べるが、本学の財務状況は健全であり、これらの中期計画の大部分は実現可能であると考えている。

（2）長所・特色

「建学の精神」は、本法人の今日の教育においても普遍性を有する内容である。これらが、本学の教育百年の大計として継承されているところに大きな特色がある。また、「建学の精神」を具現化するために、理事長からの3つのお願い、入学式における宗教総主事による「建学の精神」の朗読、オリエンテーションにおける「建学の精神」の理解、学生配布資料「知識のはじめー私たちの岐阜済美学院ー」、機関誌「桐が谷通信」、チャペルアワー、宗教講演会の開催、卒業必修科目「キリスト教概論」など、多くの活動が実施されている。これらの活動も本学における大きな特徴である。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学は、キリスト教主義に基づく「建学の精神」の基本理念並びに大学及び大学院の理念・目的を適切に設定し、これらの理念・目的を踏まえた学部・学科及び研究科の教育研究上の目的を学則に明示している。また、「建学の精神」の基本理念、ミッション・ステートメント、大学及び大学院の理念・目的、学部・学科及び研究科の教育研究上の目的を大学公式ウェブサイト、大学案内、その他各種媒体を通して教職員及び学生に周知している。また、第2期中期計画（後期）を作成し、それらを推進している。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、学則第2条の2において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と内部質保証のための方針を定めている（資料1-1）。また大学院及び通信教育部においても、それぞれ大学院学則第3条及び通信教育部規程の第2条において、大学と同様の内部質保証のための方針を定めている（資料1-2、資料1-4）。

前述した内部質保証の方針を推進するために、自己点検・評価規程において全学内部質保証推進組織の体制や役割を定めている（資料2-1）。第1条において「本学の教育目的並びに社会的使命を果たすため、教育研究活動等の状況について自己点検、自己評価の実施」を明確にしている。また、第2条において「自己点検・評価委員会を設置する」ことを、第2条の2において自己点検・評価委員会と学部等の役割を、第3条において委員会の組織を、第6条において自己点検・評価の項目を、第7条において「自己点検・評価の結果を理事長に報告するとともに学院報その他の方法により公表する」ことを定めている。

一方、教育改革委員会規程の第1条で「教育研究水準の向上と組織的な実施に努めるため必要な事項を定める」と定義し、第2条において「教育改革委員会を設置する」と定義している（資料2-2）。第2条の3においては「教育改革委員会は、自己点検・評価委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、学生支援委員会、教務委員会、キャリア支援委員会、入試広報委員会と協力して所掌事項を処理しなければならない。」と定めている。すなわち、教育改革委員会規程は、全学的なFD活動、学生相談や学生支援、教養系基礎科目、就職相談や就職支援、入試における広報活動についても改革を行い、大学全体の教育研究の水準を高めることを目的として定められたものである。後述するが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応、貸与パソコンの導入、学生による授業に関する調査を紙面調査からウェブ調査に変更するなど、教育改革の意味合いが強い活動は、教育改革委員会でも取り扱われてきた。

さらに、内部質保証を組織的に推進し、教育研究水準の向上を目指して継続的に取組むため、自己点検・評価の手続きや手順を要綱として定めている（資料2-3）。自己点検・評価に関する要綱の第3条において、「本学全体の教育課程に係る教育の質保証に関する取組みは、自己点検・評価委員会が行う」と定義している。第3条の2において「各教育研究組織に関する検討及び実施は、各教育研究組織が行い、自己点検・評価委員会ですべてを共有する」と定義し、全学的な自己点検・評価委員会と教育研究の実施部局である学部学科との役割を明確にしている。第4条においては、「卒業

認定・学位授与の方針が本学の目的に則して定められていること」、「教育課程編成・実施の方針が本学の目的及び学位授与の方針と整合性をもって定められていること」、「学修成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること」について、点検・評価のための手続きを詳しく定めている。第5条においては、認証評価機関が定めた基準の中の7つについて、各教育組織が点検・評価する項目を定めている。第6条において、学生等からの意見聴取を行う際の項目や手続きについて詳細に定めている。これら学生からの意見徴収は、後述する点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）の一部である。第7条から第10条において、各教育組織と自己点検・評価委員会で検討した結果を学内で共有することを、また必要に応じて学長・副学長会議、評議会、教授会など審議組織へ報告することを定めている。

教育の企画・設計及び運用は、第2期中期計画（後期）を指針としている（資料 1-23）。自己点検・評価委員会と教育改革委員会は、中期計画に従って教育と研究に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案する。

以上に述べた内部質保証に関する大学の基本的な考え方、自己点検・評価委員会の権限と役割、自己点検・評価委員会と学部・研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計や運用について、2023年度第7回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示について適切であることが確認された。

点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

評価の視点1に関して、本学は、1997年4月に中部学院大学人間福祉学部人間福祉学科が設置され、4年制大学として新しい福祉分野での人材養成を開始した。1991年7月の大学設置基準改正により、大学の自己点検・評価が義務化されたことを受け、本学は大学設置と同じ1997年4月に全学的な自己点検・評価にかかわる規程を整備した。この規程は、文言の修正など複数回の改定を経て、現在の自己点検・評価規程として引き継がれている（資料 2-1）。

一方で、2013年9月に教育改革委員会規程が制定され、数回の改定を経て現在に至っている（資料 2-2）。この規程は、前述したように大学全体の教育研究の水準を高めることを目的としたものである。しかしながら、同規程の第2条の3に自己点検・評価委員会が含まれているので、自己点検・評価規程と教育改革委員会規程との間に制度上のずれがみられる。今後、改定を含めた検討が必要である。

法令により義務付けられた認証評価に関する本学の取組は以下のとおりである。2004年、文部科学大臣が認証した認証評価機関である財団法人大学基準協会に、第1回目の認証評価を申請した。その結果、同協会から翌年「大学としての基準に適合している」との認証を受けた。さらに、2010年度に2回目の、2017年度に3回目の認証評価を同協会に申請し、いずれも翌年「基準に適合している」との認証を受けてきた。これらの認証評価の取組において、自己点検・評価等規程で定義されている自己点検・評価委員会が全学的な内部質保証推進組織として活動していることを報告書に記載し、認証を受けてきた。

しかしながら当時の本学においては、自己点検・評価の活動の対象、計画、手順、分担と役割、PDCAの取組とともに、内部室保証の意義を教職員に十分に伝え、その必要性を醸成する途上であった。そこで、自己点検・評価の手続きを詳しく定めた自己点検・評価に関する要綱が2020年9月の自己点検・評価委員会で決議され、その後一部の改訂を経て現在に至っている（資料 2-3）。この要

綱の制定は、自己点検・評価活動を担う委員がポンチ絵に示す認証評価の基準、評価項目、点検・評価・改善のための PDCA サイクル等の必要性を理解する機会となった（資料 2-4）。この資料は、2020 年 8 月に作成されたものであり、大学基準協会が定めた最新の基準及び点検・評価の項目を列挙するとともに、とりわけ学部学科が毎年取り組むべき教育に関する重要な点検・評価の項目を朱書きで示し、周知が図られた。また、学生の成長を目標に、教職協働で取り組み、PDCA サイクルを意識しながら改善へとつなげることの重要性が再認識される機会となった。

図 1 は、本学における内部質保証システムの体制図であり（資料 2-5）、全学の自己点検・評価委員会と学部・学科、各種委員会、各種センター等との関連を示している。図中、各種委員会等の責任者を【】内に記載している。教育研究組織とその活動に関する事項（基準 3、4）は、4 学部 5 学科、通信教育部及び大学院の自己点検・評価作業部会が担当している。教育課程の全学的な事項（基準 4）は教務委員会が担当している。学生相談、キャリア支援等の学生支援に関する事項（基準 7）は、学生支援委員会、キャリア支援委員会、国際交流・留学生委員会及び図書館運営委員会が担当している。入試に関する事項（基準 5）は入試広報委員会が担当している。教育研究支援に関する事項（基準 8）は総合研究センター運営委員会が、社会連携・社会貢献に関する事項（基準 9）は地域連携推進センターが、管理運営に関する事項（基準 10）は法人経営会議が、それぞれ担当している。



図 1（資料 2-5） 中部学院大学における内部質保証体制

評価の視点 2 に関して、自己点検・評価委員会のメンバーは、学長、副学長 2 名、研究科長、学部長 4 名、学科長・コース長 6 名、教務委員長、キャリア支援委員長、学生支援委員長、学長補佐、事務局長、教務部長、教務課長であり、合計 20 名程度である（資料 2-6）。委員長は学長である。教育改革委員会の委員構成は、自己点検・評価委員会の委員と全く同じメンバーである（資料 2-6）。

このように本学では、自己点検・評価委員会と教育改革委員会は同じメンバーで構成されている。年度ごとのあるいは認証評価に向けた継続的な点検・評価の活動は、自己点検・評価委員会で行われてきた。

主要な会議の構成員を資料 2-7 に示す。資料 2-6 と資料 2-7 に示すように、本学の学長は、評議会、教授会、自己点検・評価委員会、教育改革委員会、及び IR 推進センターの責任者である。また学長は、学長・副学長会議、学部長学科長会議の責任者である。それゆえ、学長は大学全体の内部質保証に関する取組と成果や課題を的確に把握し、改革のための意思決定や方針を迅速に指示することが可能である。

図 1 に示した自己点検・評価活動において、IR 推進センター（資料 2-8）は学生確保に向けた各種入試情報、卒業時の学修成果、本学が行っている様々な学生支援の効果と課題、各種学生調査に関する分析を行い、学長・副学長会議、自己点検・評価委員会、教育改革委員会等に対して提言を行っている。大学全体で少なくとも毎年 1 回 FD 活動を行い、情報提供、提言、提案を行っている（資料 2-9）。教員の自己点検・評価活動として、教員は学生による授業に関する調査を通じた点検と改善や、学生学修カルテを用いた指導を行っている。また教員は、教育、研究、学内運営、社会貢献に関して年度初めに目標を設定し、年度末には取組成果を記載した教育職員自己点検・評価表を毎年作成する（資料 2-10）。学部長は教員の活動を評価した後、学長に提出している。これらの活動は、教員個人の自己点検・評価に関する取組である。

一方、管理運営財務に関することは理事会の審議事項であるので、大学での認証評価に基づく点検・評価の項目としては長年手薄な状況であった。しかし、2015 年より学院の事務局長、大学の学長と副学長、短期大学部の学長、学長補佐、大学の事務局長等の 9 名からなる法人経営委員会が年に 2 回程度開催され、主に財務と運営について点検・評価を行っている（資料 2-11）。

以上に述べた全学内部質保証推進組織・学内体制の整備、全学内部質保証推進組織のメンバー構成について、2023 年度第 7 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が適切に整備されていることが確認された。

点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点 1 に関して、本学における 3 つの方針、すなわち学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、2010 年に制定された。大学院においても同様の 3 つの方針が制定された。大学独自の方針は制定されていないものの、大学と学部学科の教育研究の目的を踏まえ、全学で統一

した作成方針の下に学部学科等の3つの方針が定められている（資料 2-12-1～資料 2-12-8 【ウェブ】）。すなわち、学部学科の学位授与の方針は、卒業単位数、人材養成や専門領域のキーワードが異なるものの、前文の様式と記述方法は統一されている。また、身につけるべき6つの資質の名称も全学的に統一されている。6つの能力は、自律的で意欲的な態度、社会や他者に能動的に貢献する姿勢、対象理解のためのチームワーク構築、問題発見・解決力の発揮、コミュニケーション・スキルによる協調・協働、及び専門的知識・技能の総合的な活用である。教育課程編成・実施の方針は、人材養成、国家試験受験に必要な指定科目、教員免許取得に必要な科目などが学科によって異なるものの、いずれの学科も教育内容、教育方法、教育評価のキーワードで構成され、統一された表現となっている。入学者受入れの方針においても、前文の表現が統一されているとともに、入学時に必要な大学共通の6つの知識や意欲などが学科の特徴に応じて説明されている。

一方、本学には点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）の暫定版が2018年に制定されていた。しかし、入学前後において入学者受入れの方針を満たした学生が入学しているかを検証するための方法（指標）、在学中教育課程編成・実施の方針に則って学修が進められているかを検証するための方法（指標）、卒業時・卒業後に学位授与の方針を満たした人材を養成できているかを検証するための方法（指標）について、明確にする必要があった。また、3つの方針にかかわる大学全体（機関レベル）の指標、学部毎（教育課程レベル）の指標、科目毎（科目レベル）の指標についても、明確にする必要があった。そこで、上述した内部質保証に関する基本的な考えの下に点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）の見直しに取り組んだ。さらに、内部質保証システムの充実を図り、教育研究活動をさらに推進するために、以下に示す項目について精力的に取り組んできた。

（ア）点検・評価の方針（評価の視点1、2）

点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）について、2021年度からIR推進センターにて見直しを図った（資料 2-13）。アセスメント・ポリシーの中では、大学全体（機関レベル）、学部毎（教育課程レベル）、科目毎（科目レベル）において、また入学前・入学後、在学中、卒業時・卒業後において、それぞれの評価指標が定められている。在学中においては、教育課程編成・実施の方針に則って学修が進められているかを検証するために、休学率や退学率はもとより、学生調査（生活状況、学習環境、学習状況）の結果を大学全体や学部毎の指標として位置付けた。また、授業に関する調査の結果も科目レベルの指標として改めて位置付けた。卒業時・卒業後においては、学位授与の方針を満たした人材となっているかを検証するために、卒業率、就職率、学位授与数はもとより、卒業時の学生調査結果を大学全体や学部毎の指標として新たに位置付けた。さらに科目レベルの指標として、後述するが授業科目の到達目標と学位授与の方針に記載されている能力との関連調査の結果も、科目レベルの指標として新たに位置付けた。IR推進センターでまとめられた点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）の見直し案が、2022年12月の大学教育改革委員会で承認された。なお、点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）で定められた各種の指標は仮説の上に成り立っているものである。それゆえ、各種の指標について定期的に点検・評価を行い、3つの方針の適切性や有効性が保たれているかを確認しなければならないと考えている。

（イ）成績評価基準（評価の視点3）

授業科目の成績評価基準の見直しについて、2020年より教務委員会で検討が始まった。従来の成績評価基準は、評価点が60点未満の場合、成績表示D（不合格）と定められていた。合格の場合、60点以上70点未満がC、70点以上80点未満がB、80点以上90点未満がA、90点以上がSと定められていた。しかし、評価点の目安が抽象的であった。そこで、2021年11月の教務委員会で新しい成績評価基準が承認された（資料 2-14）。その骨子は、シラバスに記載されている到達目標を最低限達成しているとき、60点として表記され、成績表示Cが与えられるものである。成績表示B、

A、S も到達目標に対して定められている。この取組は成績評価の厳格化に繋がるものである。

(ウ) 科目の到達目標と 6 つの能力との関連調査（評価の視点 3）

2021 年 12 月から 2022 年 11 月にかけて、授業科目の到達目標と学位授与の方針に定められている 6 つの能力との関連に関する大規模な調査が行われた。この調査は、IR 推進センターを中心として行われた。まず、2022 年度に向けたシラバス作成時期に、常勤の教員を対象に授業科目の到達目標と学位授与の方針に定められている 6 つの能力との関連性の明確化を図った。具体的には「箇所書きされた到達目標の末尾に DP1 から DP6 までの符号を付すこと。」を教員に依頼した。学科選出のセンター委員は、学科の到達目標と 6 つの能力の関連を分析した。その結果、6 つの能力と到達目標の累積頻度には学科によって多少の差異が見られるものの、いずれの学科においても 6 つの能力は多くの到達目標と関連しているという分析結果が得られた（資料 2-15）。また、両者の関連が際立って弱いケースもみられなかった。言い換えれば、現在開講されている授業科目を学生が履修することによって、学科の 6 つの能力はほぼ過不足なく育成されることが明らかになった。

さらに IR 推進センターでは、「学位授与の方針に本学の建学の精神が記載されていないので、盛り込むべきである」と提言することとした。この結果を自己点検・評価委員会、学長・副学長会議で議論するとともに、最終的には評議会で学位授与の方針の前文の冒頭に「建学の精神のもとに」が追記されることとなった。この活動を通じて、授業科目の到達目標が大学や学科の学位授与の方針の適切性を確認するための一つの方法であることが実証された。

(エ) 自己点検・評価要綱と自己点検・評価シート（評価の視点 3）

自己点検・評価要綱の説明は前述したとおりであるので、ここでは割愛する。2020 年度と 2021 年度に学部学科の自己点検・評価が行われた（資料 2-16、資料 2-17 【ウェブ】）。資料にみられるように、その内容は極めて簡素であった。そこで、2021 年度に自己点検・評価シートの大幅な変更が自己点検・評価委員会で議論された。その結果、2022 年度の自己点検・評価の活動には新しい自己点検・評価シートを用いることとした。

2022 年度からこのシートを用いて自己点検評価が行われた（資料 2-18-1～資料 2-18-6 【ウェブ】）。新しい自己点検・評価シートでは、基準ごとに点検・評価表が準備されている。また、A：点検・評価項目、B：評価の視点、（第 2 期中期計画）、C：担当者、D：改善すべき課題、E：改善に向けた本年度の取組み、F：次年度に向けた課題の欄が設けられている。A、B、第 2 期中期計画の欄は、事前に記載されている。資料から明らかなように、当該年度の課題に対して取り組んだ成果や次年度に向けた課題を確認することができる。このように新しい点検・評価シートを用いることによって、内部質保証のための点検・評価の活動が飛躍的に推進されたと同時に、PDCA システムに基づく点検・評価の意味がかなり醸成されたものと判断している。

(オ) 附置教育研究施設等の取組（評価の視点 5）

学生支援、学生相談、就職支援等は、大学での教育研究活動と同時に重要な活動の一つである。各種の委員会や附置機関の取組は、自己点検・評価委員会に対して直接報告されていないが、年度の初めに学長・副学長会議に対して前年度の取組が毎回報告されている（資料 2-19-1～資料 2-19-5）。その他、2022 年度には図書館、人間福祉相談センター、各務原市シティカレッジ、関シティカレッジ、スポーツカレッジなどの取組が、学長・副学長会議に報告された。点検・評価の視点は、利用状況、社会貢献とその効果、収支バランスである。センター等の事業を点検し、必要に応じて、センターの統廃合に向けた、いわゆる「棚卸し」としての点検評価である。その結果、附属図書館の開館時間の見直し、電子書書籍の一部契約継続の停止を決定した。また、センター等の統廃合についても引き続き検証を行うこととしている。

(カ) FD、SD 活動（評価の視点 4、5）

本学はFDを推進するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づき、FD委員会を設置している（資料2-9）。FD委員会の役割は、第3条に定めるとおり「全学的なFD活動の企画立案、実施計画の立案、評価など」を行うことである。この役割に基づいて全学的なFD活動が実施された（資料2-20）。そのテーマ、とりわけ2020年度以降のテーマは、新型コロナウイルス感染症への対策とパソコン貸与に関するものである。この中で、遠隔授業における教育の質保証や新しい情報技術の導入による教育効果が共有され、教育の質保証に努めている。また学部学科でのFD活動を推進するために、全学的なFD活動に加えて学部・学科単位での開催を義務付けている（資料2-21）。

また、本学はSDを推進するためのスタッフ・ディベロップメント研修規程を定めている（資料2-22）。この規程に基づいて全学的なSD活動が施されている（資料2-23）。この中で、特に会議のペーパーレス化に繋がる取組について説明する。当時のパソコン貸与事業を受け、各授業で学生に配布する資料等のペーパーレス化を大学としても推奨することとした。しかし、担当教員自身がペーパーレスの長所・短所を理解する必要がある。このため、第2期中期計画で掲げた計画、特にSDGsへの取り組みを踏まえて（資料2-24）、2022年度より全学的に会議資料のペーパーレス化へ移行した。

（キ）学生調査（評価の視点3）

まず、2021年度当時に実施されていた学生総合調査を2022年11月開催のIR推進センターで詳しく分析した。ここでは、属性、学生生活と学習環境、学習状況、学習成果、各種満足度などが混在する形で行われていた。すなわち、調査の目的が複数含まれており、調査対象（学生）との関係も十分整理されていないことが判明した。そこで、種々検討を行った結果、1年生から3年生の学生には、属性、学生生活と学習環境、学習状況、学生支援について調査することとした（資料2-25）。また卒業時の学生には、属性、学位授与の方針の理解度、学修成果の達成度、就職状況、本学の教育に対する満足度などについて調査することとした（資料2-26）。この案を学長・副学長会議や自己点検・評価委員会に提案し、2022年度から実施することになった。これらの学生調査に関する取組は、前述した点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定める活動と連動している。

これら2種類の学生調査を2022年に実施し、IR推進センターで分析した。その結果、在学生に関して学修状況や大学が提供している様々な支援の効果と対策が明らかになってきた（資料2-27）。また、卒業時の学修成果、就職や本学の教育に対する満足度が把握できるようになってきた（資料2-28）。詳細は関連する章で説明する。

（ク）授業に関する調査の方法（評価の視点3）

授業に関する調査は、授業評価規程に基づいて行われる教員の教育活動に対する学生の評価である（資料2-29-1～資料2-29-4）。この調査の結果に基づいて教員は授業の工夫や改善を行ってきた。一方で、この調査は長年紙面方式で実施されており、集計等の労力が多大である他、調査結果報告書の完成までに時間を要した。また、調査結果は図書館内で閲覧可能としていたが、閲覧する学生は限られているなど多くの課題があった。その他、授業の受講学生に対して教員が調査結果を基にした授業改善や解説（フォロー）を行うことは困難であった。言い換えれば、PDCAサイクルが回りにくいシステムとなっていた。そこで、IR推進センターではMicrosoft社のOffice365に常駐しているForms機能について、実施の可能性、技術的な課題、教員や事務職員の役割を詳しく検討した。その結果、ウェブ調査による新しい授業に関する調査を教育改革委員会や自己点検・評価委員会に提案し、2024年度から実施することになった（資料2-30）。このようなウェブ調査を授業者単位で行えば、学生の意見に対応した授業改善や解説（フォロー）が可能となるであろう。

（ケ）パソコン貸与事業（評価の視点2）

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法に関して、新型コロナウイルス感染症に起因した教育機会の提供、急速に進む高度情報化社会における学生の情報通信技術の活用能力の

向上、及び学生の学習活動を活性化するために、2021 年度より本学はパソコン貸与事業を開始した（資料 2-31）。現在貸与されているパソコンはタブレット型である。この取組は、学生が学ぶための教育環境や主体的な授業参加という点において大きな効果を伴っている。例えば、「中部学院ポータル」を活用して、授業における予習や復習の指示、関係資料の配付、担当教員と受講学生との双方向のやりとりなどが行われるようになった。これは、学生の能動的な学習参加を取り入れた教授・学習法でもあり、いわゆるアクティブ・ラーニングとも言える。多くの授業において、貸与パソコンを活用した様々な工夫が見られ、授業に対する学生の評価は向上してきている。その他、アクティブ・ラーニングを活用して学生の主体的参加を促す授業が多く行われている。

（コ）学外評価（評価の視点 6）

学外評価については、学校教育法等に基づき、認証評価機関による認証評価を受審しており、2018 年度には大学基準協会において大学評価を受審し、適合判定を受けている（資料 2-32-1 【ウェブ】）。その際に努力課題等として付された 4 項目については、序章で述べたとおり改善に向けた全学的な取組みを実施し、2022 年度に改善報告書を提出した結果、改善経過について再度報告を求められることはなかった。また、2017 年に開設したスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の設置計画履行状況等調査に対する報告書を大学公式ウェブサイトに掲載している（資料 2-32-2）。

点検・評価項目③の「方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」について、2023 年度第 7 回開催の自己点検・評価委員会において点検・評価された（資料 1-11）。その結果、本学は自己点検・評価規程、自己点検・評価の要綱及び自己点検・評価の方針に基づき、点検・評価の活動、外部評価及び FD 等の活動を実施しており、内部質保証システムは有効に機能していることが確認された。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点 3：公表する情報の適切な更新
--

本学は、自己点検・評価結果（資料 2-16、資料 2-17、資料 2-18-1～資料 2-18-6 【ウェブ】）、認証評価結果（資料 2-32-1 【ウェブ】）及び学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）に基づく教育研究活動等に関する情報等（資料 2-33）を、大学公式ウェブサイトを通して公表している（資料 2-34 【ウェブ】）。また、その内容は毎年度最新の情報へと更新している。これらの公開情報は、大学公式ウェブサイトからすべての情報を閲覧（アクセス）することができる。また、財務諸表は、法人公式ウェブサイトを通して公表している（資料 2-35 【ウェブ】）。財務状況は同学院の監事による監査及び監査法人による監査を受け、その内容が適正かつ正確であることが認められている（5 カ年連続財務計算書類（様式 7-1）、資料 2-36、資料 2-37）。

以上のように、本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報を、大学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表し、その内容を毎年度更新することにより社会に対する説明責任を果たしている（評価の視点 1、2、3）。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1に関して、本学は、2018年度の認証評価受審以降、新たに自己点検・評価の要綱、点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）、及び自己点検・評価シートなどを制定してきた。これらに基づく点検・評価の取組を通して、内部質保証の意味や重要性、PDCAサイクルの実質的な意味が学内で共有されてきた。学部学科は点検・評価・改善の取組を毎年行い、その年度の成果や次年度に向けた課題を明らかにしてきた。この成果は自己点検・評価委員会で共有されている。したがって、学部学科と同時に全学的なPDCAサイクル等の適切性や有効性が確認された。しかし、大学としての毎年度の自己点検・評価報告書の作成には至っていないので、今後の課題の一つである。

点検・評価の方針で述べたように、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を点検する指標の一つとして、在学生に対して学習状況や学習支援に関する調査が2022年度から開始された。また、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を点検する指針の一つとして卒業時の学生に対して学修成果、就職状況、本学の教育に対する満足度に関する調査が開始された。これらの根拠資料を年度ごとに整理するとともに、大学や学部学科の改善に向けた取組によってそれらのデータがどのように変化するかを今後注視していきたい。さらに、授業に関する調査の方法についても2024年度以降ウェブ調査に移行する。授業に関する調査の結果が速やかに教員に共有されることで、さらに機動的に教員は授業改善を図ることが可能になる。

その他、コロナウイルス感染症への対応・対策の措置については、コロナウイルス対策本部会議で取り扱った。同会議の構成員は評議会の構成員とほぼ同じメンバーであり、評議会の開催に合わせてコロナウイルス対策本部会議を開催した。この会議は、2020年4月から始まり、同感染症が5類に移行された後の2023年7月まではほぼ毎月開催された（資料2-38）。この会議の内容は、学内の感染症対策、学生や教職員の健康管理、特別授業（遠隔教育）の実施、学内実習、ワクチン地域実施、などである。なお、コロナウイルス感染症への対応・対策は、自己点検・評価委員会で点検・評価されることはなかったが、毎月の会議で課題に対して検討（点検・評価）を行い、様々な工夫や改善策を提案して乗り切ってきた。

以上に述べた本学における内部質保証システムの適切性、有効性は、2023年度第7回開催の自己点検・評価委員会で確認された（資料1-11）。また、本学では建学の精神に基づいた一貫性のある教育研究活動及び管理運営活動がなされるよう内部質保証システムの改善・向上に努めている。

（2）長所・特色

なし

（3）問題点

重要な課題が二つあると考えている。一つ目は、大学としての組織的な活動と年度毎の報告書の作成が挙げられる。自己点検・評価シートを活用することによって、学部学科の点検活動は大きく前進し、基準、点検・評価項目及び評価の視点に沿って、改善すべき課題、改善に向けた本年度の取組み、次年度に向けた課題が報告書も記録されるようになってきた。さらに、学内の重要なセンター等の活動も学長・副学長会議で点検・評価されている。今後は、学内で行われている全ての自

己点検・評価の活動を整理し、大学として報告書をまとめる必要がある。

二つ目は、各部局における自己点検・評価活動の負担軽減が挙げられる。例えば、各部局が実施すべき点検・評価項目は、大幅に増加し多岐に渡っている。また、各部局においては国や社会の要請に応えた新たな取組みや在学生調査の導入にともなって、点検・評価に係る負担が増大している。国や社会の要請に対応しつつも、PDCA サイクルが適切に機能するよう、既存の点検・評価活動の効率化、合理化をあわせて推進する必要がある。

（４）全体のまとめ

本学は、自己点検・評価等規程、教育改革委員会規程、自己点検・評価に関する要綱、点検・評価の方針及び第２期中期計画（後期）を策定し、内部質保証のための全学的な考え方、自己点検・評価委員会の権限と役割及び各部局との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を明示している。これらの方針及び規程類に基づき、学長、副学長、学部長その他の部局長等により構成される自己点検・評価委員会を設置し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。

自己点検・評価委員会及び各部局は、自己点検・評価に関する要綱に定めるとおり、点検・評価、外部評価及びFD活動等を実施している。また、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報は、大学公式ウェブサイトを通して広く社会に公表し、その内容を毎年度更新することにより社会に対する説明責任を果たしている。以上の内部質保証に関する活動は、本学が定めた内部質保証の定義である「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」ことと適合しており、内部質保証システムは有効に機能している。

内部質保証システムの適切性については、PDCA サイクルの実質化や各種根拠資料の充実に基づいた点検・評価の取組、建学の精神に基づいた一貫性のある教育研究活動、及び管理運営の活動が適切に行えるよう改善・向上に努めている。今後も内部質保証の一層の推進を図るとともに、点検・評価活動の適切性について恒常的・継続的に検証していくことで、点検・評価活動の効率化及び合理化を図っていく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

「建学の精神」や「ミッション・ステートメント」と大学の理念・目的については、第1章で詳しく述べたので、ここでは割愛する。まず、評価の視点1の「大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性」について述べる。

本学は、教育研究組織として下記の表1に示す4学部5学科、大学院及び通信教育部を配置している（大学基礎データ 表1、資料1-8、資料1-9、資料3-1、資料3-2 【ウェブ】）。すなわち、本学は、開学時に設置された人間福祉学部人間福祉学科、その後改組等を経て設置された教育学部子ども教育学科、看護リハビリテーション学部理学療法学科と看護学科、及びスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科から構成されている。なお、本学は二つのキャンパスを有しており、関市のキャンパスには人間福祉学部、看護リハビリテーション学部、スポーツ健康科学部が、各務原市のキャンパスには教育学部が置かれている。大学院人間福祉学研究科（修士課程／博士課程（後期））と通信教育部は、人間福祉学部を基盤としている。

表1（大学基礎データ 表1） 本学の学部・学科・研究科

大学・大学院	学部等	学科等
大学	人間福祉学部	人間福祉学科
		人間福祉学科(通信教育部)
	教育学部	子ども教育学科
	看護リハビリテーション学部	理学療法学科
		看護学科
	スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科
	留学生別科(日本語教育課程)	
大学院	人間福祉学研究科	修士課程
		博士課程（後期）

学部・学科等の構成に関して、人間福祉学科は、通学課程と通信教育課程の2つの課程を設けている。通学課程では、超高齢化社会の突入、障害者基本法の制定等を踏まえ、ノーマライゼーションの実現に向けた社会に必要なソーシャルワーカーである社会福祉士や精神保健福祉士に加えて、ケアワーカーである介護福祉士の養成を行っている。また、通信教育部が展開する教育課程は人間

福祉学科の教育課程と同一である。ただし、ケアワーカーの養成はなく、代わりに心理系の教育課程を編成している。通信教育部は、その対象を主に社会人とし、質の高い学習機会を提供している（資料 3-1）。

教育学部は、社会的に不足傾向にある小学校・幼稚園教員、保育士の養成を行うものであり、小学校、幼稚園、保育園との協働や連携など、現場での実践力を備えた教師・保育者を養成している。

理学療法学科は、超高齢社会の到来により、これまで以上に広範なリハビリテーション活動の重要性が社会的にも認知されるようになり、基礎医学の分野を含めた臨床力に着目し、基礎力と臨床力を身につけた人材を養成している。

看護学科は、少子高齢社会が進み、看護師の社会的需要と役割が高まっており、慢性的な人材不足を踏まえ、看護師の質に着目して、自らの役割を理解し、命のはじまりから看取りまでを支える、看護師、保健師を育成している。さらに、チーム医療を担う人材の育成、グローバル化に対応できる高度な看護実践能力を有する人材を養成している。

スポーツ健康科学科は、本学の特徴である福祉、教育、理学療法、看護の学問領域と密接に関わりを持ちながら、総合的でかつ多分野で活躍できる人材養成を行っている。すなわち、スポーツ科学、健康科学を軸に、多面的でかつ実践的な学びを展開し、より価値の高い専門性を基に一般市民の生活を支える人材を養成している。

さらに、大学院人間福祉学研究科（修士課程・博士課程（後期））についても、人間福祉学部を基礎としており、福祉の観点を基本にしつつ、これらの研究水準を一層深め、高い専門性と独創性のある研究者の養成を目的としている。また、本学はこれらの研究科・学部・学科に加えて日本語教育及び日本事情等を学び、国際的な視野にたつ人材を養成することを目的として、留学生別科を設置している。

ここで、本学の人材養成と人の生涯との関連に注目する。幼少期、園児は幼稚園教諭や保育者との関わりの中で成長するであろう。小学生、中学生、高校生は学校の教諭とのかかわりの中で心身の発達とともに、豊かな感性と知識を身に付けるであろう。大学等では専門的な知識や技能を身に付ける。卒業後は、社会人として就職し、家庭、社会の一員として活躍するであろう。このような中で、ケガや病気になった時、人は医師や看護師から医療支援を受ける。ケガや病気の回復期には、機能回復のためのリハビリが必要であり、理学療法士とのかかわりが多くなるであろう。とりわけ高齢期には、人と看護師、理学療法士とのかかわりが多くなるであろう。また高齢期には、人と介護福祉士とのかかわりが多くなり、福祉従事者の支援を受けるであろう。さらに、健康に関して、学齢期におけるスポーツを通じた健康な体の育成とともに、生涯におけるスポーツと健康の関わりや、豊かな健康寿命を得るためのスポーツとの関わりは大切であろう。

このように、本学における人間福祉学科、子ども教育学科、理学療法学科、看護学科、及びスポーツ健康科学科は、人の生涯の重要な場面に関わる人材を養成している。言い換えれば、本学の学部学科は人の生涯に関わる構成となっている。さらに言い換えれば、本学は食べ物の生産に関連する農学系の学部・学科や、自動車に代表される工業製品の生産に関連した工学系の学部・学科ではなく、人と人のつながり、人の生涯を支援する人材養成に関連した学部・学科から構成されていると言える。

一方で、本学は 1997 年に開学され、その後の沿革にみられるように研究科、学部、学科、通信教育部、留学生別科の設置、名称変更を含む改組を経て、現在に至っている（資料 3-3）。本学は、「建学の精神」に基づき、時代の変化を見据え、地域社会に期待される、地域社会に貢献できる人材の養成に向けて教育研究組織の構成とその維持に努めている。

以上に述べたように、大学院や通信教育部も含めて本学における学部、学科の構成は、大学の理

念・目的である「世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成する」とことと密接に関連している。さらに、前章で述べた「建学の精神」の具現化とも密接に関係している。したがって、大学の理念・目的に照らして学部、学科の構成及び研究科の構成は適切であると言える。

次に、評価の視点2の「大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性」について述べる。まず、附置研究所やセンター等の組織に関して、本学の「建学の精神」を具現化するため、学則第59条第1項において附置教育研究施設及びその他の附属施設を置くことができる旨を定めている（資料 1-1）。現在、本学では表2に示す施設を設置している。附属図書館や各種センターを含む附置教育研究施設の機能と役割は、規程類によって定められている（資料 3-4～資料 3-11、資料 2-8）。

表2 附属教育研究施設

施設 (大区分)	施設（中区分）	担当事務課	備考
附属図書館	附属図書館	附属図書館事務課	
附置教育 研究施設	総合研究センター	教育研究支援課	
	地域連携推進センター	地域・産学連携課	
	国際交流・留学生支援センター	国際交流・留学生支援課	
	子ども家庭支援センター	各務原事務課	ラ・ルーラ (各務原キャンパス)
	人間福祉相談センター	地域・産学連携課	
	シティカレッジ	生涯学習課 各務原事務課	関シティカレッジ 各務原シティカレッジ
	IR 推進センター	企画戦略課	
その他の 附置機関	教職センター	各務原事務課	

これらの施設は、本学における教育、研究、地域貢献、国際化推進等のミッションを具現化する組織体である。まず、2015年に設置した教職センターについて述べる。同年教育学部子ども教育学科の名称変更を受け、教員採用試験を目指す学生のサポートを行うため、各務原キャンパスを拠点に教職センターを開設した。同センターの設置により、小・中学校教員採用試験に焦点を当てた専門的できめ細かい指導が可能となり、採用試験合格者数は飛躍的に増加している（資料 3-12）。なお、2018年6月に上越教育大学(新潟県上越市)、2023年8月には愛知教育大学(愛知県刈谷市)との連携協定を締結し、本学で教員を志す学生が同大学大学院へ進学を希望する場合は、協定に基づく特例的な選抜方法を経て同大学教職大学院への入学が可能となっている（資料 3-13、資料 3-14）。

次に、2014年に設置したIR推進センターでは、学生募集、教育及び学生支援に係る戦略的な企画・立案に向けた各種調査と分析・評価を行っている。第2章で述べた通り、IR推進センターが得たデータや知見が第2期中期計画の策定に生かされている。なお、IR推進センターの取組から得られた調査結果は、大学公式ウェブサイトで一般に公表している（資料 3-15 【ウェブ】）。

この他、附置教育研究施設及びその他の附属施設が行う特色ある事業について紹介する。子ども家庭支援センターは、子育て、幼児教育及び保育に関する研究の推進と、これらに関連する事業を行うことを目的として設置されている。また同センターは、子ども教育学科、短期大学部幼児教育

学科、さらには学院内の附属幼稚園と附属桐が丘幼稚園が協働で運営にあたっている（評価の視点 3）。同センターの主幹事業として、ラ・ルーラがある。これは、子育てを考える拠点として、保護者が子どもとともに活動でき、地域の子どもたちやその保護者、子育て支援に関わる人々が互いに交流でき、共有できる場となることを目指し、各務原キャンパス内に開設されている。毎年度、多くの子どもや保護者が利用しており、2018 年度と 2019 年度の平均利用者数は 4,720 名であった。さらに、ラ・ルーラは、将来、幼稚園教諭、保育士を目指す本学子ども教育学科と併設する短期大学部幼児教育学科の学生の体験学習の場となっているだけではなく、幼児やその保護者の様子を身近に感じることで、学生が幼稚園教諭、保育士になる目標に向けたモチベーションの向上に寄与している（資料 3-16）。また、子ども家庭支援センターは、毎年度、子ども未来セミナーを開催し、主に保育関係に関わる保育士・幼稚園教諭等を対象に、子育てや保育等に関する研修の場を提供している。

人間福祉相談センターでは、子どもの発達・療育相談や、心の悩みを持つ方への心理相談を実施する他、LD・ADHD 等学習会を毎年度、開催している。発達、療育に関する相談や心理相談は、多くの子どもや保護者が利用しており、2018 年度と 2019 年度の平均利用者数は 235 名であった。また、同センターが開催する LD・ADHD 等学習会は、著名な講師が地域のカウンセラー、学校心理士、教育関係者等に LD・ADHD について講演するもので、毎年度 200 名以上が参加している。

大学を取り巻く国際的環境等への配慮に関して、国際交流部門の充実が本学を取り巻く国際的環境等の変化に対応したものである。当初、留学生は中華人民共和国（以後「中国」と表記）が多くを占めていたが、その後、ベトナムやミャンマー等、留学生の受入国は多様化している（資料 3-17）。そこで、次に述べる新たな環境整備を図ったことで、留学生支援の充実が図られた。キャンパス内には、イスラム教徒の留学生を想定して祈祷所の設置や学内看板（掲示物）の表記等の変更を行った。

また、本学の国際化推進については（評価の視点 4）、中期計画で定めた他、別途に国際化ビジョンを策定した（資料 3-18）。ここでは、国際化推移に必要な具体的な施策と期限等を定めた。例えば、英語能力優秀者海外研修奨励金制度を設け、学生の海外研修参加に対して奨励金を支給して、海外研修の経済的な負担軽減に向けた支援を行っている（資料 3-19）。さらに、英語能力取得者奨励金を整備した。実用英語技能検定等の外国語検定試験の合格者を奨励する制度を設けた（資料 3-20）。また、外国人研究者の受入に関する内規を定め、国外研究者の学内受入に必要な環境も整備している（資料 3-21）。

以上で述べた各種センターは、本学の学部・学科の目的に照らして適合した構成となっており、学部の人材養成の機能をさらに高めるものである。なお、表 2 に示した各種センターに関して、国際交流・留学生支援センターと地域連携推進センターについては、本章の評価項目②で述べる。附属図書館と総合研究センターについては、教育研究環境に関する第 8 章で、シティカレッジについては第 9 章で述べる。

以上に述べた学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した。その結果、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織は適切に構成されていることが確認された（資料 1-11）。ただし、上述した学部等の設置や改変、附属研究施設等の設置と改変は、当時、主に理事会や学長・副学長会議等で検討されたものであり、自己点検・評価委員会で検討されたものではないことを付記しておく。

評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

内部質保証の推進及び責任を負う全学的な体制については、第2章の内部質保証において記載した通りである。したがって、ここでは第2章で割愛した点、さらには内部質保証の観点としては扱い難い内容について詳しく説明する。まず、学部・学科の名称変更を含んだ改組等に関する取組について述べる。

本学は、前述の通り1997年度の開設時では1学部1学科からスタートし、現在は1研究科、4学部5学科、さらに通信教育部や留学生別科を擁するまでに発展している。本学は、常に時代の要請を捉え、将来を見越した組織改革を行っている。このような組織改革の際に、本学は3つの段階を経て学科等の改組転換を行ってきた。第1段階として、学長、副学長、事務局長、関係する学部の学部長や学科長、及び担当の専門職員等が、将来構想改革案(試案)を策定する。次に、理事長との協議を行い、理事長が当該試案の検討を深めると判断した場合は、第2段階へ進む。ここでは、教育組織改革等に関する検討委員会を設置して協議を重ねる(資料3-22)。具体的な方針(案)が定まった後は、学院理事会の承認を経る。第3段階として具体的な組織改革に向けて文部科学省への設置申請を開始する。

大学院研究科、学部・学科の適切性については(評価の視点1)、自ら日々恒常的な点検・評価・改善を行なっている。大学院研究科では大学院研究科会議を、学部・学科では各学科会議を原則毎月開催し、点検・評価を実施している(資料2-11)。また、附置教育研究施設及びその他の附属施設等の適切性は、各センター等を運営する委員会を原則毎月開催し、点検・評価を実施している(資料3-23)。なお、附置教育研究施設及びその他の附属施設等では、毎年度「附置機関 一年の歩み」を刊行している(資料3-24-1～資料3-24-6)。IR推進センターは、別途、データから見る中部学院を本学公式ウェブサイト上で公開しているため本資料では含まれていない。また、各センター運営会議は、毎年度事業計画を策定する。その後、第2章で述べたとおり、学長・副学長会議及び大学評議会を通して点検を受けている(資料2-19-1～資料2-19-5)。

近年の学部・研究科における改善・向上に向けた取組事例としては、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学学科のキャンパス移転がある。同学科の開設より同学科の開講科目は、主に1年次を各務原キャンパス(岐阜県各務原市)、2年次以降は、関キャンパス(岐阜県関市)をメインキャンパスとしていた。2つのキャンパスはスクールバスで20～30分ほどで移動できるものの、学生、教職員には往来する負担度が大きいことが、IRによる調査や学科意見から明らかになっていた。このため2021年度より、関キャンパスをメインキャンパスとして一本化することとした(資料3-25)。

一方、附属施設や各種センターの設置や改廃には様々な経緯が含まれている。そこで、地域連携推進センターを例に挙げ、本学における施設の設置と改編の一端を述べる。2017年度地域連携推進センター所長の発案によって、事業所連携型留学生受入れ事業が整備された。具体的には、日本語の学びと介護事業所への就職を希望する外国人留学生のために、県内福祉事業所、岐阜県及び大学が連携して外国人留学生の受け入れ、育成、就職のシステムが整備された。すなわち、官民と大学(産官学)が協力することによって、連携事業に発展したモデルケースである。当該事業の終了後、その機能は国際交流・留学生支援センターに引き継がれ、現在に至っている。このように産官学が連携することによって、留学生支援の新たな教育モデルが構築されるとともに、地域連携推進センターと国際交流・留学生支援センターの役割や機能がより充実された(資料3-26)。

上述のように留学生別科の設置、事業所連携型留学生受入れ事業の整備を経て、本学における留学生の受入は飛躍的に増加した。これに伴って、2018年には図2と図3に示す事務組織の改革が行

われた。それまで学生支援部学生課の一部門であった国際交流・留学生センター事務室を国際交流・地域連携部内の課に昇格させ、国際交流・留学生支援課として再整備した。また、教育研究支援部内の研究支援課の担当係であった国際交流事業の機能も国際交流・留学生支援課へ移管し、留学生支援と国際交流の事業を一体的に運営できる体制を整備した。また、研究支援課が担当であった地域連携事業を地域産学・連携課に移行している。この改革によって、国際交流・留学生支援課と地域・産学課は国際交流・地域連携部に再編され、地域連携事業と留学生支援が一体的に事務を遂行できる環境が整備された。

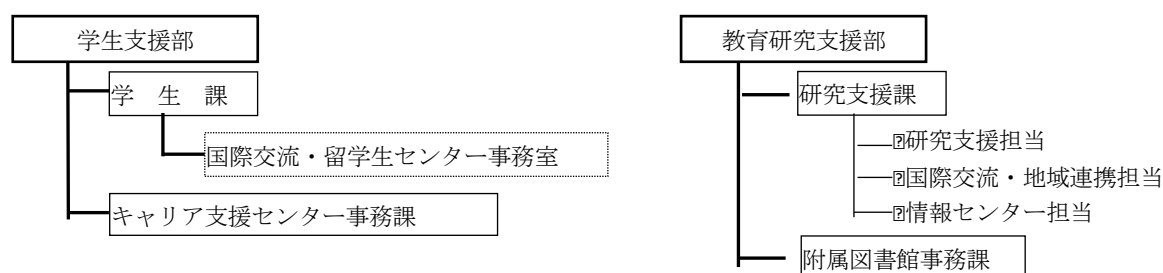


図2 2017年時点での事務組織 (学生支援部と教育研究支援部)



図3 2018年時点での事務組織 (国際交流・地域連携部と企画部を抜粋)

その他、地域連携推進センターと国際交流・留学生支援センターが協働した事例として、JICA 草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）の委託事業がある。2015年から2018年にベトナムのダナン医薬技術大学と本学が協力し、ダナン市の看護職を対象とした老年ケアの理念育成とスキル移転を支援した（資料3-27）。この取組では上述の2つのセンターに加えて、本学看護学科や介護福祉士を養成する人間福祉学科と短期大学部社会福祉学科が協働して事業を推進した。附置教育研究施設である地域連携推進センターが企画・調整役を担うことで複数の学科とセンターが協働した成果である。

また、2020年度には、文科省の地域活性化人材育成事業（以下 SPARC と表記）へ申請し、採択を受けた。本事業は、岐阜大学（東海国立大学機構）を責任校として、本学及び岐阜市立岐阜女子大学の3つの高等教育機関が参加している。PARC 事業の目的は、大学等が地域の中核として機能していくため、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関に転換することを目的としている。本事業の実施に向けて、連携推進法人である一般社団法人ネットワーク岐阜を先に述べた機関の法人が設立し、事業に取り組む（資料3-28）。

以上に述べたように、本学は教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、常に改善・向上に向けた取組を行っている。なお、本章で述べた点検・評価の取組は、第2章で述べたような自己点検・評価委員会が行う点検・評価作業とは直接連動するものではなく、理事会、学長・副学長会議、関連する学部学科、事務課、各種センターの関係者が中心になって進めた結果

であることを付記しておく。

（２）長所・特色

事業連携型留学生受入事業等、留学生の受入に関して全国的に先駆的な取組を実施している。また、子ども家庭支援センターや人間福祉相談センターは、地域貢献に加えて、学生の体験学習の場とともに研究推進の場となっている。

（３）問題点

本学は、前述したように関市と各務原市にそれぞれキャンパスを有しているが、短期大学及び大学の設置に起因してグラウンド、体育館、事務機能や各種行事の開催など主たる機能は関キャンパスに集中している。そのため、教養系科目の授業は月曜日に関キャンパスで開講されている。また、各種クラブ活動は関キャンパスで行われていることが多い。このような事情のため、両キャンパス間が 10 km 程と比較的に至近距離にあるものの、学生や教職員の移動に関する負担が少なからずある。

（４）全体のまとめ

本学では、大学の理念・目標に照らして学部、学科、研究科、通信教育部及び附置教育研究施設等の教育研究組織を適切に設置している。また、自己点検・評価委員会による内部質保証システムがすべてのことについて点検・評価しているわけではないが、学長・副学長等の会議によって多くの重要な教育研究組織の適切性が定期的に検証され、点検・評価改善が繰り返されている。言い換えれば PDCA サイクルが機能していると言える。

本学は、1997 年度の人間福祉学部開設から、学部、学科、大学院研究科、通信教育部、留学生別科の開設、2016 年度のスポーツ健康科学部の開設に至る期間は、言わば成長期にあったと捉えている。これに対して、この度の 2018 年度から 2024 年度の自己点検の期間は、熟成期にあると言い換えることができる。また、本学は開設以来、人文・社会分野に加え、医療分野、教育分野を備える総合大学として必要な教育研究組織が整えられ、網羅的・先進的な教育・研究活動を推進している。さらに、附置教育研究施設等の教育研究組織についても、上述したような特色のある事業を展開し、教育、研究活動に加え、地域貢献事業において大きな役割を果たしている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、知識、技能、態度等を明記した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を4学部・5学科、通信教育部及び大学院ごとに定め、大学公式ウェブサイトで広く公表しているとともに（資料2-12-1～資料2-12-8 【ウェブ】）、履修要項を通して学生に周知している（資料4-1-1～資料4-1-7）。学部・学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、前文と6つの項目から成り立っている。前文は、学則や大学院学則に定められている学部・学科等の教育研究上の目的及び人材養成像を基に明文化したものである。なお、「建学の精神」と2つの「ミッション・ステートメント」については第1章で詳しく述べられているのでここでは省略するが、以下の前文はこれらを踏まえて定められたものである。また、第2章で詳しく述べたが、本学は学科ごとに学位授与方針を定めており、全学的な方学位授与針はない。

人間福祉学科では、「建学の精神のもとに、本学科の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を満たしたうえで、幅広い教養と社会福祉学に関する深い知識・技術を修得し、福祉専門職にふさわしい実践力の基礎を持った人材として、下記の力を身につけた者に学位（学士（人間福祉学））を授与します。」と定めている。

通信教育部では、「建学の精神のもとに本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を満たしたうえで、幅広い教養と社会福祉学並びに精神保健福祉学の専門知識・技術を修得し、社会福祉専門職や精神保健福祉専門職にふさわしい実践力や応用力の基礎を持った人材として、下記の資質を身につけた者に学位（学士（人間福祉学））を授与します。」と定めている。

子ども教育学科では、「建学の精神のもとに、本学の課程を修め、128単位の単位取得と必修等の条件を満たしたうえで、幅広い教養と教育学・保育学に関する深い専門知識・技術を修得し、教育・保育専門職にふさわしい実践力の基礎を持った人材として、次の資質を身につけた者に学位（学士（教育学））を授与します。」と定めている。

理学療法学科では、「建学の精神のもとに、本学科の課程を修め、129単位の単位修得と必須等の条件を満たしたうえで、幅広い教養と理学療法学に関する深い専門知識・技術を修得し、理学療法士にふさわしい実践力の基礎を持った人材として、下記の資質を身につけた者に学位（学士（理学療法学））を授与します。」と定めている。

看護学科では、「建学の精神のもとに、本学科の課程を修め、125単位の単位修得と必修等の条件を満たしたうえで、幅広い教養と看護学に関する深い知識・技術・態度を修得し、看護職にふさわしい実践力の基礎を持った人材として、下記の資質を身につけた者に学位（学士（看護学））を授与します。」と定めている。

スポーツ健康科学科では、「建学の精神のもとに、本学科の教育課程を修め、124単位の単位取得と必修科目等の取得条件を満たした上で、幅広い教養とスポーツ科学・健康科学に関する深い専門知識・技術を修得し、幅広い分野で活躍できるスポーツ指導者としての専門職にふさわしい実践力

の基礎を持った人材として、下記の資質を身に付けた者に学位（学士（スポーツ健康科学））を授与します。」と定めている。

大学院修士課程では、「建学の精神のもとに、所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で修士論文を提出し、修士論文審査および最終試験に合格した者に修士（人間福祉学）の学位を授与します。本課程の修了生は、現代社会における社会福祉を取り巻く問題・課題について、実践者・研究者として、専門的な思考力・実践力、応用力を身に付けた人、また社会福祉及び関係領域の理論、実践等の専門知識と技術を深めた人です。」と定めている。

大学院博士課程（後期）では、「建学の精神のもとに、所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で課程博士論文を提出し、課程博士論文審査および最終試験に合格した者に博士（人間福祉学）の学位を授与します。本課程の修了生は、現代社会における社会福祉を取り巻く問題・課題について、自立して研究できる能力を身に付けた人です。また、研究・教育職としてあるいは実践現場の指導者として問題対応力・指導力を身に付けた人です。」と定めている。

次に、大学院以外の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定められている6つの項目は、それぞれの課程修了にあたって、学生が修得すべき知識、技能、態度等のことであり、身に付けるべき能力を指している。本学では資質という言葉で総称されている。すなわち、①自律的で意欲的な態度、②社会や他者に能動的に貢献する姿勢、③対象理解のためのチームワーク構築、④問題発見・解決力の発揮、⑤コミュニケーション・スキルによる協調・協働、⑥専門的知識・技能の総合的な活用である。これら6つの資質は、学生が身に付けるべき能力のことであり、学習成果の指標として定められたものである。これらの6つの資質は、学科によって内容が異なるものの、大学共通のキーワードである。

例えば、①自律的で意欲的な態度について、人間福祉学科では「社会福祉・地域貢献に従事する者として、人間の生活や社会のあるべき姿に関心をもち、全ての人が疎外されることなく安全で幸せな生活が保障されるよう、自らの役割と使命を自覚することができる。」としている。一方、子ども教育学科では「倫理観に裏付けされた教育・保育観を持ち、実践に主体的・自律的に取り組み、その実践を評価して、自らの課題を把握できる。」としている。また、④問題発見・解決力の発揮について、理学療法学科では「臨床における諸課題を発見・理解し、問題解決に必要な知識や資源を活用し、適切な方法を選択・計画し、行動することが出来る。また、将来にわたり持続できる探求力を身に着ける。」としている。一方、看護学科では「看護職に従事する者として、4年間にわたる講義、演習、臨地実習などから得られた知識、能力のもとに、幅広い視野を持ち、医療分野における専門職としての向上心を持ち、自己啓発を続けることにより看護の課題解決に向けての実践に貢献できる。」としている。このように、学習成果の指標である資質は各学科の学習内容に応じて具体的に表現されている。

上述のように学部・学科ごとに学位授与方針が定められ、それぞれの資質である学習成果を身に付けた者に、学士（人間福祉学、教育学、理学療法学、看護学、スポーツ健康科学）の学位が授与される（資料4-2）。また、大学院においても学位授与方針が定められ、その能力である学習成果を身に付けたものに修士（人間福祉学）の学位が、あるいは博士（人間福祉学）の学位が授与される（資料4-2）。これらの学位名は、各学科の学修成果にふさわしいものである。

以上より、学位授与方針とその内容は大学公式ウェブサイトや履修要項において適切に公表されている。また、大学院を含めた本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、学部・学科、通信教育部及び大学院でのオリエンテーションをはじめ、様々な機会を通して学生に説明され、日々の学習の在り方とも関連させて周知が図られている。なお、自己点検・評価委員会による点検・評価の結果、学位授与方針の前文が一部変更となったことは、第2章で詳しく述べられている。

以上に述べた点検・評価項目①の「授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会にて点検・評価した。その結果、教育課程ごとに学位授与方針とその内容が適切に定められ、適切に公表されていることを確認した（資料 1-11）。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記の内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針との関連性

まず、評価の視点 1 について述べる。本学は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を通学課程の 4 学部・5 学科、通信教育部、及び大学院ごとに定めている。また、大学公式ウェブサイトですれらを広く公表するとともに（資料 2-12-1～資料 2-12-8 【ウェブ】）、履修要項を通して学生に周知している（資料 4-1-1～資料 4-1-7）。大学院を除いた学部・学科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）では、記述方法が統一されており、教育内容、教育方法及び教育評価から構成されている。教育内容では、カリキュラム体系の概略、基礎教養系と専門教育系の科目群の構成、コース設定や資格取得に必要な科目などが、学位授与方針との関連を交えて明記されている。教育方法では、学科特有の工夫や国家試験受験科目との関連性、実習などについて明記されている。教育評価では、進級要件や 4 年間の学習成果をどのように評価するかについて明記されている。このように教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の記述方法は統一されているが、その具体的な内容は学科によって当然異なっている。

大学全体のカリキュラム体系は、基礎教養系科目と専門教育系科目からなっている（資料 4-3）。前者は、人間理解基礎科目群、自己実現・自己表現科目群、専門基礎科目群、及び専門教育導入科目群に分かれている（資料 4-4）。後者は、専門科目群と実践・総合科目群に分かれている。専門教育系科目は、学部・学科によって大きく異なる。そこで、子ども教育学科を例に、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の柱である教育内容、教育方法及び教育評価について説明する。

教育内容に関して、基礎教養系科目は、「キリスト教概論」などの人間理解基礎科目群、「ボランティア活動論」などの自己実現・自己表現関連科目群、「心理学」などの専門基礎科学科目群、「教職入門」などの専門教育導入科目群からなっている。専門教育系科目は、「教育相談」「幼児と健康」などの専門科目群と、「小学校教育実習」「幼稚園教育実習」などの実践・総合科目群から編成されている（資料 4-1-2）。

教育方法に関して、子ども教育学科では小学校・中学校教諭コースと幼稚園教諭・保育士コースを設け、教員免許取得を可能とする教育課程を体系的に展開している。さらに、1 年次の科目「教育現場参観」、2 年次の科目「教育現場体験」、3 年次の科目「教育実習」、3・4 年次の科目「学校インターンシップ」による体系化された一連の科目群は、学びの森教育プランと呼ばれている（資料 1-8 21 ページ）。同様に、幼稚園教諭・保育士コースにおいて体系化された一連の科目群は、学びの森保育プランと呼ばれている（資料 1-8 25 ページ）。

教育評価に関して、教育学部では 2 年が終了した時点で、それまでの学生の学習成果が評価され、3 年生に進級していいかが判断される。すなわち、2 年終了時に進級要件が設けられており、後半

の科目を履修するための基礎知識等が修得できているかを確認する。この進級要件は、学生自身のみずからの学習成果をふりかえる機会にもなっている。また、4年間における学修成果の把握の一つとして、授業科目「教職実践演習」の中で学修状況を総括的に評価することを定めている。

通信教育部のカリキュラム体系は、人間福祉学部人間福祉学科における通信教育課程であるので、当然ながら通学課程の人間福祉学科の教育課程を基礎としている（資料 4-1-6）。教育内容に関して、開講科目は通学課程と同じく「人間理解基礎科目」「自己実現・自己表現関連科目」「専門基礎科学科目」「専門基幹科目」「専門科目」「実践・統合科目」の6つの科目群に区分されている。教育方法に関して、取得資格や卒業後の職種に応じて、社会福祉士コース、精神保健福祉士コース、認定心理士コース、アグリケアコース、福祉教養コースの5つのコースを開設している、これによって、目標に応じた科目を選択できるよう体系化されている（資料 3-1）。

大学院においては、人間福祉学研究を総合的に発展させること、及び高い専門性と独創性を持った自律した研究者・実践者の養成を目指すことを目的としている。修士課程と博士課程（後期）はそれぞれ異なる教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め（資料 4-1-7）、大学公式ウェブサイトで公表している（資料 2-12-7～資料 2-12-8 【ウェブ】）。大学院の教育課程及び履修方法等については、学則第10条で「本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする」、「研究科の授業科目は、専門科目及び特別研究指導科目に分ける」としている。それらを踏まえ、年3回の中間報告会、論文審査等修士課程と博士課程（後期）のそれぞれの独自性を考慮した体系化を行っている。そのなかでも、博士論文の予備審査の導入は、本学大学院の大きな特徴である。大学院生に対する教育指導的効果を狙って、博士論文の審査過程の中に、月に一回予備審査を申請できる締め切りを設定し、年2回の本審査締め切りに向けて見通しをもった指導及び審査（予備審査から本審査へのスムーズな移行）が可能となっている。また審査過程を明確にし、論文題名や内容について（修士論文、博士論文）の公表および公表保留に関する文書を整備しつつ、インターネットによる公表を行っている。

次に、評価の視点2の「教育課程の編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針との関連性」について述べる。まず、卒業認定・学位授与方針と教育課程の編成・実施の方針との精確な関連性は、複雑であり分かりにくいので、特別な資料を用いて説明する（資料 4-5）。卒業認定・学位授与方針の6つの資質と教育課程の編成・実施の方針の教育内容には、同じ蛍光色で示した箇所が多くみられる。これは、両者の内容がお互いに関連していることを示している。このような作業から、すべての学科において、卒業認定・学位授与方針と教育課程の編成・実施の方針には明確な関連性が確認できる。

各学科の履修要項では、教育課程の編成・実施の方針が卒業認定・学位授与方針とどのように関連しているかを学生に対して分かりやすく説明している（資料 4-1-1～資料 4-1-7）。学生は履修要項を通して、教育課程の編成や実施の具体について理解を深める。年度末等で開催している新年度に向けての学生に対するオリエンテーションでは、学科教員と教務課職員が協力して学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を念頭に置いた履修に関する説明を行っている。

本学のステークホルダーである保護者・家族に対して、大学の教育課程や卒業・単位認定等について理解と協力を得るために、次の取組を行っている。保護者懇談会が6月の第1土曜日に開催され、午前に全体会、午後に学科説明会と個別懇談会が行われる（資料 4-6）。後半の個別懇談会においては、ゼミ担当教員が学生個々の学習状況について個人成績表等を参考にしながら説明を行い、保護者からの質問等に応えたり意見交換を行ったりして共通理解を図っている。

以上に述べた点検・評価項目②の「授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか」について、2023年度第10回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した。その

結果、学科ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表していることが確認された（資料 1-11 自己点検・評価委員会会議記録）。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

評価の視点 1 について述べる。まず、単位制度の趣旨に沿った単位の設定に関して、本学は、学則第 7 条、通信教育部規程の第 6 条、及び大学院学則第 9 条において、それぞれ学期区分を 2 学期制と定めている（資料 1-1）。また、学則第 11 条で授業科目及び単位数について、第 12 条で卒業に必要な最低修得単位数について、第 13 条で資格の取得について、第 15 条で単位の計算方法についてそれぞれ定めている。通信教育部規程においては、規程第 8 条で授業科目及び単位数について、第 9 条で卒業に必要な単位について、第 10 条で資格の取得について、第 13 条で単位の計算方法についてそれぞれ定めている（資料 1-4）。また、大学院学則においては、第 11 条で授業科目及び単位について、第 18 条で修士課程や博士課程（後期）の修了要件について定めている（資料 1-2）。

教養教育と専門教育の適切な配置に関して、前述したように大学のカリキュラムは基礎教養系科目と専門教育系科目から構成されている（資料 4-3）。また、学則から明らかなように、本学の卒業要件は、学科によって少し異なるものの、124 単位から 129 単位を求めている。その中で、基礎教養系科目としては看護学科を除いて 23 単位程度を求めている。この中には、「建学の精神」を学ぶ授業科目「キリスト教概論」、英語による会話能力を高めるための授業科目「言語による表現活動Ⅰ－1（コミュニケーション英語）」などを必須としている。卒業要件に占める基礎教養系科目の割合には様々な考えがあるものの、国家試験受験科目や教員免許状取得の科目を多く履修しなければならない人間福祉学科、子ども教育学科、理学療法学科、及び看護学科を有する教育課程では、概ね妥当な配置と考えている。

初年次教育に関して、いずれの学科においても 1 年次と 2 年次に開講されている。人間福祉学科では授業科目「人間福祉基礎演習Ⅰ～Ⅱ（合計 4 単位）」が、子ども教育学科では授業科目「子ども教育学基礎演習ⅠA～ⅡB（合計 4 単位）」が、理学療法学科では授業科目「理学療法基礎演習Ⅰ～Ⅳ（合計 4 単位）」が、看護学科では授業科目「看護学基礎演習Ⅰ－1～Ⅱ（合計 3 単位）」が、スポーツ健康科学科では授業科目「基礎演習Ⅰ－1～Ⅱ（合計 3 単位）」が開講されている。いずれの授業も 10 人程度のクラス編成となっている。これらの科目は、いわゆる初年次教育を担うゼミナール科目に相当するものであり、とりわけ 1 年次の前学期の授業では、大学での生活、履修登録の方法、授業の受け方、レポートの書き方、「中部学院ポータル」の使い方、学内 ICT システムの活用方

法、学科のカリキュラム体系とコース選択などが展開されている。

個々の授業科目の内容及び方法、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、及び各学位課程にふさわしい教育内容の設定は、学科ごとに内容が大きく異なっている（資料 4-7-1～資料 4-7-4）。教育学部については点検・評価項目②で説明したので、それ以外の学科について以下に解説する。

人間福祉学科は、一人一人の学生が社会で活躍できる力を確実に身に付けることを目指している（資料 4-1-1、資料 1-8）。授業科目「人間福祉基礎演習」と「人間福祉専門演習」を卒業必修科目として位置付け、少人数クラスを4年間通して開講している。これらの科目において、初年次教育、文献検索、論文作成、ディスカッション、プレゼンテーションといった学生の主体的な学びに向けた指導を行っている。社会福祉専門職養成を学科の教育課程の柱の1つとしていることから、授業科目「人間福祉入門」を卒業必修科目として位置付け、すべての学生が、Well Beingの実現に向けた取り組みについて学ぶ。各科目において福祉関連施設・機関への見学やインターンシップ、各種ボランティア活動などを取り入れ、より実践的な学びとなるよう工夫している。学生の学びについては、取得したい資格や、卒業後の進路希望を踏まえた履修モデルとして、社会福祉コース、精神保健福祉コース、介護支援コース、地域貢献コースの4つのコースを学生に示している。人間福祉学科の特徴は、社会福祉士と精神保健福祉士、あるいは社会福祉士と介護福祉士の二つの国家試験受験資格を同時に取得することが可能である。社会福祉士をめざす社会福祉コース、精神保健福祉士をめざす精神保健福祉コース、介護福祉士をめざす介護支援コースにおいては、講義、演習を体系的に配置し、現場において実践的に学ぶ実習での学びを深めることができるよう、カリキュラムを構成している（資料 4-7-1）。さらに、国家試験対策講座を開講し、4年間の学びをまとめることができるよう取り組んでいる。一般企業や行政機関への就職をめざす学生は地域貢献コースとして、Well Beingについてさまざまな領域から学ぶことができる授業科目「人間福祉特論」「人間福祉特講」を開講するとともに、インターンシップにおいて実践的に学ぶことができるよう科目を配置している。さらに、公務員を目指す学生に対して、どのコースの学生も履修できる公務員養成プログラムを実施している。なお、大学院進学を希望する学生に対しては、2021年度カリキュラムより「人間福祉研究（卒業研究）」を開講し、人間福祉専門演習とは別に研究指導を行う体制を整えている。

通信教育部は、それぞれの目標に応じた社会福祉コース、認定心理士コース、アグリケアコース、精神保健福祉コース、スクールソーシャルワークコース、福祉教養コースの6つのコースを開設している（資料 4-1-6、資料 3-1）。スクーリングや学習相談などを通して、同じ目標を目指す仲間同士、教員やアドバイザーとも顔が見える距離感でもって学習を進められる環境を整えるとともに、「受験対策講座」などを開講し、国家試験の合格に向けたスキルアップを充実させている。

理学療法学科は、理学療法の幅広い分野を学ぶために、またそれぞれの分野の基礎科目から実習科目までを順序立てて学ぶために、積み上げ式のカリキュラムを編成している（資料 4-1-3、資料 4-7-3、資料 1-8）。例えば、対象者の生活を理解することを目的とする基礎教養系科目群は1年次を中心に、専門教育系科目群のうちの専門基礎科目は1年次と2年次に、専門科目は2年次と3年次に配置している。臨床実習は2年次から開始するが、2年次には2週間、3年次には4週間、4年次には7週間の実習を2回配置している。さらに、いずれの分野においても、学びの内容が評価、治療、学内実習、学外実習の順となるように、授業科目が配置されている。さらに各学年の学びの視点が、1年次の「理学療法の基礎を学びながら、社会人として、チーム医療の一員として必要な人間性を磨く」、2年次の「医療の基礎知識を学び、人それぞれの暮らしを考える」、3年次の「理学療法士として必要な知識と技術を身に付ける」、4年次の「学んだ学問を個々の患者に合わせ、治療に活かしていく過程を学ぶ」となるよう、教育課程が編成されている。

看護学科は、卒業認定・学位授与の方針に掲げた目標の達成を目指して、積み上げ式のエデュケーション課程を編成している（資料 4-1-4、資料 4-7-4、資料 1-8）。専門教育系科目群については、基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、看護の統合と実践、公衆衛生看護学の9つの領域を設定している。これは健康問題を抱えている人を、基盤となる諸科学や人間に対する深い洞察に基づいて理解し、必要な看護の在り方を総合的に学ぶものである。また、様々な看護学に係る臨地実習については1年次から位置づけ、全学生に基本看護技術学習シート（様々な看護技術の体験記録表のこと）を継続的に活用して、学習レベルを可視化させている。このように将来の看護の専門家を想定し、どのような場面でも対応できる実践力を身に付けるカリキュラムを編成している。

スポーツ健康科学科は、スポーツ健康領域、保健体育科教育領域、障がい者スポーツ領域、スポーツマネジメント領域を整備している（資料 4-1-5、資料 1-8）。そこでは、各領域にふさわしい専門的知識・技能を学年進行とともに身に付けながら、卒業後の「なりたい自分（人材養成像）」や「その分野で必要な知識や技術」を想像しながら、学生自ら授業科目を選択できる教育課程を編成している。具体的に、スポーツ健康領域ではコーチングアシスタントやスポーツインストラクターを、保健体育科教育領域では中学校や高等学校の教員を、障がい者スポーツ領域ではパラスポーツ指導員を、スポーツマネジメント領域ではスポーツクラブマネージャー等を想定している。このようにスポーツ健康科は様々な分野を含むとともに、複合した領域から成り立っている学問である。学生は、大学での学びを進めるなかで4つの専門領域のうちのいずれかを選択することになるが、その選択は、基礎教養科目、専門教育導入科目を学んだ上で、スポーツ科学分野全般の基礎的な内容（専門共通科目）を身に付けることを基本とし、関心の高い専門的な内容・専門応用科目へと学びを積み上げて、専門性をもった人材を育成していきたい。このことをより確実に達成するため、専門教育導入科目、なかでも1年次後期に配当している「スポーツ健康科学入門（教育・健康）」及び「スポーツ健康科学入門（障がい・マネジメント）」を、4つの専門領域に進むための基本となる授業、出発点となる必修科目として位置付けている。

大学院は、社会福祉学を基礎に置いた学際的研究ができることを重視している（資料 4-1-7、資料 1-9）。修士課程では、社会福祉学や近接領域に関する基礎的な知識を身に付け、現代における人間の福祉を取り巻く課題に取り組むことのできる専門的な思考力、実践力、応用力を身に付ける。博士課程（後期）では、さらに専門的知識を持ち、現代社会における人間の福祉が抱える課題に対する自立的な研究力、研究や教育場面での実践場面における問題対応力・指導力を身に付ける。

次に、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性、及び教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わりについて解説する。各学科の履修要項で述べたように、各学科が開設している授業科目はそれぞれの学位課程にふさわしい内容である。また、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップ等で示されるように、それらは順次性や体系性を有している。したがって、各学科のエデュケーション課程は教育課程の編成・実施方針を具体化したものであり、両者には整合性が認められる。また、学科ごとに毎年実施されている自己点検・評価の取組とその根拠資料は、全学の自己点検・評価委員会においても確認されている。特に、新しい評価シートを用いることによって、学科の自己点検・評価活動は少しずつではあるが改善が図られており、大学公式ウェブサイト公表されている（資料 2-16、資料 2-17、資料 2-18-1～資料 2-18-6 【ウェブ】）。

評価の視点2の「学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施」に関して、人間福祉学科では、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格取得に必要な施設・機関等での実習が行われている。子ども教育学科では、幼稚園教諭や保育士に必要な多くの実習が行われている。理学療法学科と看護学科では、理学療法士あるいは看護師や保健師に必要

な病院等での実習が数多く行われている。スポーツ健康科学科では、中学校あるいは高等学校での教員免許状に必要な実習が行われている。さらに、スポーツ健康科学科ではインターンシップ科目が数多く開講されている。また、キャリア支援科目「仕事と人生」など、キャリア支援関係の取組も行われている。これらの取組は、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する上で欠かせないものであり、適切な教育が実施されている（資料 4-1-1～資料 4-1-5）。

以上に述べた点検・評価項目③の「教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した。その結果、各学科の学位課程にふさわしい授業科目が開設され、教育課程が体系的に編成されていることを確認した（資料 1-11）。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラパスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラパスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・円滑な実務実習の実施
- ・研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（履修登録単位数の上限設定等）に関しては、授業科目履修規程で定められている（資料 4-8）。同規程の第 2 条で「授業科目の単位数、配当年次及び授業方法は、別表 1 に定めるとおり」と定めている。さらに第 3 条 4 項では、「学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、人間福祉学部は 42 単位、スポーツ健康科学部と教育学部は 43 単位、理学療法学科は 49 単位、看護学科は 45 単位とする」としている。ただし、学業成績が優秀で、且つ、その意欲が高く、さらに多くの科目や資格取得を希望する学生への対応として、例外的な取り扱いを次のように定めている。同規程の第 5 項では、「前学期までの GPA が 3.0 以上の者は、定められた履修登録上限単位数を 6 単位まで越えて履修登録することができる」、第 6 項では「第 4 項の規程にかかわらず、編入生、転学部生、転学科生、復学生等については、1 年間の履修登録上限単位数を 48 単位とする」としている。このように本学が履修登録単位数に上限を設定しているのは、単位制度の実質化によって学習成果が保証され则认为しているからである。この点に関して、学生に配付している冊子「時間割」の最終頁の時間割作成下書き用紙に学科別の上限単位数が明記されている（資料 4-9）。また、オリエンテーション等においてもその趣旨が説明されている。大学院における授業科目の履修については、大学院授業科目履修規程で定めている（資料 4-10）。規程の第 2 条では、「授業科目の単位数、配当年次及び授業方法は、別表 1 に定めるとおり」とし、第 3 条で履修登録、第 5 条で修了に必要な授業科目の履修方法をそれぞれ定めている。

シラバスの内容に関して、本学のシラバスは、授業の概要、到達目標、授業計画、評価方法、受講上の注意、テキスト及び参考文献から構成されている（資料 4-11）。特に授業計画では、授業に必要な予習・復習の内容を明記することになっている。学生が授業の内容や進め方を具体的にイメージできるよう、加えて予習や復習もできるよう、内容や記述方法が統一されている。シラバスは学生用の大学公式ウェブサイト「中部学院ポータル」において公開されている。シラバスの作成に関して、学位授与方針を踏まえた上で授業計画を立てており、それぞれの授業の到達目標には、学位授与方針の6つの資質の中のどの項目・内容に対応しているかが記載されている（資料 4-12）。このシラバス作成要領に基づいて、授業担当者が作成・編集した後、教務委員会が点検を行っている。記載内容等に不備があると判断した場合、全体的な問題については学科会議に諮り、個々の問題については各学科に所属する教務委員が授業担当者に伝えて修正を依頼するなどの措置を講じている。

シラバスは、学生が授業を選択する際の重要なガイドであり、授業者と受講学生との契約書でもある。また、学習効果を高める手引き書であるとともに、学科全体の教育課程の一貫性を示す資料としての機能も持ち合わせている。なお、「中部学院ポータル」のシラバス検索機能を活用して、科目の名称、担当教員、曜日・時間などから授業の概要を把握することができる。このようにして必要な情報を得た上で、履修登録をすることができる。また、シラバスからそれぞれの授業の内容が把握でき、主体的な授業参加を可能にする手段となっている。その意味でシラバスの果たしている役割は大きく、教務委員会が中心となって様々な改善を図りながら今日の形となっている（資料 4-11）。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法に関して、新型コロナウイルス感染症に起因した教育機会の提供、急速に進む高度情報化社会における学生の情報通信技術の活用能力の向上、及び学生の学習活動を活性化するために、2021 年度より本学はパソコンの貸与を開始した。この取組は、学生が学ぶための教育環境や主体的な授業参加という点において大きな効果を伴っている。例えば、「中部学院ポータル」を活用して、授業における予習や復習の指示、関係資料の配付、担当教員と受講学生との双方向のやりとりなどが行われるようになった。これは、学生の能動的な学習参加を取り入れた教授・学習法でもあり、いわゆるアクティブ・ラーニングとも言える。多くの授業において、貸与パソコンを活用した様々な工夫が見られる。その他、アクティブ・ラーニングを活用して学生の主体的参加を促す授業が多く行われている。

授業の履修に関する指導に関して、学科ごとにオリエンテーションが開催され、新1年生は年度当初に、在學生は年度末に行われている（資料 4-13-1～資料 4-13-5）。資料は教育学部の例である。特に1年生に対しては、前述したパソコンの貸与や活用についての説明、簡単な模擬授業による説明が、3日間をかけて実施されている。オリエンテーションでは、時間割、授業日程表、履修上の基礎知識、履修登録期間、教科書販売に関する資料が配布される。さらに「中部学院ポータル」で「キャンパスライフ」や履修要項の閲覧方法を指導している。また、単位の概念やGPAの算出方法とその意味、各学科の特性に応じた進級要件や卒業要件、免許や資格取得の方法に関する説明が行われ、履修モデルによる履修指導も行われている。その他、学生の主体的参加を促す工夫の一例として、子ども教育学科では履修カルテを用いて4年間の学生の成長を把握している（資料 4-14）。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数に関して、授業による教育効果と学生数には密接な関係がある。本学においては1授業あたりの学生数に関する基準を明文化していない。しかし、例えば教育学部子ども教育学科のピアノなど演奏技術の修得を目指す「音楽A」などの科目は5人程度としている。基礎教養系科目で発話を伴う「言語による表現活動（コミュニケーション英語）」などの語学科目、デジタル技術やICT活用法の修得を目指す「情報活用論」などの情報関連科目、さら

に理学療法学科で検査や測定の実験の修得を目指す「基礎理学療法検査・測定論Ⅰ」などの基礎理学療法関係科目においては、30人程度を目安としている。希望者数に応じて複数のクラスを開設し、1クラス当たり学生数が多くならないようにすることで、一人一人の理解度や進捗状況に合わせたきめ細かな授業が行えるよう努めている。このような学生数に起因する授業の開講、クラス数の設定は、教務課が各学科の教務委員と調整の上、決定している。（資料 4-15）。

円滑な実務実習に関して、学士課程の5学科において国家資格・免許の取得を希望する場合は学校や病院、福祉施設等での実習が必要である。これらの実務実習により、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教師、保育士、理学療法士、看護師、保健師等の従事者としての使命感を深め、その職としての必要な資質・能力を身に付けるために、大学は行政機関や社会福祉協議会、企業、医療機関、財団法人等と連携協定書や契約書を取り交わして円滑な実施に努めている（資料 4-16-1～資料 4-16-3）。

研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施に関して、大学院修士課程及び博士課程（後期）においては、履修上の基礎知識（単位制、授業計画と配置、授業時間、修了要件、学位申請論文、論文審査基準等を掲載）、開講科目表、履修登録、研究活動などをまとめた大学院履修要項を作成し、研究指導の内容や進め方を示している（資料 4-1-7）。院生の学習の活発化、効果的な教育の実施の点については、年3回の研究科の事業として中間報告会を年間スケジュールに位置付けることにより、院生の研究内容について教員間で情報共有を図るとともに、院生全体への指導の機会となっている。これによって、担当の指導教員だけでなく、研究科所属教員全員による教育支援体制が可能となり、院生個々の研究計画の推進や論文作成への意欲喚起につながっており、本学大学院の強みにもなっている。さらに、教育指導効果を高めるために、学位論文の審査に予備審査のプロセスを組み込み、見直しをもった指導を行っている。また、1年以上の在籍という要件で、学位論文審査申請を開始するという、在籍期間の短縮制度も設けている。これによって既に多大な研究成果をあげている院生、現職の大学教員などの院生に対して、その資質、意欲に相応した教育体制を実現することを可能にしている。社会人院生や遠隔地に在籍する院生、及び感染対策等を考慮しなければならない福祉系及び医療看護系の施設・機関での職務従事者である院生等を考慮し、対面を原則としながらも、リモート開講も対面参加と併用する形でのハイブリッド型授業を可能とするなど、より履修しやすい環境づくりにも配慮した取り組みを行っている。院生への研究倫理教育にも力を入れている。これまで2年に1回のeラーニング受講の義務化し、大学院生の研究倫理の向上を促してきた。しかし、研究倫理教育を強化するため、2023年度からは年1回の受講を義務化し、より一層の院生の研究倫理の向上に努めている。

以上に述べた点検・評価項目④の「学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか」について、2023年度第10回開催の自己点検・評価委員会点検・評価した。その結果、シラバスの充実、パソコンの貸与、FD活動などを通して、学生の学習を活性化し、効果的に教育が行われていることが確認された（資料 1-11）。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点1について述べる。本学の学生便覧「キャンパスライフ」は、学習編の冒頭において、「卒業するためには、卒業要件単位数が充足できるように1年生から計画的に単位を修得していくことが重要で、単位修得のためには授業に出席しなければならない」と記している（資料1-12）。そして、単位修得のために、「本学で採用している単位制度について理解してから履修登録を始めよう」と述べ、本学における単位認定に係る単位制度について解説している。その中では成績評価についても説明しており、成績表の表記は「S、A、B、C、N（他大学等の科目を修得した場合）」を合格、「D、欠、失」を不合格とすると示している。これらの根拠は、学則、通信教育部規程及び大学院学則であり、学則第12条には卒業に必要な単位について、通信教育部規程別表2には卒業に必要な最低修得単位数について、大学院学則第18条には修了要件について、それぞれ記している（資料1-1、資料1-4、資料1-2）。学生には、年度当初の各学科等で行うオリエンテーションにおいて教務委員会所属の教員が中心となって説明している他、初めて試験を受ける1年生には、7月に教務課職員から単位制度や本学における試験及び試験の評価についての説明を行っている（資料4-17）。

大学院においても、授業や演習等の単位認定基準や成績評価の基準の明確化に努めており、院生への周知を図っている。また、院生にはアンケート調査（内容は授業と教育環境）を実施し、院生の学習成果の把握に努めている他、修了生にはアンケート調査や面接調査を実施し、教育課程や成績評価についての確認を行っている（資料4-18-1～資料4-18-4）。

なお、入学前の既修得単位等の認定や、他の大学における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学習を本学における授業科目の履修としてみなすことについては、学則第20条、第21条、通信教育部規程の第20条、大学院学則第16条でそれぞれ定めている。学生が単位認定の申請を教務委員会に提出し、教授会で協議の上単位認定する仕組みをとっている。例えば2022年度においては、大学教授会が21名の申請者の科目履修をそれぞれの学科の単位として認定している（資料4-19-1）。学院内の済美高等学校には、年間授業計画のもとで子ども教育学科等の教員が出向き、高大連携科目「保育・教育 はじめの一步」を行っている。本学に入学して申請のあった学生に対しては従前2単位を認定していたが、2023年度からは高校側の都合により2単位に相当する開講が困難となったため、学則及び履修規程の一部改正を行って1単位の認定としている（資料4-19-2）。

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための取組みに関して、まず成績評価基準が挙げられる。しかし、第2章で詳しく述べたので、ここでは割愛する。次に、成績評価の客観性等について、教務課が作成したシラバス作成要領で次のように説明している（資料4-12）。「成績評価の基準については、学生に対して明確に提示する必要がある」、「評価の観点や方法、また、その方法による割合がどれだけかを数字で明記する」、「〇〇を総合的に評価するといった記述は、基準が不明確なので使用しない」、「定期試験（50%）、小テスト（25%）、授業への参加度（25%）と

いったように具体的に書き込むこと」と例示している。シラバスの記述については教務委員会及び教務課において点検し、必要に応じて修正が求められる。学生が成績評価について疑問等がある場合は、成績発表後1週間以内に成績質問表に記入して教務課に提出することになっている。担当教員は質問に対する回答を記入し、教務課から当該学生に速やかに伝える仕組みを設けている。いわゆる成績評価の異議申し立ての制度である。なお、学生個々の成績表は、学期ごとに保護者に通知し、保護者への理解も図っている。学部・大学院での授業成績評価及び修士論文評価についても異議申し立てを整備し、申し出があった場合に対処できるようにしている。

卒業・修了要件の明示について、本学における卒業・修了要件が学則第12条、通信教育部規程第9条及び大学院学則第18条においてそれぞれ定められている（資料1-1、資料1-4、資料1-2）。また、学則第22条に「本学に4年以上在学し、第12条に定める所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めている。学位授与の方針については、学則第23条に「本学を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき学位を授与する」と定めている。なお、修得すべき学習成果の明示に関しては、学則第12条において大学が規定する「卒業に必要な最低修得単位数」を、学則別表2に各学部・学科ごと、基礎教養系科目、専門教育系科目別に示している。これらは通信教育部や大学院も同様で、通信教育部は通信教育部規程の第21条と第22条において、大学院は大学院学則第18条、第19条、第20条においてそれぞれ定めている。

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについては、学則に定めている。しかし、学生個々が成績評価の方法等について理解していることが肝要であるとの考えから、履修要項を各学科等のオリエンテーションで説明したり、「キャンパスライフ」を大学公式ウェブサイトに掲載したりして理解を図っている。また、内部質保証に責任を負う組織として本学では自己点検・評価委員会を設置し、その中で成績評価及び単位認定の在り方については教務委員会やIR推進センターからの報告を受けて協議をしている。

次に、評価の視点2の「学位授与を適切に行うための措置」について述べる。学士課程の学位論文については、各学科とも卒業研究を3、4年次に配置している。その作成に係る計画や評価の方法等については、各授業科目のシラバスに明示している（資料4-11）。学位論文の審査は実施していないが、例えば教育学部では、卒業論文の要約集を刊行したり（資料4-20）、卒業論文発表会を位置付けたりして（資料4-21）、学生の研究に対する意欲付けとともに、学位を授与する客観性、厳格性を確保するための措置として実施している。卒業論文発表会は例年1月下旬に終日の日程（8会場）で、3年生や教員も出席して実施しており、質疑応答も多く活発な会となっている。

大学院修士課程の修士論文については、学位規則の第5条と第6条で申請論文の提出について、第7条で申請論文の受理について、第8条で申請論文の審査及び最終試験について定めている。人間福祉学研究科では、毎年度、修士課程学位申請論文の審査等についての文書を発出しているが、そこでは学位授与方針や修士課程の修了要件とともに、申請論文の提出要件、審査方法、審査基準、申請論文の提出方法や執筆要項綱を掲載している。

博士（後期）課程の博士論文については、学位規則の第9条で課程博士学位申請論文の提出について、第12条で博士学位申請論文の受理について、第14条で課程博士学位申請論文の審査及び最終試験について定めている。人間福祉学研究科においては、「課程博士学位論文の提出要件と手続きに関して」と題する文書を発出し、申請資格や審査基準や審査手続き、申請書類について具体的に説明している。また、申請論文の公開審査（公聴会）を位置付けるとともに、博士学位論文の題目やその内容、申請者氏名を公表している。なお、学位論文の公表については学位規則第18条、第19条に基づくものである。なお、提出された修士論文と博士論文は、年度ごとに題目や氏名を公表している（資料4-22 【ウェブ】）。

学位授与について、学士課程では、学則第 22 条において「本学に 4 年以上在学し、第 12 条に定める所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」とし、学則第 23 条において「本学を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき学位を授与する」としている。そして、学位規則第 2 条（学士の学位授与）で「本学を卒業した者に対し授与する学位は、学士とし、その専攻分野の名称は、次のとおりとする」とし、人間福祉学科は「人間福祉学」、子ども教育学科は「教育学」、理学療法学科は「理学療法学」、看護学科は「看護学」、スポーツ健康科学科は「スポーツ健康科学」としている。

大学院では、大学院学則第 19 条において「課程修了の認定は、研究科会議の議を経て、学長が行う」とし、20 条において「本大学院の課程を修了した者は、本学学位規則に基づき次の学位を授与する」とし、人間福祉学専攻の修士課程は「修士（人間福祉学）」、博士課程（後期）は「博士（人間福祉学）」としている。

こうした学位授与を客観的、厳密に行うために、本学自己点検・評価委員会は、内部質保証に責任を負う組織として、年度ごとに各学部が行う成績評価、単位認定等についての自己点検・評価報告により、学位授与方針の適切性について把握するとともに、必要に応じて助言及び勧告を行うことによって、その適切性を担保している。

以上に述べた点検・評価項目⑤の「成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した。その結果、本学では成績評価、単位認定及び学位授与が適切に行われていることを確認した（資料 1-11）。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

＜学習成果の測定方法例＞

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 1 について、本学では多様な観点に基づいた指標を用いて学習成果の把握に努めている（資料 4-23）。まず、卒業認定に関する規則では、学則第 22 条に「本学に 4 年以上在学し、第 12 条に定める所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めている（資料 1-1）。卒業に必要な単位は、学則第 12 条及び別表 2 で規定し、各学部・学科ごとの基礎教養系科目、専門教育系科目を別に示している。通信教育部や大学院についても同様に定めている。通信教育部は通信教育部規程の第 21 条において（資料 1-4）、大学院は大学院学則第 18 条と第 19 条において、それぞれ卒業・修了認定に関する規則を定めている（資料 1-2）。

理学療法学科では 4 年次開講の授業科目「理学療法特講」において、4 年間の学習成果を把握している（資料 4-24）。この作業は、ルーブリックを用いた測定と類似するものであり、学習成果の厳格な評価と言える。その他、人間福祉学科とスポーツ健康科学科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に記載されている教育評価の欄で述べたように、専門演習を通して作成された卒業研究の成果によって 4 年間の学習成果を総合的に評価している。また、子ども教育学科では、教職実践演習を通して学修状況の総括的評価を行っている。さらに、学習成果の間接的

な評価として、人間福祉学科、理学療法学科及び看護学科では国家試験合格率を、子ども教育学科とスポーツ健康科学科では教員免許状の取得状況を確認している。また、学生の卒業時は、卒業時学生調査として各種学生調査を行い、学習成果の把握に努めている。さらに、IR推進センターが行っている学生のGPA分析や第2章で詳しく述べた学位授与方針に定めた6つの資質と各授業科目の関連を通して、間接的ではあるが学習成果の把握に努めている。

就職状況については、2023年3月のデータを基に説明する（資料4-25 【ウェブ】、資料4-26）。人間福祉学科では、高齢福祉施設や児童福祉施設、障害者施設等への就職が学科卒業生の57.2%を占めている。子ども教育学科は、小学校教諭や幼稚園教諭、保育士への就職が62.5%を占め、これに障害者施設等への就職者を加えると80%に達している。また、理学療法科においては、理学療法士の資格を取得して病院に就職する者が多く、その割合は79.7%と高い。看護学科においても、看護師や保健師の資格を取得し、95.3%が病院に就職している。スポーツ健康科学科においては、スポーツ健康領域や保健体育科教育領域など4つの領域から選択して履修することから特に多い職種といたったものはないが、学生は関連する職業に必要な資格をそれぞれ取得し、大学で学んだことを生かせる職業に多くが就職している。本学のすべての学科は、それぞれ専門的な職業との関連性を強く持っている。そのため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、関連する専門的な職業への就職を意識したものになっている。したがって、関連する職業に就くための資格取得状況は、学習成果を測定するための一つの指標であろう。

大学院においては、2023年に院生や卒業生に対して授業と教育環境に関するアンケート調査が行われた。そこでは、院生の学習成果の把握に努めている他、修了生にはアンケート調査や面接調査を実施している（資料4-27）。アンケート結果に対する当該教員のコメントの公表、アンケートの研究科会議での検討と改善に掛かる資料の作成、学位審査基準や審査過程の明確化、教育課程や教育環境、成績評価についての改善に取り組んでいる。

以上に述べたように、本学の5つの学科及び研究科はそれぞれの分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定している。

評価の視点2に関する3つの取組について説明する。すなわち、学位授与方針に記載の6つの指標と授業科目の到達目標の関連、学習成果の測定を目的とした学生調査、及び就職先への調査である。

まず、学位授与方針に記載の6つの資質と授業科目の到達目標との関連がIR推進センターで分析された。その結果、学位授与方針に記載の6つの資質と授業科目の到達目標には一定の関連が認められた。これは、学部・学科で開講されている授業科目を履修することによって、学生は所属する学部・学科で定められている資質を適切なバランスで習得していることを意味している。

2022年度に行われた学習成果の測定を目的とした学生調査の結果を資料に示す（資料2-28）。単位取得状況、勉学努力、教育内容と就職先との関連、少人数科目については高い評価となっており、これらに対する学生の意識は高い。しかし、3つのポリシー、とりわけディプロマ・ポリシーに関する評価は相対的に低い。したがって、入学時のオリエンテーションにおいて丁寧な説明や工夫が今後必要である。

就職先への意見聴取について、2009年度からキャリア支援センターが、本学の卒業生を採用している企業等に対してその採用に関する満足度調査に関する事業を実施してきた。また、2020年度から雇用先訪問調査に名称を変更し、事業を継続してきた。しかし2023年度から調査内容を変更し、本学の教育が就職先にどのように評価されているのかを把握こととした。すなわち、就職先への意見聴取は大学の自己点検・評価活動のために行うこととした（資料4-28）。この取組は、キャリア支援センターと学生部が共同して実務を担っている。

授業に関する調査は、学位授与方針に記載の6つの資質と授業科目の到達目標との関連が深いので、さらに詳しく説明する。本学では年間2回、授業終了時に授業に関する調査を実施している（資料2-29-1～資料2-29-4）。この調査は、授業の内容や方法、教員の授業の取り組み方など17の項目について学生が5段階で評価する欄と、授業の感想や改善要望を記述する欄から構成されており、学生がそれぞれの授業に対して率直な意見を述べる場になっている。調査結果は、教務課が整理して各授業者に通知するとともに、各授業者は調査結果を受けて授業を見直し、改善点等を文書で報告する。このような活動を通して、教員は教材の開発、分かりやすい説明方法、理解度が高まる工夫を毎年行っている。

評価の視点3の「学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり」について述べる。学長をトップとする全学の自己点検・評価委員会は、学生の授業に関する調査や学生カルテなど学部・学科や大学院が行った自己点検・評価結果を把握しており、必要な指示・助言を行っている（資料2-5）。すなわち、この委員会は大学全体の内部質保証に責任を負っており、検討すべき事項があればIR推進センターに分析や検討を要請するとともに、FD委員会や関係の委員会にも働きかけながら、点検・評価を進めている。このような活動はいわゆる教学マネジメントとも言える。

以上に述べた点検・評価項目⑥「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか」について、2023年度第10回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した。その結果、各学科の学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していることを確認した（資料1-11 自己点検・評価委員会会議記録）。なお、学習成果の把握は、学位授与方針や教育課程の編成にも密接に関わることから、一層的確な把握に努めていかなければならない

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1について、学部・学科等及び自己点検・評価委員会が毎年度末に点検・評価を行っている。2020年度、2021年度及び2022年度に行われた点検・評価の結果が、本学公式ウェブサイト公表されている（資料2-16、資料2-17、資料2-18-1～資料2-18-6 【ウェブ】）。その中でとりわけ2022年度から新しい自己点検・評価シートを用いた点検・評価が行われた。ここでは、A：点検・評価項目、B：評価の視点、C：担当者、D：改善すべき課題、E：改善に向けた本年度の取り組み、F：次年度に向けた課題の欄が設けられ、点検・評価が行われている。資料から明らかなように、当該年度の課題に対して取り組んだ成果や次年度に向けた課題を確認することができる。このように新しい点検・評価シートを用いることによって、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価が行われている。

評価の視点2について、改善・向上が図られた事例を挙げる。人間福祉学科では、2020年度より認証評価の基準を基に学部が自己点検を行い、PDCAサイクルでの改善・向上に取り組んでいる。この取組は学部FDも兼ねている。具体的には、実習時間が180時間から240時間に増加された社会福祉士養成課程の法改正に合わせて、2020年にカリキュラムの見直しを行った。その結果、2021年度カリキュラムから3年次夏季休業日に180時間の実習に加えて、2年次春季休業日に60時間の実習を行うものである。また、同時に「人間福祉特講1～Ⅳ」、「手話表現」「人間福祉研究（卒業研究）」

を開講し、学生の多様な学びに対応できるよう取り組んでいる。

子ども教育学科では、小学校における英語の教科化に伴う教育現場からの要望と、免許状取得の選択肢を増やして欲しいとの学生の要望に応えるため、2019年度から中学校一種免許状（英語）を取得できるようカリキュラムを再編成した。その成果として、2023年の教員採用試験において中学校英語で2名の合格者が得られた。

看護学科では、少子高齢化が進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進が図られ、看護師は他職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することや、対象の多様性・複雑性に対応した看護能力が求められている。そこで、2021年度より人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養うために、人間理解基礎科目を見直して「死生学」を新設している。また、「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に変更するとともに、「地域看護（地域ケア・予防活動）」「地域包括ケア実習」「公衆衛生看護地域診断演習」「保健医療福祉演習」といった授業科目をそれぞれ新設している。さらに、保健・医療・福祉システムにおける自らの役割や他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々への看護を提供する基礎的な能力を養うため、「チーム医療論」「リハビリテーション概論」「社会福祉学」に授業科目名を変更とともに、内容、単位数、配当年次についても変更している。

スポーツ健康科学科においては、従前、3つの専門コース（スポーツ健康コース・障がい者スポーツコース・スポーツ経営コース）を設置していた。しかし、学生の志向や2021年の東京オリンピック後のスポーツを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて、カリキュラムの改正を行った。具体的には、スポーツに関わる人材が幅広く活躍できることを目指して、スポーツ健康、保健体育科教育、障がい者スポーツ、及びスポーツマネジメントの4つの専門領域に見直した。ここでは、各領域の学習内容を明確化させるとともに、学生が配属されている領域以外の領域の科目も学ぶことができるようにして、幅広く専門性を持つ人材の育成を目指すこととした。

このような教育課程の改善や向上への取組は、上述した年度末の学科ごとの自己点検・評価報告書にまとめられている。自己点検・評価規程及びそれに基づく全学的な自己点検・評価の体制は、このように整備が進み、単位修得や資格修得、就職先といった学習成果の間接的な測定、評価についても教職員間においても認知されてきている。しかしながら、これらの取組によって学生の学習成果がどのように変化したのか、学習は向上したのかに関する測定や把握は十分とは言えない。さらに、理学療法学科と看護学科ではアセスメント・テストやルーブリックの活用に類似した測定が行われているものの、それ以外の学科では総合的な評価にとどまっている。したがって、今後はより直接的な測定方法を開発するなど、改善を進めていきたい。

以上に述べたように、本学では教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

（2）長所・特色

本学では、それぞれの学科及び研究科において、「建学の精神」や二つの「ミッション・ステートメント」を根幹に学位授与方針を定め、教育課程の編成・実施の方針に基づいた各学位課程にふさわしい授業科目を開設するなど、教育課程を体系的に編成している。また、履修要項の提示やオリエンテーションの拡充、様々な調査による学習状況の把握、教員間の情報交流や学生・保護者との個人面談等を通したきめ細かな指導などにより、学生の教育課程に対する認知は進んでいる。また、在籍学生や卒業生への満足度等の調査をふまえ、IR推進センターでの検討を生かして改善に努めるなど、日々進化を図る取り組みを行っている。地域に貢献する小規模な大学として教員と大学職員

とが協力して、学生の学習活動を活発化させようと努力している。対人援助や医療・福祉・教育・保育など、様々な人たちの「生きる」を支える仕事に従事する専門職の養成を行うことが特色であり、そのための基礎教育から専門教育、実習教育において、体系的な学習の場を享受できるよう工夫している。また、通信教育や大学院などを設置している点を生かして、様々な教育ニーズに応える努力をしている点が強みでもある。

（３）問題点

学習成果について、多くの学科が間接的な把握に留まっている。学習成果の把握は、学位授与方針や教育課程の編成にも密接に関連することから、今後検討を進める必要がある。

（４）全体のまとめ

本学は、授与する学位ごとに学位授与方針を適切に定めるとともに、それを踏まえた教育課程の編成・実施方針を定め、大学公式ウェブサイト等によって公表している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。授業科目の詳細はシラバスに明示し、講義、演習、実習、アクティブ・ラーニング等の授業方法をバランスよく採り入れることによって学生の学習を活発化させ、効果的に行うための様々な措置を講じている。成績評価、単位認定及び学位授与に関する事項は学則及び大学諸規程に定め、これに基づいて適切に実施しており、学生への周知についても努力している。学習成果の測定のための指標や学習成果の測定結果の活用に関する取り組みについては、既存の組織や方法を生かしながら充実させていきたい。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

評価の視点の1に関して、大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を下記のとおり定め、入試ガイドと募集要項、通信教育部用募集要項で公表し、大学公式ウェブサイトにも掲載している（資料5-1、資料5-2、資料5-3、資料5-4 【ウェブ】）。これは、第1章で詳しく述べた本学の理念と目的を達成するために、本学を志望する学生に求める能力、適性等についての考え方であり、「建学の精神」との関連においてそれを表現したものである。

中部学院大学は、建学の精神を「神を畏れることは知識のはじめである」としています。「神を畏れる」とは、神を敬うということ、そして神が創造された人（自分と他者）を愛し、自然を大切にすることです。そのことを理解することから、平和と自由をもたらす真の知識が拓かれると考えます。

この建学の精神と志望する研究科・学部・学科の教育目標や特色を理解しつつ、未来に向かって積極的に学ぶ学生、傾聴し対話しようと努力する学生、地域と人類の福祉 (human well-being) に貢献することを望む学生を、本学は求めます。

また、本学は、学部・学科、通信教育部、及び大学院の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）をそれぞれ定め、入試ガイドと募集要項、通信教育部用募集要項、大学院案内で公表している（資料5-1、資料5-2、資料5-3、資料1-9）。これらの資料は、大学公式ウェブサイトにも掲載している（資料5-4、資料5-5 【ウェブ】）。

第1章で、本学の理念・目的及び学部・学科の教育研究上の目的を述べた（資料1-5）。本学は、これらの目的を達成するために、教育目標や特色を理解し、未来に向かって積極的に学び、傾聴し、対話しようと努力する学生、地域と人類の福祉に貢献することを望む学生を求めている。このような考え方を基に、学部・学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）が定められており、それぞれの学科への入学を志望する学生に求める能力、適性等が記述されている。以下に学部・学科の教育研究上の目的（資料1-5）と学部・学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）との関連も含めて説明する。

人間福祉学科の教育研究上の目的は、「社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。」である（資料1-5）。人間福祉学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、前文に「本学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げ

る知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人材を求めます。」を掲げ、知識・技術等として以下を列記している（資料 5-4、資料 5-5 【ウェブ】）。

1. 初等・中等教育課程における知識を幅広く修得している。
2. 人々の暮らしと社会のあり方に貢献する専門性の高い仕事に就く意欲がある。
3. 社会福祉・地域貢献等の領域における専門的な知識・技能を学修するための基盤となる日本語運用力（文章読解力）や表現力（課題に応じた内容をまとめる力、文章を読んでまとめる力）を身につけている。
4. 人々の暮らしと社会のあり方に関して、知識や情報を集め、筋道を立てて考え、他者に伝える力がある。
5. 課外活動やボランティア活動等の経験があり、他の人たちと協働することや学習することの意味を理解している。また、グループワークなどで、他の人たちと協力しながら、課題をやり遂げる力がある。
6. 入学前教育として大学が求める課題に取り組み、成果を提出することができる。

それゆえ、人間福祉学科は、基礎知識を有し、人々の暮らしと社会のあり方に関心があり、文章読解力や表現力があり、他の人たちと協働できる学生を望んでいる。

子ども教育学科の教育研究上の目的は、「教育学及び保育学を基礎に幼児及び児童における今日的諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に教育、保育界に貢献し得る人材を養成することを目的とする」である（資料 1-5）。子ども教育学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、前文に「本学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人材を求めます。」を掲げ、知識・技術等として以下を列記している（資料 5-4、資料 5-5 【ウェブ】）。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得している。
2. 教育・保育領域で専門性の高い仕事に就く意欲がある。
3. 教育や保育の専門的な知識・技能を学修するための基盤となる日本語運用力（文章読解力）や表現力（課題に応じた内容をまとめる力、文章を読んでまとめる力）を身につけている。
4. 教育や保育に関する諸課題について、知識や情報をもとにして筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。
5. 学校での学習や課外活動・ボランティア活動等の経験があり、他の人達と協働して活動や学習をすることに進んで参加できる。また、グループワークなどで、他の人と協力しながら、課題をやり遂げる意欲がある。
6. 入学前教育として求められるレポート課題に最後まで取り組むことができる。

それゆえ、子ども教育学科は、基礎知識を有し、教育・保育領域に関心や意欲があり、文章読解力や表現力があり、他の人たちと協働できる学生を望んでいる。

理学療法学科の教育研究上の目的は、「理学療法における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識、技術を習得した医療技術者の養成をすることを目的としている。」である（資料 1-5）。理学療法学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、前文に「理学療法学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を養成するために次に掲げる、知識・技能や能力、目的意識を備えた人材を求めます。」を掲げ、知識・技術等として以下を列記している（資料 5-4、資料 5-5 【ウェブ】）。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得している。

2. 医療・保健・福祉に関心があり、理学療法士として社会貢献しようとする強い意志をもっている。
3. 医療・保健・福祉分野に関係している理学療法（学）（知識・技能）を学修するための基盤となる日本語運用力（文章読解力）や表現力（課題に応じた内容をまとめる力、文章を読んでまとめる力）を身につけている。
4. 課外活動やボランティア活動等の経験があり、他の人達と協働して活動や学習を進んでできる。またグループワークなどで、他の人と協力しながら、課題をやり遂げる意欲がある。
5. 理学療法士の仕事や理学療法士になるための学びについて理解しており、自らの健康状態や生活習慣に対する管理ができています。

それゆえ、理学療法学科は、基礎知識を有し、医療・保健・福祉に関心があり、文章読解力や表現力があり、他の人達と協働でき、生活習慣を管理できる学生を望んでいる。

看護学科の教育研究上の目的は、「保健・医療・福祉の総合的な視野を持ち、チーム医療の一員として、すべての人々の健康の保持・増進並びに生活の質を考慮した看護が行える能力と諸問題を解決する知識、技術を習得することを目的とする。」である（資料 1-5）。看護学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、前文に「看護学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、目的意識・意欲を備えた人材を求めます。」を掲げ、知識・技術等として以下を列記している（資料 5-4、資料 5-5 【ウェブ】）。

1. いのちを尊ぶ心を備えている。
2. 高等学校の教育課程を偏りなく修得し、科学的思考に必要な基礎力を修得している。
3. 身近な社会の問題について、関心を持っている。
4. コミュニケーション能力の基礎を有し、人と関わるのが好きで、他の人と協同で課題に取り組むことができる。
5. 継続して学びを深め、実践を楽しむことができる。
6. 自分に関心があり、自己を洞察することができる。

それゆえ、看護学科は、基礎知識を有し、いのちについて理解があり、文章読解力や表現力があり、他の人達と協働できる学生を望んでいる。

スポーツ健康科学科の教育研究上の目的は、「スポーツ健康科学分野における教育・競技・健康・医学にまたがる諸科学の総合的な教育研究を通して、スポーツや健康を科学的に研究し、科学的方法に基づくスポーツや心身の健康に関する専門的な知識や技術を身に付けるとともに、幅広く深い教養と総合的な判断力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成することにより、広く社会に貢献することを教育研究上の目的とする。」である（資料 1-5）。スポーツ健康科学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、前文に「本学科では、スポーツを人間教育の基本としてとらえ、スポーツ科学及び健康科学に関する知識・技能を伝授すると共に、地域社会及びスポーツ産業界、更には障がい者スポーツの関連分野等で活躍できる人材の養成を目指します。したがって、本学科としてはスポーツ科学及び健康科学に関心があり、スポーツ活動の経験を有する人材を選抜します。具体的には、高校時代までに下記のような目的意識・意欲を備えた人を求めます。」を掲げ、知識・技術等として以下を列記している（資料 5-4、資料 5-5 【ウェブ】）。

1. 保健体育の授業やクラブ活動での実践を通じて、スポーツ・健康科学に関心を持ち、そのことを学びたいと考えている。
2. スポーツ用具や施設、メディアなど、スポーツ・健康産業に関心があり、その業界の仕事に就く意欲がある。

3. スポーツの普及やそのサポートに対し、経営・運営の立場から、その活動を支えることに関心を抱いている。
4. 地域のスポーツクラブや健康運動教室などで、目的に応じたスポーツ・健康指導を行う専門家になりたい志がある。
5. スポーツ競技の実績があり、スポーツ選手として積極的に活動しようとする意欲がある。

それゆえ、スポーツ健康科学科は、スポーツ・健康科学に関心があり、スポーツ選手として積極的に活動しようとする意欲があり、スポーツ・健康指導に関する専門家を希望する学生を望んでいる。

評価の視点2に関して、学部・学科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に定めた入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を要約すると、次の要素（能力）に整理できる。すなわち、幅広い基礎知識、意欲・関心、日本語運用力や表現力、思考力・コミュニケーション能力、課外活動やボランティア活動等の経験、入学前教育、その他（特記事項）である（資料5-6）。これらの要素と学力の3要素には、一定の関連が認められる。例えば、幅広い基礎知識は、学力の3要素の中の基礎的な知識・技能と強く関連し、思考力・判断力・表現力等の能力や主体性・多様性・協働性にも関連しているだろう。また、日本語運用力や表現力は思考力・判断力・表現力等の能力と強く関連しているであろう。このように本学の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の内容は、学力の3要素と関連がみられる（資料5-6）。

本学は、これらの要素（能力）を入試における書類審査（学習成績の状況）、個人面談あるいはグループ面談、当日課題、自己推薦書、小論文、大学入学共通テストの成績などを用いて、多角的に評価することを定めている。また、本学は、様々な背景・能力を持つ学生に門戸を広げるため、一般選抜の他に、大学入学共通テスト利用入試、学校推薦型選抜、総合型選抜（自己実現、スポーツ活動評価、課外活動、留学生等を含む）、編入学入試といった多様な選抜方法を用いて学生を受け入れることを定めている。このように入学前の学習歴などを多様な方法で評価する学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、入試ガイドと募集要項で公表し、大学公式ウェブサイトで周知している（資料5-1、資料5-2、資料5-4 【ウェブ】、資料5-5 【ウェブ】）。なお、入試方法と上述の要素（能力）や学力の3要素との関係は、次の点検・評価項目②で詳しく述べる。

以上に述べた点検・評価項目①の「学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。」について、2023年度第9回に開催された自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、学生の受け入れ方針が適切に定められ、適切に公表されていることが確認された。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
 評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
 評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
 評価の視点4：公正な入学者選抜の実施
 評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

評価の視点1に関して、まず学部・学科の取組を説明し、通信教育部と大学院についてはその後説明する。本学は、学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を明記した入試ガイドや募集要項を作成するとともに、大学公式ウェブサイトを通して周知を図っている（資料5-1、資料5-2、資料5-5 【ウェブ】）。

本学は、様々な背景・能力を持つ学生に門戸を広げるため、前述したように一般選抜、大学入学共通テスト利用入試、学校推薦型選抜、総合型選抜といった多様な選抜方法を実施している。入学者選考は、入学者選抜規程の第2条において「書類審査、学科試験、面接試験、その他の方法のうちの2以上を併せ用いることによって行う」と定めている（資料5-7）。なお、入学者選抜の参考資料として、志願者が高校等で取り組んだ活動について記した活動報告書を提出させているが、点数化はせず入学後の指導に活用している。また前述したように、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に定めた要素（能力）と学力の3要素には一定の関連が認められる（資料5-6）。そこで、この点が受験者に分かりやすく伝わるために、各入学試験における書類審査、学科試験、面接試験、その他の方法と学力の3要素の関連やその配点比率を募集要項に明記している。

通信教育部に関しては、短期大学を卒業した人が4年制大学を卒業したい、大学を卒業した人が働きながら資格を取りたいなど、多様な希望がある。また、特定の時期に入学したい、特定の科目を履修したいなど、多様な要望も見られる。それゆえ、出願期間は年間5回設けられている。このような入学に関する情報、取得可能な資格、通信教育での学び方などが、通信教育部募集要項にまとめられ、大学公式ウェブサイトにも掲載されている（資料5-3、資料5-8 【ウェブ】）。通信教育部の志願者は志望理由書を添えて本学に出願する。入学者選考は、本学通信教育部会議が行い、提出された志望理由書を基に通信教育での学びの継続に課題等がないことを確認し、学長が入学を決定する。

大学院に関して、一般入試、社会人入試、学内選抜入試と多様な学生の受け入れを可能としている。選考方法は、書類審査、小論文、専門科目、個人面接によって行われる。入試の実務は、研究科に所属している教員が主に担当している。合否判定は、研究科会議にて審議し、学長が決定する。

評価の視点2に関して、入学生の学納金、奨学金制度及び修学支援制度が入試ガイドや募集要項で公表され、最新の情報が大学公式ウェブサイト等において掲載している（資料5-1、資料5-2、資料5-5 【ウェブ】）。その他、オープンキャンパスや進学相談会等において、経済的支援を必要とする入学希望者やその保護者に直接説明する機会を設けている。また進学雑誌や進学情報サイトにも情報を掲載している。

評価の視点3に関して、本学の入学者選抜実施体制を図4に示す（資料5-9）。入学者選抜に関する必要な事項は、入学者選抜規程によって定められている（資料5-7）。入試広報委員会は、オープンキャンパスや入試日程の検討、大学案内、入試ガイド、各種資料作成に従事する。この委員会は、委員長、副委員長、各学科の教育職員1名と入試広報部事務職員から構成されている。入試広報委員と入試広報課が中心となって、オープンキャンパスが年に複数回開かれている。また、高山市と多治見市では地方説明会が開かれている。入学者選抜試験や入学後に特別な支援が必要となる志願者については、特別支援委員会に事前の相談を行い、学内の関係各所と調整し、適切に対処できるようにしている。

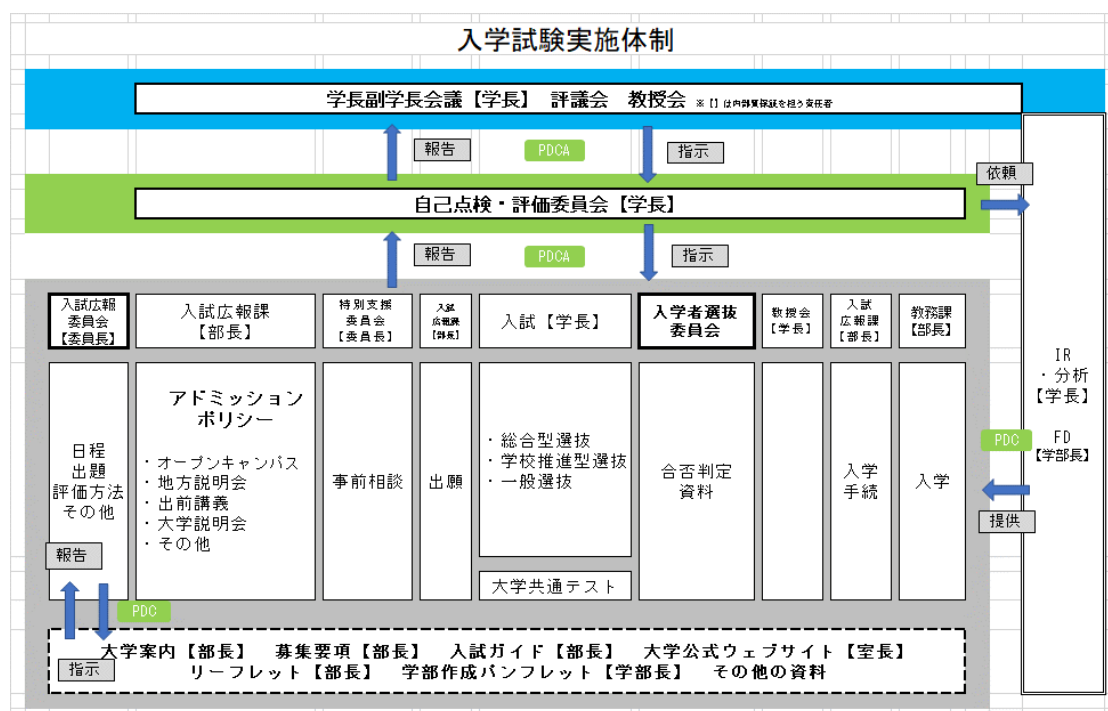


図4 入学試験実施体制（資料 5-9）

点検・評価項目①で述べたが、様々な背景・能力を持つ学生に門戸を広げるため、本学は一般選抜の他に、学校推薦型選抜、総合型選抜（自己実現、スポーツ活動評価、課外活動、留学生等を含む）、さらに大学入学共通テスト利用入試、編入学入試といった多様な選抜方法を整備している。入試問題は、募集要項に基づいて作成されている。入試問題の作成にあたっては、アドミッションポリシーや募集要項で明記した方針に基づき、複数の担当者による協議を経て作成している。入試の合否判定は、学長、副学長、学部長、学長補佐等から組織された入学者選抜委員会で審議し、学長が入学を決定する（資料 5-7）。以上に述べたように、学部・学科の入学者選抜試験は、学科単独では行われておらず、入試広報委員会、入学者選抜委員会、入試広報課、教職員からなる全学体制で実施している。一方、通信教育部と大学院はそれぞれの組織が中心となって入学者選抜試験を実施している。

評価の視点4に関して、本学は2018年国の高大接続改革に準じて学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を見直し、多様な学力や能力が評価できるよう入学者選抜方法を改定した。ここでは、各入学試験における書類審査、学科試験、面接試験、その他の方法と学力の3要素（基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現等の能力、主体性・多様性・協働性）との関連や、その配点比率を明記することになった（資料 5-1）。この改定が実現できたのは、本章の点検・評価項目①、評価の視点2で述べたように、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）には学力の3要素との関連が土台となっている。

ここで、2020年3月から国内に広がった新型コロナウイルス感染症と入学者選抜試験の関連について述べる。すなわち、例年とはまったく異なる対応を迫られることになった。学生募集について、3月、6月、8月に予定していた対面式のオープンキャンパスがすべて中止となった。その代替手段として、オンラインによる個別相談会を実施した。スポーツ健康科学科ではウェブ会議システムを用いたリアルタイムでのオープンキャンパスが1回開催された。特に5月のオープンキャンパスでは、オンラインによる個別相談を行った。平日に加えて土曜日と日曜日にも個別相談を行い、合計4日間実施した。その他の月のオープンキャンパスを加えると、合計17回に達した。その後は、感

染状況を注視しながら、オンライン個別相談会や対面式の個別相談会を開催した。また、緊急事態宣言の発令などに備えるため、オープンキャンパスの予備日を設けるなど、様々な工夫が必要であった。

2021 年度もオープンキャンパスの開催は、新型コロナウイルス感染症による行動制限を受け、オンライン個別相談会が中心であった。10 月と 11 月には、ミニ見学会が開催され、120 名程の生徒の参加があった。入学者選抜では、県をまたいでの移動が制限される中、特に全国から受験生が集まる課外活動特別入試はオンラインで対応した。その他、学校保健安全法による出席停止場合、コロナ感染者やコロナ濃厚接触者が当該試験に受験できない場合、オンラインによる入試や当該試験以降に実施される入試で受験すること、当該試験に係る受験料の返還を行うことなどを、募集要項で丁寧に説明してきた。

評価の視点 5 に関して、身体機能の障がいや疾病等により、受験に際して特別な支援を希望する志願者には、原則として出願開始前に入試広報課に相談するように募集要項に明記している。申し出や相談があった場合、入試広報課、特別支援委員会、学科、保健室、特別支援室が協議を行い、入試に必要な配慮の方法を決定する。実施可能な配慮の例として、拡大文字問題や拡大解答用紙の準備、解答方式の変更、試験時間の延長、照明器具や特製机等の準備や持参の可否、拡大鏡や補聴器、車椅子、松葉杖等の持参の可否、文書による伝達、窓側等の明るい席の指定、トイレに近接する試験室の指定、別室受験、介助者の付与、試験場への車による入構等が挙げられる。また、入学後に必要な支援について、合理的配慮の観点から、受験生と学科（大学）が事前に意見交換を行っている（資料 5-10）。このように、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施体制を整備している。

以上に述べた点検・評価項目②の「学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。」について、2023 年度第 9 回に開催された自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制が適切に整備され、入学者選抜が公正に実施されていることを確認した。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】【学専】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】【学専】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

評価の視点 1 に関して、大学基礎データに記載されている資料を用いながら、まず学部・学科について説明する（大学基礎データ 表 2）。2019 年度から 2023 年度までの 5 年間の入学定員に対する入学者の平均比率は、学部総計で 1.03 倍であり、適正な比率である。学科別に見ると、理学療法学科が 1.12 倍とやや高い比率となっており、スポーツ健康科学科が 1.09 倍、看護学科が 1.03 倍である。これらの学科では入学定員は充足されている。反面、人間福祉学科が 0.98 倍、子ども教育学科が 0.98 倍とやや低い比率となっている。

通信教育部を除く学士課程における入学定員に対する入学者数の比率は、各学科とも 1.0 倍から 1.1 倍までに維持するよう最大限努力している。しかし、大学基礎データの表 2 にみられるように、本学の学部及び学科の入学定員が小規模であること、志願者の入学前の学習歴、学力水準、能力等を様々な入学者選抜試験で評価していることから、合格発表後の歩留まりを予測した合否判定は極

めて難しい。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、例年よりも受験生の志望校選択が予想しがたく、適正な入学定員充足率を毎年度維持することは容易ではなかった。

学士課程における編入学に関して、編入学定員に対する編入学生の比率は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年平均で人間福祉学科が 0.15 倍、子ども教育学科が 0.06 倍であった（**大学基礎データ 表 2**）。3 年次の編入学定員は人間福祉学科 15 名、子ども教育学科 10 名と小規模であり、入学者 1 名が倍率に与える影響は大きいものの、両学科とも編入学定員に対する編入学生の比率は大きく下回っている。編入学定員を充足のための改善策として、併設する短期大学部に学内推薦制度を設け、入試広報課とキャリア支援センター事務課、学科が一体となって学生へ説明会を実施している。また、他の短期大学や専門学校に指定校枠を設け、受験を促進している。

大学院に関して、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間の入学定員に対する入学者の平均比率は、修士課程で 0.36 倍、博士課程（後期）で 0.73 倍である。修士課程では 2022 年度と 2023 年度に 3 名と 4 名の入学者が得られ、改善傾向が認められる。しかしながら、両課程ともに入学定員を下回っている。このような大学院の入学定員充足率について、研究科会議で議論がなされ、大学公式サイトの大学院ページの充実に加え、2023 年度から新しい手法での募集活動が始まった。具体的には、オンラインによる個別説明会を定期的に開催するとともに、卒業生や関連学生への勧誘を推進している（**資料 5-11**）。この結果、これまで学内進学は、ほぼ人間福祉学科が大半を占めていた中、理学療法学科卒業生が大学院に進学することとなり、前述した 2023 年度の 4 名の入学者にも繋がっている。研究科では今後も様々な取組を行っていく。

一方、学生の在籍状況を表している在籍学生数に対する収容定員の比率に関して（5 年間の平均）、学部・学科は 0.97 倍であり、入学定員充足率 1.03 倍よりやや低い。これは、留年による影響とともに、志望学科のミスマッチ、学習意欲の低下、経済的理由、心の悩み等により、退学者が一定数みられるためである。この点については、第 7 章の学生支援で詳しく述べる。一方で、大学院に関しては、在籍率の方がやや高い数値となっている。修士課程は 0.42 倍であり、入学定員充足率 0.36 倍よりやや高い。これは、働きながら学ぶ社会人が多く、3 年間の長期履修を希望しているのが主な要因である。このように、2 年間あるいは 3 年間で修了している学生がほとんどであることから、大学院での学びや教育研究指導が適切に行われていると判断できる。また、博士課程（後期）は 1.60 倍であり、入学定員充足率 0.73 倍に比較してかなり高い。これは、働きながら学ぶ社会人が多いこと、2020 年から 2023 年にかけての新型コロナウイルス感染症の影響で、病院などでの調査活動が極めて困難であったことが主な要因と考えている。その他、休学を含め在籍期間がかなり長くなっている。大学院に関しては、入学前の研究状況の正確な把握と適切な研究計画の作成が今後の課題である。

以上のように本学の学部・学科（通信教育部を除く）は、入学定員充足率を 1.0 倍から 1.1 倍の範囲で維持できるよう、学生の受け入れを行っている。しかし、18 歳人口の減少により学士課程全体の入学定員充足率及び収容定員充足率の維持は年々難しさを増している。また編入学定員充足率や大学院研究科の収容定員充足率も依然として厳しい状況が続いている。したがって、学生募集策や教育内容の改善を図るとともに、入学定員の変更も含めた改善策を今後検討していく。

以上に述べた点検・評価項目③の「適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会点検・評価した（**資料 1-11**）。その結果、学部・学科では入学定員をほぼ満たしていること、3 年次編入、大学院修士課程と博士課程（後期）では入学定員を満たしておらず、今後改善の努力が必要であることを確認した。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1に関して、学部・学科は自己点検を毎年行い、報告書を大学公式ウェブサイトで公表している（資料2-16、資料2-17、資料2-18-1～資料2-18-6）。また、自己点検・評価委員会は学部学科の取組を共有するとともに、全学的な見地から点検・評価を行っている。その他、入試広報委員会が年度ごとに学生の受け入れに関する点検・評価を実施している。入試広報委員会では、年度ごとに委員会の達成目標を設定し、年度計画が立案される。毎月開催される入試広報委員会において、各学科の入試広報委員と入試広報課員が学生募集や入学志願者に関わる情報を共有し、学生募集や入学者選抜の改善・向上に向けた取り組みを行っている（資料3-23）。

評価の視点2に関して、2021年度の一般選抜及び大学入学共通テスト利用入試からウェブ出願システムを導入した。2022年度には学校推薦型選抜にもウェブ出願を導入した。これによって出願者の利便性を高めるだけでなく、入試事務作業の簡略化にも繋がり、従来よりも出願期間に余裕を持った日程が可能になった。今後は総合型選抜への導入も検討する。さらに、出願から入学手続きに至るまでの一連の業務を点検し、受験生に対する利便性の向上と事務作業の簡略化に向けたシステムの機能拡張を検討する。これらの取組は、入試広報課が出願業務を点検・評価した結果であり、改善・向上につながった事例である。

また大学共通の取組として、2020年度には大学公式ウェブサイトにウェブ・オープンキャンパスを開設し、オンライン入試説明や学科紹介、模擬授業などの動画を公開した。また、大学公式のInstagramやYouTubeに大学の様子がわかる写真や動画を公開している（資料5-12-1～資料5-12-3）。さらに、Zoomのウェブ会議システムを利用して、入試広報課の職員や各学部の教員による個別の相談イベントを開催し、オンラインによる入試広報活動をさらに充実させるための取り組みを行っている。

次に、人間福祉学科と子ども教育学科を例に挙げ、学科の取組を紹介する。人間福祉学科では、高校生活での総合探求やボランティア活動を評価する地域貢献特別入試の受験意欲の促進に向けて、高校生の「私のボランティア活動体験」を募集しその作品を評価する企画を行っている。さらに、人間福祉学科と子ども教育学科では、生徒や保護者向けのパンフレット・リーフレットを作成した。これは、大学での学びや卒業後のイメージを分かりやすく説明したものであり、取得できる資格も解説されている。このように卒業生の活躍を紹介したリーフレットは、本学受験の動機づけに繋がるのではないかと考えている（資料5-13-1～資料5-13-4、資料5-14-1～資料5-14-5）。看護学科では、オープンキャンパスに参加した高校生が実際の4年間の大学生活をイメージできるように、在学生をガイド役として配置した。また、相談会での支援者として活躍した（資料5-15）。

本学は、志願者の増加を目的として、学院内の済美高等学校、公立高校16校、特別支援学校1校と高大連携協定を結んでいる。ここでは、高校の要望に合わせて模擬講義や体験実習を実施している。具体的な事例として、看護学科は学院内の済美高等学校の衛生看護科において看護関連の専門的な授業を毎年実施している。これは、2020年度以降衛生看護科の志願者が減少したための対策である。そのため、2022年度に看護学科、入試広報課と高校の間で、衛生看護科の生徒の内部進学に関する協議を行なった。2023年度に衛生看護科の卒業生で現在本学の在学生が母校を訪問し、大学で、看護を学ぶ意義をテーマにした授業を行った。その結果、衛生看護科の生徒がオープンキャンパスへ参加する割合が、2022年度と比較すると増加し、本学への志願につながることが期待された。

国の高等教育の修学支援新制度に先駆けて、高校生やその保護者が安心して大学進学を考えられるように、本学は独自の奨学金制度を設けている。具体的には、経済的な支援が必要な家庭の学生に対して修学支援奨学金、本学を第一志望としている学生を支援する指定校入試特別奨学金、入学後の学びに直結する検定・資格取得者（英語検定、介護福祉士）を対象とした英語検定取得者特別奨学金や介護福祉士資格取得者奨学金、各入試区分で学業優秀者を対象とした学業優秀者奨学金、世界大会や全国大会で本学の名声を高め、他の学生の模範となる学生を対象とした課外活動特待生奨学金がある。これらの奨学金制度については、募集要項、入試ガイド、大学公式ウェブサイトで広く周知している（資料 5-5 【ウェブ】）。また高校内や学外施設で行われる進学相談会において、またオープンキャンパスや個別相談会においても説明の時間を設けている。このような本学独自の奨学金制度は、学生確保の観点から大きな役割を果たしてきた。一方、過度な奨学金は本学の財務基盤の悪化につながる。この点は、第 10 章（2）財務で述べる。

学生募集の課題は、様々な要因が影響しているため一概には言えない。しかし、18 歳人口の減少、本学の立地条件、同一分野での大学間の競合、特定の分野に対する否定的な風潮が課題である。本学の教育内容や校風は高校から高く評価されているものの、志願者が伸び悩んでいるのが現状である。このような現状を踏まえ、入試広報委員会、入試広報課、大学広報室が連携を密に測り、高校訪問や進学相談会参加のような地味な募集活動を継続しつつ、これまで以上にインターネットを介したウェブ広告や SNS による配信を増やしていく必要がある。

以上に述べた点検・評価項目④の「学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」について、2023 年度第 9 回に開催された自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価されているものの、改善・向上に向けた更なる工夫が必要であることを確認した。

（2）長所・特色

本学は、様々な背景・能力を持つ学生に門戸を広げるため、一般選抜の他に、大学入学共通テスト利用入試、学校推薦型選抜、総合型選抜（自己実現、スポーツ活動評価、課外活動、留学生等を含む）、編入学入試といった多様な選抜方法を実施している。学部・学科の入学者選抜試験は、入試広報委員会、入学者選抜委員会、入試広報課、教職員からなる全学体制で実施している。

（3）問題点

人間福祉学科と子ども教育学科ともに、編入学定員に対する編入学生の比率は大きく下回っている。改善策として、併設する短期大学部に学内推薦制度を設け、入試広報課とキャリア支援センター事務課、学科が一体となって学生へ説明会を実施している。今後も一層の努力が必要である。

大学院に関して、修士課程と博士課程（後期）ともに入学定員を若干下回っている。現在、大学公式サイトサイトの大学院ページの充実に加え、オンラインによる個別説明会を定期的に開催するとともに、卒業生や関連学生への勧誘を推進するなど、研究科では今後も様々な取組を行っていく。

（4）全体のまとめ

学生の受け入れ方針は、学部・学科の教育研究上の目的に準じ、学位授与方針及び教育課程の編

成・実施方針を踏まえ、適切に設定し公表している。この学生の受け入れ方針に基づく学生募集、入学者選抜の企画・運営・実施は、入試広報委員会、入学者選抜委員会、入試広報課、教職員からなる全学体制で実施している。また、本学は、様々な背景・能力を持つ学生に門戸を広げるため、一般選抜の他に、大学入学共通テスト利用入試、学校推薦型選抜、総合型選抜（自己実現、スポーツ活動評価、課外活動、留学生等を含む）、編入学入試といった多様な選抜方法を実施している。

定員管理については、今後の 18 歳人口の減少の影響を想定すると、入学定員充足率 1.0 倍から 1.1 倍までの維持は益々厳しくなる。そのため教育の質の低下を来さないよう、学生募集や教育内容を改善するとともに、入学定員の変更も含めた改善策を今後検討したい。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

評価の視点1について述べる。本学は、福音主義のキリスト教に基づいて教育を展開している（資料1-3）。本学の理念・目的は、学則第1条第1項に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を受けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。」と定めている（資料1-1）。この目的を実現するに相応しい組織を編成するために、本学は「求める教員像及び教員組織の編成方針」を策定している（資料6-1）。この求める教員像は、例えば教員公募の際の募集要項（サンプル）に記載して、本学の教育研究が高まるよう工夫している（資料6-2）。具体的な求める教員像は、建学の精神を十分理解した上で、教員としての職務・責任を自覚する者で、専攻分野に関する教育研究上の研究業績、研究能力または本学が定める一定の研究業績と実務能力があり、各学部・学科、研究科の3つのポリシーの実現に貢献できる者である。さらに、所属する学部・学科、研究科での自らの役割を理解し、他の教職員との信頼関係を築くことができ、所属組織の運営に協力する者である。

評価の視点2に関して、前述した教員組織の編成方針で、各学部・学科、研究科設置に伴う大学設置基準と大学院設置基準等関連法令に基づき適切な専任教員数を配置すること、教員の編成は職位、年齢、性別、学問分野のバランスを考慮し、実務家教員も含め多様な人材を配置することを定めている。教員の募集、採用、昇任等については、人事委員会規程等の関係諸規程に基づき公正・公平に行うこととしている（資料6-1）。また、大学運営・教育・研究・社会貢献等の諸活動を適切に行うために役割を分担する。以上の諸活動の向上を図るために、毎年、定期的にFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を行っている。

教員組織編成における各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等は、法人が設置する学校の運営に関する学校法人寄附行為施行細則に定められている（資料6-3）。具体的に、同細則第4章大学・短期大学の第9条で大学に学長を置くこと、第9条の2で学長は大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学を代表することを定めている。第10条で、大学に副学長を置くことができ、選任は教授をもって充て、職務は大学全般に関して学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行うことを定めている。第10条の2において、学部長を置くことが規定されており、選任は教授をもって充て、学長の名を受け、学部を統括掌理し、学長を補佐すると定めている。第10条の5では、学部に学科長を置き、選任は教授を持って充て、学長の命を受け、学科を掌理すると定めている。第10条の4では、大学院に研究科長を置き、選任は教授を持って充て、学長の命を受け、研究科を統括掌理し、学長を補佐する。第10条の6で通信教育部長を置くことが規定され、選任

は教授を持って充て、職務は、学長の命を受け、通信教育部を掌理することとしている。

学長を除く管理職の選考は、教育管理職員等選任規程に定められている（資料 6-4）。学長の選任については、学長選考規程の定めるところにより選考している（資料 6-5）。学長・副学長会議は、学長・副学長会議運営規程の定めるところにより運営されている（資料 6-6）。学長・副学長会議は、学長、副学長、法人事務局長、大学事務局長、学長補佐、総務部長等から構成されており、毎月開催される。またこの会議は、教育研究に関する全学的な諸施策について審議し方針を決定する。学長・副学長会議は、いわゆる大学全体のマネジメントを図る重要な教員組織である。また、学部・学科、研究科等設置、廃止等重要事項については、法人に設置され、理事長主宰の教育組織改革等に関する検討委員会で審議される（資料 3-22）。さらに、大学全体や学部・学科の運営を円滑に行うために、本学は法人経営会議、学長・副学長会議など様々な会議体を設置し（資料 2-7）、それぞれの会議体は関連の事項について審議する（資料 6-7）。その他、大学の教育研究活動を円滑に運営するために設置されている理事会、評議会、教授会などの会議体の関係図を資料として示す（資料 6-8）。

以上に述べた点検・評価項目①の「大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針が適切に明示されていることを確認した。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 実務家教員の適正な配置（【学専】【院専】）（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】）
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

評価の視点 1 に関して、大学基礎データの表 1 のとおり大学全体、各学部・学科、研究科等の専任教員数は大学設置基準、大学院設置基準、通信教育設置基準に基づき、適切に教員を配置している（大学基礎データ 表 1）。すなわち、学士課程に配置している専任教員は 92 人であり、大学設置基準で定める各学部・学科の教員数 76 人と大学全体の収容定員で定める教員数 19 人、それらの合計 83 人を上回っている。また、教授の数についても大学設置基準を上回る数が置かれている。例えば、看護リハビリテーション学部は理学療法学科と看護学科の 2 学科で組織されている。理学療法学科は大学設置基準学科で定める教員数 14 人に対して専任教員 14 人、看護学科は大学設置基準で定める教員数 12 人に対して専任教員 25 人置いており、いずれの学科も大学設置基準で定める教員

数を満たしている。大学院は、人間福祉学研究科人間福祉学専攻の1研究科1専攻である。その中の修士課程は、大学院設置基準で規定する研究指導教員6人に対して16人を配置している。博士課程（後期）は、大学院設置基準で規定する研究指導教員6人に対して8人を配置している。いずれの課程も大学院設置基準数を満たしている。

評価の視点2に関して、前述した教員組織の編成方針の中の教員編成において「各学部・学科・研究科における教育研究活動を継続的に実施するため、職位・年齢・性別・学問分野等のバランスを考慮し、実務家教員も含めた多様な人材を配置する。」と定めている（資料6-1）。この中の学問分野等のバランスは、学部・学科の目的に即した教育研究活動の状況を表す上で特に重要な指標である。そこで、本学の教員が取得している学位とその学問分野を整理した（資料6-9）。研究科と理学療法学科では博士の学位取得率が高い。学問分野に関して、研究科では医学と社会福祉学の学問分野が多い。人間福祉学科では、社会福祉学、医療・福祉系、社会学、人間学が多い。子ども教育学科では、教育学が多く、外国語教育や文学も見られる。理学療法学科では、医学、理学、健康科学が多い、看護学科では、医学、看護学が多いが、修士の学位として教育学、社会福祉学が多くみられる。これは、一定期間の臨床経験を経たのちに大学の教員となる場合が多いこと、看護学を専攻できる修士課程や博士課程（後期）の大学院はそれほど多くないことが理由の一つであろう。スポーツ健康科学科では、医学、スポーツ医学、スポーツ科学が多い。このように本学の教員は、それぞれが所属している研究科、学部・学科の教育研究上の目的を達成するためにふさわしい学問分野の学位を取得している。

男女比及び国際性については、下記の表3に示すとおりである。全教員数92人に対し女性教員が38人で全体の4割程度を占めている。これは、看護学科における女性教員の比率が9割弱と極めて高いためである。

表3 専任教員の男女比と外国人教員数

学 部・学 科		専任教員数	内女性教員数		外国人教員数	
				比率		比率
人間福祉学部	人間福祉学科	22	7	31.8%	0	0.0%
教育学部	子ども教育学科	18	6	33.3%	1	5.6%
看護リハビリテーション学部	理学療法学科	14	1	7.0%	0	0.0%
	看護学科	25	22	88.0%	0	0.0%
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	13	2	15.3%	0	0.0%
合 計		92	38	41.3%	1	1.1%

教員の年齢構成に関して、学士課程及び大学院における専任教員の年齢構成は、**大学基礎データ**の表5に示すとおりである（**大学基礎データ 表5**）。学士課程及び大学院で70歳以上の教員が一定程度在職している。これは、以下の理由によると考えている。本学は、人間福祉学部人間福祉学科、教育学部子ども教育学科、看護リハビリテーション学部理学療法学科と看護学科、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科から構成されており、入学定員はそれぞれ100人、80人、60人、80、80人である。このように本学は、入学定員が小規模の4学部5学科で構成されているとともに、各学部・学科には教育研究上必要な専門分野の教員を少なくとも1名以上配置しなければならない。また、教員公募情報を掲載している公的なウェブサイトを利用して全国に広く公募しているが、教員確保はかなり困難である。このような状況下において、本学に在籍している高年齢の教員は、そ

の分野において得がたい人材である。また、学士課程で60歳から69歳の年齢構成における教員比率が相対的に高い。これは、本学では定年年齢を65歳としているが、上述した得がたい人材に対しては定年年齢を68歳とし、高齢採用教員として再雇用しているためである（資料6-10）。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の担当状況は、**大学基礎データの表4**に示すとおりである（**大学基礎データ 表4**）。表4から明らかなように、いずれの学科においても、基礎教養系科目と専門教育系科目ともに、また専任教員が担当している科目の割合は極めて高い。特に、各学科の必修科目は専任教員が担当している。具体例を次に示す。各学科の導入科目群の中の必修科目について、人間福祉学科は「人間福祉入門、人間福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、子ども教育学科は「教職入門、教育原理、子ども教育学基礎演習ⅠA・ⅠB、子ども教育学基礎演習ⅡA・ⅡB」、理学療法学科は「医療安全学、コミュニケーション論、理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、看護学科は「生化学、公衆衛生学、医学概論」、スポーツ健康科学科は「スポーツ健康科学入門、基礎演習Ⅰ-1・Ⅰ-2、基礎演習Ⅱ-1・Ⅱ-2」である。また、各学科で養成する人材に不可欠な学外実習科目についても専任教員が担当している。具体例を示すと、人間福祉学科は「社会福祉実習、精神保健福祉実習、介護総合演習」、子ども教育学科は「小学校、幼稚園教育実習、保育実習」、理学療法学科は「総合臨床実習等」、看護学科は「領域別看護実習」、スポーツ健康科学科は「教育実習、インターンシップ」がある。さらに、専門分野で中核となる専門演習、卒業研究は専任教員が担当している（資料6-11）。

研究科担当教員の資格に関して、本学は教員業績資格審査規程において定めている（資料6-12）。修士課程における授業科目担当教員（研究指導除く）の資格は、次のいずれかに該当する者としている。

1. 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
2. 大学院において授業科目の経験がある者。
3. 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者。
4. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

博士課程（後期）における授業科目担当教員（研究指導除く）の資格は、次のいずれかに該当する者としている。

1. 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
2. 大学院博士課程（後期）において授業科目の経験がある者。
3. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

修士課程・博士課程（後期）において研究指導を担当することができる者は、次に示す要件のうち、修士課程は3項目以上、博士課程（後期）にあつては5項目以上としている。

1. 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
2. 専門研究に関する著書（単著）を有する者。
3. 専門の研究に関する著書の責任編者となった経験を有する者。
4. 科学研究費補助金等の申請代表者の経験を有する者。
5. 大学等において10年以上の教育歴を有する者。
6. 前項の教育歴2倍以上の数の学術論文を有する者。
7. 国際的規模あるいは全国的規模の学会の理事に就任している者。
8. 専攻分野に関連する公的審議会委員の経験を有する者。

大学院における資格審査に関して、大学院における研究指導や授業科目担当に関連する教員審査は、前述のとおり、人事委員会が行う。人事委員会を担当する事務職は、都度、必要に応じて本学の学事顧問や当該研究分野に精通する教員・研究者等に対して意見を求め、その結果を当該教員の

審査提案として人事委員会に提出していた。人事委員会では、当該提案資料を基に教員審査を審議していたが、このような審査プロセスは、慣習的であり、審査プロセスの明確性が欠けていた。また、教員の急な退職に伴い審査が必要になること、学内在籍教員や採用予定教員を速やかに審査する体制がないこと、大学院全体を運営する上であるいは教育課程を編成する上で資格を有する教員群の安定した確保が必要であることなど、多くの課題がみられた。そこで、研究科会議がこの課題を検討し、大学院新規担当候補者推薦手続きに関する申し合わせを新たに整備した（資料 6-13）。すなわち、2023 年度より大学院は、基準に基づいて授業担当や研究指導担当の資格の有無について主体的に判断し、人事委員会へ諮るプロセスが明確となった。具体的には、研究科会議に研究科長が指名する 3 名程度で構成する作業部会を設ける。作業部会は業績資格審査規程に従って候補教員の審査を行う。審査を行った候補教員を研究科長が人事委員会に推薦し意見を聴取する。聴取した意見を作業部会に戻し、作業部会で正式に協議し、最終候補を研究科会議に諮る。この結果を人事委員会が審議する。このようなプロセスで研究指導教員や授業科目担当教員の資格審査を行うこととした。

教員の授業負担については、専任教員職員の勤務細則において、通信教育部担当科目を除き、学部、大学院担当科目を含め担当コマ数を年間 6 コマと規定している（資料 6-14）。本学では、90 分の授業を半期 16 回実施して、0.5 コマと算定している。年間 6 コマを超える授業科目を担当した場合、授業負担に応えるため、特別授業手当を職位に応じて支給している。1 時間当たりの額は、助教 2,500 円（1 コマ 5,000 円）、講師 2,750 円（1 コマ 5,500 円）、准教授 3,000 円（1 コマ 6,000 円）、教授 3,250 円（1 コマ 6,500 円）として定め、超えた時間数に応じて算出し支給している。ただし、大学院科目、研究指導・論文指導に関する科目を担当する主指導教員には、担当する在学中の院生に 1 名当たり年額 50,000 円を加算している（資料 6-15）。

役職者の負担軽減としては、学部長、研究科長は 4 コマから 4.5 コマ程度に抑えている（資料 6-16）。通信教育部を担当する教員の負担への対応については、授業科目担当者に手当を支給している。手当の種類は、授業科目担当者には通信教育部科目担当手当を、スクーリングを担当した場合には、通信教育部スクーリング手当を、また、レポート等の添削を行った場合には通信教育部添削指導手当を支給している（資料 6-17）。

評価の視点 3 に関して、いわゆる教養教育の運営体制は各学科から選出された教員と教務課の職員から成る教務委員会で実施している。教養教育の内容は第 4 章で述べたので、ここでは省略するが、大部分の授業は専任教員が担当し、一部の不足する科目あるいは学内での担当が困難な科目については非常勤の教員を当てている。また、本学には二つのキャンパスがあるため、教養教育科目は、時間割上、月曜日に関キャンパスに寄せて開講している。

以上に述べた点検・評価項目②の「教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、教員組織が適切に編制されていることを確認した。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

評価の視点 1 と 2 に関して、教員の募集、採用、昇任は人事委員会規程に基づいて適切に行って

いる（資料 6-18）。まず、人事委員会は、学院全体の人事を担当する法人本部総務課で作成されている定年及び任期満了者一覧及び大学教員昇任関係資料を基に、定年・任期満了教員への対応一覧表を作成する。次に、人事委員会は、退職者・任期満了教員を正確に把握し、採用計画を立案する。このような方法で、人事委員会が教員人事計画を円滑に検討できる体制を取っている（資料 6-19）。欠員補充での採用の場合、公募と学科の教員からの推薦の両面で行っている。公募及び推薦のいずれにおいても、期限を定めている。募集要項には、応募資格、担当授業科目、求める教員像、提出書類（所定の個人調書・教育研究業績書、必要資格の写し、大学院修了者は修了証の写し等）を明記している。

選考は、一般的に一次選考と二次選考がある。一次選考は、学科教員の推薦した者も含めた応募者を書類審査で選考する。審査は学部長と学科長が行う。書類審査に合格した者は、二次選考に進む。二次選考では、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長等で構成される審査委員が、模擬授業、面接等を通して、学部・学科が求める教員像に適しているか、必要な研究業績や教育経験（業績）を有しているかを判断し、候補者一人を選考する。その後、人事委員会は、候補者の所属が予定されている学科の教員の中から教員業績資格審査委員 2 名を指名する。審査委員は、教員業績資格審査規程に基づき個人調書・教育研究業績書を審査する（資料 6-12）。審査委員会は、所定の様式の報告書を用いて審査結果を学長に報告する。学長は、審査報告書を人事委員会に諮る。承認された教員は、理事長に進達され、採用される。

昇格の手続きは、候補者を推薦する期限を定め、学部長が准教授、講師・助教・助手から昇格に相応しいと思われる教員を学長に推薦する。学長は、推薦された昇格候補者に所定の個人調書・教育研究業績書を提出させ、人事委員会に諮る。その後のプロセスは、教員採用の時と同じであるので、省略する。

以上に述べた点検・評価項目③の「教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、教員の募集、採用、昇任等が適切に行われていることを確認した。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点 1 について述べる。学則第 2 条の 2、大学院学則第 3 条、及び通信教育部規程の第 2 条において、自己点検及び評価を行うことを規定している（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-4）。また、学則第 2 条の 3 において、「本学は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。」と規定している。このような組織的な研修及び研究の実施は、大学院学則第 3 条の 2 と通信教育部規程の第 2 条の 2 においても規定されている。さらに、本学は教育研究水準の向上と組織的な実施に努めるため、教育改革委員会を置くことを定めている（資料 2-2）。この教育改革委員会は、FD 委員会、学生支援委員会、教務委員会、キャリア支援委員会、入試広報委員会と協力して教育研究水準の向上を図ることとなっている。以上に関する詳細は第 2 章で詳しく述べられているので、ここでは省略する。以下では教育改革委員会規程の第 2 条 3 で定められたファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会およびその活動について述べる。

FD 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づいて設置されている（資料 2-9）。この委員会の役割は、第 3 条に定めるとおり「全学的な FD 活動の企画立案、実施計画の立案、

評価など」を行うことである。この役割に基づいて全学的なFD活動が実施されている（資料 2-20）。具体的な例として、2020 年度に実施された FD 活動「前期特別授業（遠隔による講義）の課題と今後の ICT 教育に向けての検討」について紹介する（資料 6-20）。2020 年 4 月新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、前期はオンラインを用いた遠隔授業を実施することとなった。普段よりポータルやムードルを取り入れて講義を行っている教員は比較的少なく、これらを利用した授業運営には多くの教員が戸惑いを感じていた。加えて Zoom、Forms などを用いた講義も一部構築されていた。このような状況下で前期の遠隔授業を行って得られた成果を、各学科から代表 1 名の教員が報告した。各教員はその知見を共有し、その後の ICT 活用に向けて各自の授業改善に取り組むこととなった。さらに、2021 年度より学年進行で学生にパソコンの貸与を開始した。これに伴って、ICT 活用方法のさらなる向上が各教員に求められるため、「ICT 活用フォーラム」と題する FD 研修を企画し、6 月と 9 月に各 1 回、その他「ICT の教育活用について（入門編）—after コロナを見据えて—」と題する FD 研修会を 3 月に 1 回実施した（資料 6-21）。2022 年度はティーチング・ポートフォリオ活用が検討課題となったことから、「ティーチングポートフォリオ（TP）に期待される役割」と題して FD 研修を実施した。主な内容は、TP が必要とされる背景について、本学の取組における課題について、本学の課題に対する改善方策について、その他 TP に関する意見について、グループディスカッションした。（資料 6-22）

本学は、学部・学科及び研究科においても FD 活動を推進するために、年に 2 回以上の開催を義務付けている。いずれの学科も年に 2 回以上の FD 活動を行っており、その参加率も極めて高い（資料 2-21、資料 6-23）。また、最近の全学的な FD では、ICT 教育の推進に関するテーマが多く、Teams の活用、ロイロノートスクールによる授業の工夫、ティーチング・ポートフォリオなどについて研修が行われている。このような研修を通して、遠隔授業における教育の質保証や新しい情報技術の導入による教育効果が共有され、教育の質保証が図られている。以上に述べた取組によって、教員の教育に関する資質が向上し、教員組織としての教育力が大いに改善されたものと考えている。

その他の教員の資質向上の取り組みについて、毎年 4 月 1 日の辞令交付式終了後、採用された教員と事務職員に対して宗教総主事が本学院の歴史及び建学の精神を説明する。さらに、求められる教職員像、建学の精神の具現化について、キリスト教研修会を行っている。また、4 月初めに新任教職員を対象としたオリエンテーションを行っている。そこでは、教員の教育研究活動と事務局との関連について説明がなされている。2023 年度より、総務課、教育研究支援課、教務課、会計課、図書館、地域連携産学課等が制作した動画を用いて、上述の説明がなされている。（資料 6-24-1～資料 6-24-8）

評価の視点 2 の「教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価及び活用」については、次のとおりである。教育活動、とりわけ授業については、第 2 章と第 4 章で説明したのでここでは割愛する（資料 2-29-1～資料 2-29-4）。教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関する評価は、教育職員自己点検・評価表を活用して毎年実施している（資料 2-10）。この点検・評価表を用いて、当該年度の目標を教員が記入する。その年度が終了した後、教員がその達成度を記入し、所属長（学部長）に提出する。所属長は、各活動及び全体に対して所見を記入し、学長に提出する。具体的には、この点検・評価表は、A 表、B 表、C 表、D 表から構成されている。A 表には、当該年度の教育活動、研究活動、学内貢献、社会貢献の目標である貢献度（エフォート）を割合（%）で記入する。B 表には、建学の精神具現化への活動、教育活動、研究活動、学内貢献、地域連携・社会貢献の各活動について、大学が定めた所定の項目について数値で記入する。例えば、年間授業担当コマスは 6 コマ、その年度に掲載された学術研究論文の数 2 本、などを記入する。C 表には、建学の精神具現化への活動、教育活動、研究活動、学内貢献、地域連携・社会貢献に対して、教員の具体的な取

り組み内容を記述する。さらに、それらの達成度を A から E の 5 段階で自己評価する。A は特に実行している、B は実行に努めている、C はある程度は実行している、D はあまり実行していない、E はまったく実行していない。D 表は、教員の自己評価結果に対して所属長が A から E で評価するものであり、日頃の活動状況を所見として記述する。このような教員の評価は、教員の昇格に際する重要な根拠として活用されるとともに、学部長、学科長、各種委員会の委員長等の選出の際にも活用されている。

以上に述べた点検・評価項目④の「ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、FD 活動を組織的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げていることを確認した。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

ここでは、評価の視点 1 と評価の視点 2 を合わせて説明する。教員組織の点検・評価は前述した本学の「求める教員像 及び教員組織の編成方針」を踏まえ、以下の視点で行っている。

- (1) 大学設置基準に規定する教員数及びその他資格（教職等）取得に関わる規程の教員数を充足しているか。
- (2) 教員採用・昇格が規程に沿って行われているか。
- (3) 教員の専門性を活かす授業科目の配置や適切な担当ができていないか。担当コマ数や指導学生数が適正か。
- (4) 各学部・学科間で教員の資質の維持向上に関して、お互い交流し高めあっているか。

(1) 及び (2) については、学長が委員長である人事委員会で点検・評価している。その際使用する資料は、定年及び任期満了者一覧、大学教員昇任関係資料、当該年度の教員組織表である（資料 6-25）。毎年度、現状を確認した上で、定年退職・任期満了等によって次年度の教員数が大学設置基準や教育課程運営上不足しないか確認している。不足が生じる場合は、大学設置基準等法令（教員免許等の資格取得を含む）に適合する教員を公募等で募集する。その後のプロセスは、点検・評価項目③で詳しく述べたので、省略する。なお、採用では若手教員の割合を高めることを目標としている。(3) については、学長、学部長、学科長が毎年点検・評価している。具体的には、教務課が作成する次年度の専任教員・非常勤講師担当科目表と担当コマ数表を用いて、各教員の専門性を確認しながら担当授業科目とコマ数を決定する。特に 1、2 年次の基礎ゼミナールや 3、4 年次の専門ゼミナールにはクラス担任機能を持たせており、日頃の学生の学修上の履修指導や大学生活（進路・休学・退学等を含む）全般の支援を行っている、そのため、入学する学生数を見ながら、教員一人当たりの指導学生数を点検し、クラス数を決定している。(4) については、前述したように全学の FD 活動及び学部・学科の FD 活動を行っており、講師による講演に加え、学部・学科を超えてのグループ討論を行い、効果を点検し、改善に努めている。

以上に述べたように、教員組織の点検・評価項目である教員配置、教員の授業担当、特に少人数クラスの配置、FD 活動等については、学長、副学長、学部長、学科長等や関連する事務組織が中心となって、日々絶え間なく確認（点検・評価）を行いながら、対応（改善・向上）している。これらの結果は、その内容に応じて人事委員会、学部長学科長会議、教授会にその都度報告されている。

また、学長、副学長、学部長、学科長等は、自己点検・評価委員会の構成員である。したがって、このような教員組織に関する点検・評価の結果をその都度全学の自己点検・評価委員会に報告することはない。

以上に述べた点検・評価項目⑤の「教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいることを確認した。

（２）長所・特色

FD 活動は、全学的な活動を年 1 回実施しており、各学部・学科の活動を年 2 回以上実施している。この FD 活動は、その時々テーマ、課題、検討事項に沿って行っている。特に 2020 年 4 月からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、遠隔授業を余儀なくされた。ここでは、パソコン貸与事業と合わせて FD で得られた知見や技術を授業に反映しながら、ICT を活用して教育機会の提供と改善・向上に努めてきた。また、教育職員による自己点検・評価表を用いた報告システムは、教員の 1 年間の建学の精神の具現化活動・教育研究活動・社会貢献活動等への参加状況が具体的数値で可視化されており、教員評価の重要な参考資料となっている。

（３）問題点

女性教員比率が、看護学科を除くと低い。また、外国人教員においても、大学全体で 1 人であり、非常に低い。今後、女性教員と外国人教員の比率を高める努力が必要である。

（４）全体のまとめ

本学は、「求める教員像及び教員組織の編成方針」を定め、建学の精神の基、学部・学科・研究科の教育目的を達成するために、必要な教員数をそれぞれの教育組織に適切に配置している。したがって、教員組織は概ね適切であると考えている。また、教員の採用、昇格に関する基準と手続きを規程で定め、その規程にしたがって適切に実施している。ただし、女性教員の割合が看護学科を除き低く、更に外国人教員の割合も低いので、今後の課題としたい。教員の資質・維持向上の FD 活動は、全学で年 1 回以上、各学部・学科で年 2 回以上実施しており、組織的な取組を行っている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、学部・学科、通信教育部、大学院の理念・目的を達成するために（資料1-1、資料1-4、資料1-2、資料1-5）、中期計画の中で学生支援に関する方針を定めている。第2期中期計画（後期）の③学生支援において、「学生が自己を磨き、進路実現を図り、社会に貢献できる人材となれるサポートを行う。そのため各種学生サポートの組織的な取り組みを再整備する。特に中途退学の抑制に向けて「頼れる先輩プログラム」等、新たなサポート方法の確立を目指す。」と定めている（資料1-23）。ここではさらに次の6点を事業目標として掲げている。

- ① 学生相談の充実と中途退学者の抑止
- ② 学生ボランティア活動の活性化と課外活動の充実
- ③ 満足度向上に向けたキャリア支援の充実
- ④ 卒業生ネットワークの構築・保護者連携
- ⑤ 障がいのある学生に対する合理的配慮の整備、保健・健康指導
- ⑥ 奨学金制度の点検と必要な見直し

以上に述べた点検・評価項目①の「学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。」について、2023年度第9回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、学生支援に関する大学としての方針を明示し、様々な方法により学内及び学外に公表していることを確認した。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応

・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点1について、上述の学生支援に関する基本方針に基づき、保健室、学生支援室、学生相談室、ハラスメント相談窓口、キャリア支援センター、国際交流・留学生センター、ICT サポートデスクを設置している。学生支援を円滑に実施するために、学生支援委員会、特別支援委員会、保健衛生委員会、ハラスメント防止委員会、キャリア支援委員会、国際交流・留学生センター運営委員会等を置いている（資料7-1）。これらの委員会で学生支援に関わる事項を検討しつつ、教育改革委員会との情報交換や協議を介して、学生支援のさらなる充実を図っている。なお、学生支援委員会には奨学生選考委員会、保健衛生委員会、ハラスメント防止委員会が含まれている。このような学生支援に関する委員会には、教員と事務職員を配置し運営している（資料7-2）。学生支援に関する情報の多くは、大学における学び方や学生生活全般を紹介する「キャンパスライフ」にまとめられている（資料1-12、資料1-13 【ウェブ】）。また、これらの学生支援に関する情報の多くは、大学公式ウェブサイト に詳しく公開されている（資料7-3-1 【ウェブ】）。なお、大学公式ウェブサイト上の情報は階層も含めて極めて複雑なので、支援項目、支援を担当する委員会、リンク先などで整理した表を示す（資料7-3-2）。

学生支援の観点から、国家試験に関する学習支援について述べる。人間福祉学科では社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の養成を、理学療法学科では理学療法士の養成を、看護学科では看護師と保健師の養成を行っている。これらは国家資格であり、指定科目の履修と国家試験合格が必要である。このため、各学科は国家試験対策講座を開くとともに、学習の状況を把握し、特に学習が進んでいない学生に対する様々な支援を行っている。このような活動は、第4章の教育課程でも述べたところである。国家試験対策の進捗状況は、年に3回程度、学長・副学長会議に報告されている。10月にその年度の計画が、12月に進捗状況が、翌年度の4月に結果が報告され、次年度に向けて点検・評価・改善の対策が講じられる。

本学では、在学生の生活状況や満足度を把握する学生調査を実施している（資料2-25、資料2-27）。この調査の前半は、通学方法、経済状況、生活状況、学習状況など、学生生活を把握するためのものである。後半は、本学の施設、設備、スクールバス、各種センターの取組、Wi-Fi など、本学が提供している様々な学生支援について、重要度や満足度を把握するためのものである。調査結果

については、本章の関連する項目で詳しく述べる。以上が、本学における学生支援体制である。

評価の視点2の「学生の修学に関する適切な支援の実施」について述べる。学生の能力に応じた補習教育、補充教育や正課外教育について、例えば理学療法学科では、学生が理解しやすい授業を心掛けている。しかし、学習の進捗が遅れている学生や、途中段階で行われる小テスト、レポート課題において一定の成果が見られない学生に対しては、学科や教員の判断により補充授業が行われることがある。また、修了試験に不合格となった学生に対して、再試に向けて補充授業を行うことがある。オフィスアワーの利用や科目担当教員に気軽に質問できる環境づくりを心がけている。

2020年3月、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンライン教育を行う必要性が発生した。そのため、前述のとおり2020年度においては積極的に遠隔授業を取り入れた。また前述したように、2021年度入学生から全員にパソコンを貸与し、ICT教育を積極的に進めている。そのため、2021年度と2022年度にキャンパス内のWi-Fi環境を大幅に整備した。また、学生の家庭等のWi-Fi環境を調査し、苦手な学生に対して学科のICT担当委員がアドバイスを行っている。

前述した在学生に対する学生調査、大項目「大学の施設・設備」の中の質問項目11番「大学のOpen Wi-Fi（接続エリア）」と12番「大学のOpen Wi-Fi（接続状況）」について紹介する。これの二つの項目ともに、回答の重要度は比較的高いにもかかわらず、満足度は極端に低かった（資料2-25、資料2-27）。具体的には、2022年度前学期のある期間、授業で「中部学院ポータル」にアクセスしても、Wi-Fiにつながらないことが頻繁に発生した。このような接続不安定が、学生調査に影響したものと考えている。なお、その後の調査で接続不安定の直接的な原因が明らかになった。その後行われた通信装置（ソフト）の改修によって、通信トラブルが解消された。2023年度の学生調査で、Wi-Fiの満足度が改善されることを期待している。このように本学では、学生支援に関する学生の感想を把握して、次年度の改善策を検討する、いわゆるPDCAサイクルの構築が徐々に可能となってきた。

留学生等の多様な学生に対する修学支援について、受け入れから卒業まで、各段階での責任体制を明確化し対応している。また、出身国に応じた、あるいは日本語能力に応じた支援体制・教育体制を整備している。留学生ガイドブックを作成し、日本での生活や大学での学び方などを説明している（資料7-4）。その他、**大学基礎データの表7**に示すように、私費外国人留学生学納金減免規程、外国人留学生奨学助成規程、外国人留学生における奨学生および学納金減免等に関する取扱いを整備している（**大学基礎データ 表7、資料7-5、資料7-6、資料7-7**）。このような生活支援を行いつつ、卒業に向け就職指導も行っている。また、留学生に対して授業や生活に関する実態調査を行い、教育改善に活用している。

障がいのある学生に対する修学支援について、本学は、障がい学生修学支援規程によって障がいのある学生のための学生支援室を設け、合理的な支援を行うことを定めている（資料7-8、資料7-9）。さらに、障がいのある学生の多様化が進んでおり、特別支援委員会ではその修学支援に向けた基本計画を策定するとともに、障がいのある学生に対する状況把握を行っている。教職員に対して、大学における障がいのある学生への合理的配慮が適切になされるために、障がいのある学生のための修学支援ガイドブックを改訂し、学生及び全教員と事務職員が閲覧できるように大学公式ウェブサイトでも掲載している（資料5-10）。このガイドブックは、旧来のものを点検することによって、新しい内容も盛り込み、2023年3月に新たに改定したものである。

具体的には、まず学生・入学予定者から必要な支援に関する要望が出しやすい環境をつくること、授業における支援内容も多様なのでその要望に応えられるようにしていること、合理的配慮に関して学生、保護者と本学がお互いにその内容を納得することなど、多くの工夫が盛り込まれている。例えば、聴覚障害に対してはロジャーマイク使用、ICレコーダー利用、資料配布、ノートテイカー

配置、社交不安傾向の学生には出入口に近い座席位置配慮、車いす使用者には座席位置配慮、キャンパス内建物の段差解消、スロープ設置、エレベーター利用など、様々な配慮を行っている。また、定期試験や入学試験において別室支援、パソコンを用いるなどの修学支援を行っている。本学は、障がい学生に対する奨学金制度を設けている（**大学基礎データ 表 7**）。さらに、毎年、教職員を対象に障がいのある学生支援のための勉強会を開催している（**資料 7-10**）

成績不振の学生の状況把握と指導に関して、まず授業への出席状況（学科によって少し異なるが3回連続欠席）やレポート等の提出状況が芳しくない学生について、学科会議で常に共有している。教員は、「中部学院ポータル」の学生カルテ機能を用いて、学生の単位取得状況やGPAに関する情報を閲覧することができる。また、教務課や学生課の事務職員が学生の成績情報を把握するとともに、学科長、ゼミナール担当教員がそれらの情報を共有している。このような学生の授業出席状況や必須科目の単位未取得などから進級や卒業の可能性が低いと判断したときは、ゼミナール担当教員が学生と面談し、必要に応じて学科長が保護者との面談を行う。さらに、学科会議等でこのような情報を共有し、成績不振の原因を明らかにし、解決策を検討し、その結果に基づいて学生指導を行っている。このような成績不振の学生に対する活動は、全ての学科で行われている。

留年者及び休学者の状況把握と対応に関して、本学では、疾病その他特別の理由により修学することが困難な者は、1年以内を期間として休学することを認めている。成績不振により所定の単位が取得できず、進級が困難となって留年や休学となる学生は一定数存在する。このようなとき、ゼミナール担当教員はまず学生と面談し、成績不振、健康状況、経済的状況の把握に努める。次に、健康管理の指導、学習状況の把握と適切な学習指導など、様々な支援を行う。成績不振者の一般的傾向として、専攻する分野への興味が無くなる、学びが深まるにつれて自分には向いていないと強く実感することが多い。そのような状況では修学が困難となり、自分を見つめるため休学に至ることが多い。休学期間中は、本学の授業等を受講することはできないが、学生相談室の利用やゼミナール担当教員との面談は可能と伝えており、できる限り早期に復学できるように支援している。

退学希望者の状況把握と対応に関して、本学は第2期中期計画（後期）の③において、中途退学者の抑止への取り組みの充実を具体的な施策として掲げている（**資料 1-23**）。まず、ゼミナール担当教員が学生からの相談を受け、授業の出席状況や面談を通して、成績不振、健康状況、経済的状況の把握に努める。次に、学生相談室、教務課、会計課等との連携を図り、中途退学の防止に取り組む。例えば、学習面・生活面で不安があれば、学科の教員が担当する。経済的課題であれば学生課（奨学金の紹介）や会計課（学納金の延納）へ、体調不良のときは保健室へ、さらに対人関係、メンタルヘルス対応、対人関係の悩み、学習支援などが必要なときは学生相談室へと、ゼミナール担当教員が連携して対応している。この際、できるだけ保護者とも面談機会を設け、保護者に対して早期に情報提供を行うことも重視している。このような対応を経てもなお本人の休学や退学の意味が固い時は、ゼミナール担当教員と所属学科の確認を経て、学生が退学届を教務課に提出し、学長がそれを受理する。その後、教授会の学籍移動の項目の中で、退学に至った経緯等を学科長が報告する。

上述の休学や退学が学科で確認されたとき、担当教員はそれに至る経緯を報告書としてまとめるとともに、教務委員会が定めた休学退学理由調査票に記入する。この調査票は、2021年度のIR推進センターの会議で検討され、後の分析が可能なように調査項目と内容が大きく改善された（**資料 7-11**）。大学IR推進センターは、毎年1回、調査書と休学退学理由調査票を用いて休学や退学に至る背景、経緯、理由を詳しく分析している。これに関する根拠資料は、機微情報が多く含まれているので、今回の自己点検・調査報告書に付随する根拠資料としての提出は困難であるが、休学や退学に至る経緯や理由がかなり明らかにされてきた。ただし、休学や退学に至る割合が大きく改善で

きていないのが現状である。

奨学金その他の経済的支援の整備に関して、国の高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構奨学金などに加え、本学独自の奨学金がある。本学独自の奨学金は、経済的な支援を必要としており、かつ、学業優秀、学業継続の意思、そして目標とする資格等を踏まえてサポートする制度である。大学、通信教育部、大学院における奨学金支援制度は、入試ガイド、通信教育部募集要項、大学院案内で紹介されている（資料 5-1、資料 5-3、資料 1-9）。またこれらの情報は、大学公式ウェブサイトでも公表している（資料 7-12 【ウェブ】）。また、オープンキャンパスにおいても専用の相談コーナーを設けて、入学希望者や受験生の相談に応じている。在学生に対しては、4 月のオリエンテーションや「キャンパスライフ」、学内掲示等を通して周知を図っている。

本学独自の奨学金の具体例として、羽田奨学金は将来、介護・福祉関係の職に従事しようとする者に対して、故 羽田辰男先生（元 本学客員教授）のご遺志による寄付金によって運営される羽田基金によるものである。また、英語能力奨学生特別奨学金、学業優秀者奨学金などがあり、幅広く経済支援制度を整備している（大学基礎データ 表 7）。また、学生課窓口で個別に事情の聞き取りを行い、家計の状況、特殊事情、本人の意志等個別の情報を把握することで、可能な限り多くの学生に機会が行き渡るよう努めている。

評価の視点 3 の「学生の生活に関する適切な支援」について述べる。学生生活に関する相談体制として、まず各学年に 10 人程度で編成されたゼミナール科目（例：人間福祉学科の場合は「人間福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」）を置き、また教員によるオフィスアワーも設けている。これらによって、学生との関わりを深め、早期に問題発見・把握し、学生相談室のような関連部署と情報共有できるようにしている。

次に、関キャンパスと各務原キャンパスにそれぞれ学生相談室を整備し、臨床心理士や公認心理士の資格を持つカウンセラーや各学科の教員の中から推薦された学生支援委員を相談員として配置している。また、学生相談カードや大学公式ウェブサイトを通して学生相談室の取組を周知し、いつでも相談できる体制を整えている（資料 7-13、資料 7-14 【ウェブ】）。初めに、学生は保健室にある相談窓口で受付をする。インテーク面接の後、相談内容（心理、学業、人間関係、健康、経済等）が相談員に伝えられる。学生は予約時間に学生相談室を訪れる。これが基本的な流れである。相談の内容として、以前は心理面での相談が大半を占めていたが、ここ数年は学業全般や履修など単位履修に関する相談が増加している。このように学生及びその関係者に対してさまざまな相談に応じている。これ以外に、毎年、健康診断時に UPI 調査を実施しており、学生の心身の健康面に問題を抱える学生の早期発見と早期対応に取り組んでいる。また、学生相談の利用が自身の行動の肯定的動機付けに繋がるよう取り組んでいる。これらも学生支援活動の一環である。このように、学生支援委員会は、学生支援室や学生相談室の利用状況を課内及び委員会内で共有するとともに、学長・副学長会議や教授会で報告し、改善策を聴収している（資料 7-15）。

在学生に対して行っている学生調査の大学の施設・設備の中の質問項目 15 番「学生支援室（学習やなやみについての相談）」の回答が、重要度の平均値が約 3.1、満足度の平均値が約 3.2 となっている（資料 2-25、資料 2-27）。このように、全学生の平均値は得られようになったものの、学生支援室の利用の有無と重要度や満足度との関係や差異を明らかにするまでには至っていない。そこで次の段階では、調査方法などを工夫して、これらを解明したい。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備に関して、本学では、2000 年にハラスメントに関するガイドラインを制定し、2012 年にハラスメント防止ガイドラインに改訂した。引き続いて 2019 年にハラスメント防止等に関する規程を整備した（資料 7-16）。各学科から 1 名のハラスメント相談員を選任し、ハラスメント防止・対策委員会を開催し、情報共

有や今後のハラスメント防止活動の在り方について協議している。学生に対しては、大学公式ウェブサイトによる周知とともに、ハラスメント防止カード「ハラスメントのないキャンパスをめざして (QR コード付き)」やリーフレットを全学生に配布している (資料 7-17、資料 7-18)。ここでは、ハラスメントの被害者にも加害者にもならないために、何を守り何に気をつけなければならないかを明確に伝え、万が一発生したときの相談窓口も伝えている。このように、本学ではハラスメント防止に関して、点検・評価・改善を繰り返している。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮に関して、保健室は大きな機能と役割を果たしている。保健室は、学生の身体的・精神的な面での健康管理、健康指導、健康管理サポート及び前述した学生相談の窓口としての役割を担っている。また保健室は、学校保健安全法に基づき、年 4 月に 1 回、全学生を対象に健康診断を行っている。その他、本学は 2006 年度からはキャンパス内全面禁煙を開始し、保健室は禁煙活動に取り組んでいる。新入生全員に禁煙誓約書の提出を求め、新入生に対し喫煙の害について説明を行い、本学における禁煙サポートについての情報を提供している。新型コロナウイルス感染症の拡大時から同ウィルスの第 5 類への移行時までの間、緊急的な措置として新型コロナウイルス感染症対策本部会議で対策を協議し方針を決定した。具体的には、アルコールにより手指消毒の方法、感染症相談窓口の新設、保健室による感染予防指導等、学生が密にならないように指導するため全教職員によるキャンパス内の巡回等、様々な取り組みを行い感染予防に努めた。その他、学生生活の安全・安心に向けた緊急講習会が 2023 年 8 月 7 日に実施された (資料 7-19)。

人間関係構築につながる措置の実施 (学生の交流機会の確保等) に関して、新入生同士の親睦会、上級生との親睦会、ゼミナール内での交流会、大学祭などを通して学生同士の交流の機会を設けている。しかし、コロナ禍においては十分な交流の機会が困難であった。

評価の視点 4 の「学生の進路に関する適切な支援実施」について、まずキャリア教育の実施とキャリア支援のための体制整備について合わせて述べる。教養教育に当たる教養系基礎科目の中に「キャリア形成論」「スポーツとキャリア」「仕事と人生」「インターンシップ」の科目を設け、キャリア支援教育を行っている (資料 4-11、資料 7-20)。また、事務組織としてキャリア支援センターを設置し、学生の進路選択に関わる相談指導・ガイダンス等を担っている。進路意識の涵養や社会人として必要となる基礎的なスキル、卒業後を見据えた知識・技能の習得、併せて公務員希望者に対する公務員試験対策や希望する職種への理解を深め、早期離職防止の体験としてインターンシップの斡旋等をキャリア支援と位置付け、事業目標の根幹に据えている (資料 7-21)。

各学科の 1 年生から 4 年生の学生に対して、様々な資料を配布して、就職ガイダンスを実施している (資料 7-22、資料 7-23、資料 7-24)。ここでは、キャリア支援事業の目的・意義、就職活動のスケジュールの意味を伝え、就職活動が円滑に進むように進路意識の涵養・モチベーションの高揚を図っている。さらに、基礎的なスキル養成講座、公務員採用試験対策講座等の開催、随時の就職情報提供・就職相談も行っている。希望する学生に対しては、履歴書やエントリーシート作成指導及び添削、面接指導、就職活動におけるマナー指導も随時行っている。また、コロナ禍を受け、ZOOM 等、ウェブ会議システムを用いた就職面接に対応するなど、就職活動の ICT 化にもいち早く対応した。学生の進路実現に関する満足度を向上させるために、教員と担当職員が連携を密にして就職活動状況を把握し、協働して個々の学生に応じたキャリア支援を行っている。さらには、卒業生と就職先企業等へのアンケートから得られた集計データを検証することで、キャリア支援の質向上にも努めている。またキャリア支援センターは、学生の就職状況 (活動中、内定) を把握している。このようなキャリア支援センターの活動は、課内で共有されるとともに、学長・副学長会議や教授会に定期的に報告されている (資料 7-25)。

評価の視点5の「学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施」について、以下に述べる。学生課が、部活・サークルの管理、団体の設立、施設設備、備品管理、意見調整、活動援助を行っている。強化指定部として、硬式野球部、剣道部、空手道部、陸上競技部、ゴルフ部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、弓道部、吹奏楽部がある。これに加えて運動系部活・サークル・同好会が17団体あり、文化系部活・サークル・同好会が14団体ある。学生が部活・サークル活動で、同じ夢を持った仲間と、同じ感動を分かちあえるよう支援している。これらのクラブには、部員数や活動状況を勘案して運営するための補助金が提供されている（資料7-26、資料7-27）

また、本学では、災害時における学生ボランティア活動を奨励している。具体的には、災害発生時に、被災地の避難所等に派遣されるDWAT隊員の活動を支援する「中部学院DWAT後方支援員」の養成を正規の課程とは別に行なっている。DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）とは、岐阜県災害派遣福祉チームで、県内の福祉施設等から推薦された介護福祉士、看護師、理学療法士、社会福祉士等で構成されている。このチームに本学学生がボランティアとして支援するのが中部学院DWAT後方支援員である（資料7-28）。この取組は、本学の医療・介護・福祉・教育等の専門職養成の使命に基づき、災害時に対応できる専門職を教育する実践的な学びの場となっている。

さらに、2021年度より学生ボランティア活動センターを設置した。学生ボランティア活動センターの設置目的は、学生が主体的にボランティアに参加できる環境づくりである。しかし、コロナ禍において学生の自主的な課外活動の自粛が余儀なくされている。

国際交流への取組として、本学は特に英語コミュニケーション教育を強化する語学学習を推進している。夏季・春季の期間に、カナダ、ハワイ、ベトナムへの海外研修を実施して、語学研修、異文化理解を深め、学生の国際化の一助としている。英語検定取得者には、本学が企画する海外研修・国際交流旅行の渡航費・宿泊費に対して、特別奨学金を提供し研修を受けやすくしている（資料3-19、資料3-20）。2019年度から2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、遠隔授業により語学研修を行い、2022年度からは、海外研修を再開した。

以上の通り、本学では学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を定め、経済的な支援も含めた修学支援、生活支援、進路支援を実施している。また、学生支援は教育研究と同様にとっても大切な活動と位置づけ、上述した様々な取組に力を入れている。特に、本学は公共交通機関から外れた地域に位置しているためスクールバスを運行していること、パソコンの貸与とWi-Fiの整備に多額の経費を支出していること、学習支援や心理相談に対して学生支援室や学生相談室を設置していることなどが、その例である。

以上に述べた点検・評価項目②の「学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。」について、2023年度第9回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、学生支援に関する方針を定め、それに基づき支援体制を適切に整備し、学生支援を適切に実施していることを確認した。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1の「適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価」に関して、学部・学科における取組、特に学習支援に関する取組の点検・評価は年度ごとの報告書にまとめられ、自己

点検・評価委員会で共有され、大学公式ウェブサイトで公表されている。一方、保健室、学生支援室、学生相談室、ハラスメント相談窓口、キャリア支援センター、国際交流・留学生センター、ICTサポートデスクなど、全学的な支援組織の取組に関する点検・評価は、それらの関連組織で行われるとともに、学長・副学長会議や教授会に報告され、改善意見の徴収の場となっている。例えば、前述した学生支援委員会が、学生支援室や学生相談室の利用状況を課内及び委員会で共有するとともに、学長・副学長会議や教授会で報告し、改善策を聴収している。また、キャリア支援センターの活動は、課内やキャリア支援委員会で共有されるとともに、学長・副学長会議や教授会に定期的に報告され、改善策を聴収している。そのため、全学的な学生支援の活動や就職支援の活動が自己点検・評価委員会に報告され、点検・評価されることはまれである。これは、学生支援に関する内容やそれらを実施している組織があまりにも多く、頻繁に報告・点検・評価・改善の作業が必要であるので、自己点検・評価委員会という全学的な枠組みの中で取り扱うことが難しいためである。これが、自己点検に責任を有する全学の自己点検・評価委員会の学生支援に関する現状である。しかしながら、学生支援は重要な大学の取組の一つであり、前述したように本学が実施している様々な学生支援に対する学生の反応を学生調査から把握し、点検・評価・改善につなげるシステムが少しずつ構築できてきた。今後もこの方法によって、学生支援の質向上を図っていく。

評価の視点2の「点検・評価結果に基づく改善・向上」に関しては、すでに本章の点検・評価の項目②で具体的に詳しく述べたとおりである。また、上述した点検・評価の項目③の評価の視点1において全学的な学生支援の取組の定期的な点検・評価、特に点検・評価結果に基づく改善・向上を述べている。したがって、ここでの説明を省略する。

以上に述べた点検・評価項目③の「学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」について、2023年度第9回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、学生支援について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

（2）長所・特色

経済的な支援を含む修学支援、生活支援、進路支援などの学生支援は、教育研究と同様にとても大切な活動と位置づけ、様々な取組に力を入れている。特に、本学は公共交通機関から外れた地域に位置しているためスクールバスを運行していること、パソコンの貸与とWi-Fiの整備に多額の経費を支出していること、学習支援や心理相談に対して学生支援室や学生相談室を設置していることなどが、本学の特徴や特色である。

（3）問題点

成績不振の学生が一定数みられ、休学や退学に至っている。この点に関して、様々な環境整備や対策を講じているが、今後もさらなる取組が必要である。

（4）全体のまとめ

本学は、建学の精神の基本理念を実現するために、学生が安心して豊かな環境で学生生活を送ることができるよう、修学支援、学生生活支援、就職活動支援等の学生支援の方針を定め、具体的な支援活動を推進している。その結果、多くの学生は豊かで充実した学生生活を送り、卒業、就職に

至っている。しかし、成績不振の学生が一定数みられ、休学や退学に至っている。この点に関して、様々な環境整備や対策を講じているが、今後もさらなる取組が必要である。

第8章 教育研究環境

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、第2期中期計画（前期）に基づき教育研究環境の整備を進めてきた（資料1-22）。大学基礎データの表1に示す通り、校地、施設・設備を整備し、大学設置基準や関係法令を遵守している（大学基礎データ 表1）。また、第2期中期計画（後期）においては、⑦キャンパス整備に関して「学院の長期ビジョンに基づいて、関及び各務原キャンパスの特性を踏まえたキャンパス整備を行う。さらに、ラーニングコモンズ等の教育支援環境の他、学生の課外活動に向けた設備計画を立てる。また、スクールバスやICTインフラの状況を検証し、必要な整備を図る。」を基本方針として、次の4点を事業目標として掲げている（資料1-23）。

- (a) 学院全体の将来構想に基づくキャンパスの整備
- (b) 様々なニーズを見据えた学内環境の整備
- (c) 教育環境・学習支援環境の整備
- (d) 学生満足度の向上・災害時対応の整備

このような中期計画は、関キャンパスにおいては1967年に設置された中部女子短期大学の時代に建てられた建物が多いこと、また、済美高等学校も含めた学院全体の将来構想に基づいたキャンパス整備が必要であることの考えのもとに定められている。さらに、すでに述べたようにコロナ禍を契機に教育改革に向けた意義が定義され、ICT教育の推進が必要であるとの考えによって定められている。

次に、第2期中期計画（後期）の⑥研究活動の活性化において、「本学の知の財産を地域社会に還元し、地域活性につながることを目指し、教員の自由な発想に基づく研究活動を促進する。また、本学における研究の量的・質的レベルの向上を図り、研究成果を踏まえた専門的かつ実践的な教育活動を展開する。」を基本方針として、次の4点を事業目標として掲げている（資料1-23）。

- (a) 学術研究の向上
- (b) 研究倫理体制の充実
- (c) 研究活動の促進・研究成果の公表
- (d) 附置教育研究施設における研究活動の推進

18歳人口の減少によって大学運営が益々厳しくなる中、科学研究費の獲得も重要な学術研究の向上につながり、また、研究倫理教育の充実や学内研究紀要の充実が教員の研究力向上につながるとの考えのもとに、これらの中期計画が定められている。

以上に述べた点検・評価項目①の「学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。」について、2023年度第9回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、第2期中期計画において教育研究等環境に関する方針を適切に定めていることを確認した。

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

評価の視点1の「施設、設備等の維持及び管理」について述べる。本学は、二つのキャンパス、すなわち関キャンパスと各務原キャンパスを有している（大学基礎データ 表1）。関キャンパスは緑濃い丘陵地の中にあり、周辺には高等学校、特別支援学校（2校）、市立小学校などの教育機関、知的障害者総合援護施設、市立保育園、そして住宅団地が取り巻く、閑静な文教地区が形成されている。関キャンパスは、中部女子短期大学の開設時よりおよそ60年経過しており、老朽化した校舎と建替や増設した校舎が混在している。また、総合グラウンドや室内トレーニング場等の運動施設、学生食堂、学生ラウンジ等の課外活動施設も整備されている。一方、各務原キャンパスは、各務原市の中心部にある学びの森公園に隣接した環境にあり、JR東海と名古屋鉄道の駅からも近く通学に便利である。キャンパスの周辺には、市立小、中学校、養護学校と住宅街があり、各務原市民が気軽に立ち寄れる大学となっている。各務原キャンパスは設置から17年経過しているが、比較的設備が新しいため校舎や設備の経年劣化は少なく、バリアフリー対応や環境配慮の対応も充実している。

本学は、人間福祉学部、看護リハビリテーション学部、スポーツ健康科学部、大学院及び通信教育部が関キャンパスに配置されている。また、教育学部は各務原キャンパスに配置されている。校地面積、校舎面積ともに大学基礎データに示す大学設置基準を満たしている（大学基礎データ 表1）。関キャンパスと各務原キャンパスは、本学が運営する無料のスクールバスで20分ほどの距離にある。学生はこのスクールバスの利用によって両キャンパスで自由に行き来することができる。また、両キャンパスを結ぶ専用回線を用いたテレビ会議システムおよびインターネット回線を利用したウェブ会議システムを導入しており、これらを利用することで教授会や各種常設委員会に参加する教員の移動負担が軽減されている。なお、専用回線によるテレビ会議システムは、教室にも一部配置されており、講演会や研修会、特別公開授業等のような各種イベントで活用されている。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保、及びバリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備に関して、上記の状況を踏まえ、2017年度には老朽化した関キャンパス体育館を建て替えるとともに、運動学実習棟を新設している。また、バリアフリー化を進めるために、2017年度以降に両キャンパスの図書館入口の自動開閉扉設置、関キャンパス本館の階段手摺設置、外階段の階段認識用蛍光ライン引き、2号館4階研究棟側階段手摺設置を実施した。現在、第2期中期計画（後期）に基づき、2040年度までの長期的な視野でのキャンパス整備が進められている。これは、学院全体の将来構想に基づき、両キャンパスの特性を踏まえた内容である。特に、外国人留学生に対する学内表記や祈祷室の設置、食堂メニューの配慮など、留学生に優しいキャンパス整備を推進している。その他、学生食堂のメニューや対応業者の点検、特に各務原キャンパスにおける常設売店の誘致、クラブハウス等、学生の課外活動施設の整備計画が策定されるとともに、災害時等における備蓄計画や帰宅困難学生・職員への対応も検討されている（資料1-23）。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保に関し

て、学内ネットワーク環境の整備の他、私立大学総合改革支援事業・活性化設備補助金を活用して、学生の ICT 機器活用機会を増やすための環境整備を続けてきた。具体的には、従来は卓上型パソコンを配置したコンピューター室の整備に重点を置いていた。その後、希望する学生にノートパソコンを貸し出すシステムを経て、2021 年度入学生から全学生へのパソコンの貸与に移行してきた（資料 2-31）。また、2021 年度から 2022 年度に学内通信環境を大幅に改修した結果、現在は学内の全ての教室および学習スペースに Wi-Fi 環境を整備し、図書館、ラーニングコモンズ、学生サロン等でインターネット環境を利用することができる（資料 8-1）。また、上述したテレビ会議システム等が導入されており、関と各務原の両キャンパス間で、双方向の遠隔授業等を行うことができる。図書館の入口付近に担当職員を配置した ICT サポートデスクを設置し、Wi-Fi の接続方法やパソコン故障の対応など、主に学生のための ICT 機器に関するサポートが行われている。また、この ICT サポートデスクは、教職員と学生を対象とした 20 分程度のランチタイムセミナーを定期的で開催し、教職員の ICT の基礎知識とスキルアップ取り組んでいる（資料 8-2）。学生が課題レポート等をプリントアウトできるように Wi-Fi 経由で印刷が行える専用のプリントシステムが導入され、両キャンパスともにいつでもどこでも学習ができる環境が整いつつある。さらに、教育のデジタル変革（DX）を受け、パソコンの充電場所や出席管理端末などの最適化が進められるとともに、アクティブラーニング等の新たな学習スタイルに対応した ICT 環境の推進が行われている（資料 1-23）。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備に関して、両キャンパスには、自主的・主体的な学習の場としてラーニングコモンズを設置している（資料 8-1）。ラーニングコモンズには、アクティブディスプレイやホワイトボード等を設置し、国家試験対策に向けた学習の場に加え、グループ研究やプレゼンテーション練習の場としても活用されている。さらに、両キャンパスに L.E.A.P. Plaza (Learning, Education, Active and Progress の略で本学造語) を整備している（資料 8-3 【ウェブ】）。この L.E.A.P. Plaza は、語学学習の支援や国際交流、留学・海外研修などの情報発信の拠点として利用されており、図書館主催のビブリオバトルや語学研修会、外国人教員との交流・相談会などの機会に活用されている。この他、利用率の低い教室を国家試験対策に向けた学習室として活用し、学生が自由に使用できる措置も講じている。また、学生支援・学生相談に焦点を置いた事務局レイアウトの見直しも進められている（資料 1-23）。

大学院においては、関キャンパスの研究棟 8 階に大学院生のための研究室があり、机、椅子、パソコン、プリンター、Wi-Fi 設備が整備されている。また、院生専用の講義室が隣接しており、そこは社会人学生が夜間や休日に自宅等で学ぶために、対面とオンラインのハイブリッドで授業が行えるように工夫されている。その他、ウェブ会議システムのための大型モニター、多機能型マイク、オンライン用カメラなどが備えられている（資料 8-4）。

評価の視点 2 の「教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み」に関して、学生に対する情報倫理教育は前述した中部学院 ICT ガイドブックを用いて入学時のオリエンテーションで行われている（資料 2-31）。また、本学の学生は学外実習の機会が多いため、各学部各学科は実習先の情報セキュリティレベルも含めて個人情報漏洩等の予防に努めている。このような情報教育を通じて、学生が情報を適切に扱うマナーと態度を身に付けられるよう努めている。

教職員に対しては、個人情報保護に関する ICT ガイドブックを配布して、コンピューターウィルスや情報漏洩、不正アクセス、著作権違反など、基本的な情報倫理とセキュリティの向上に努めている（資料 8-5）。また、この情報は大学公式ウェブサイトにも掲載されている（資料 8-6 【ウェブ】）。このような学生に対するあるいは教職員に対するガイドブックは、毎年点検・評価され、新しいものに改定されている。教職員は定期的にウェブコンテンツによる情報倫理教育を受けなければならない。加えて、前述したように ICT サポートデスクが教職員に対する ICT ランチタイムセミ

ナーを行い、ICT スキルの向上を含めた情報倫理に関する講座を継続的に提供している。また、職員に対する SD 研修会でも情報倫理教育が行われている（資料 2-23）。

以上に述べた点検・評価項目②の「教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、教育研究活動に必要な施設及び設備等を適切に整備・管理し、教職員及び学生に対する情報倫理教育も適切に行っていることを確認した。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

評価の視点 1 の「図書資料の整備と図書利用環境の整備」について述べる。本学は、関キャンパスと各務原キャンパスに附属図書館を設置している。それらは、併設する短期大学部との共用であるとともに、地域住民にも開放されている。図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備に関して、2023 年現在の蔵書数は、約 198,501 冊（和書 174,020 冊、洋書 24,481 冊：電子書籍約 251 冊含む）である（大学基礎データ 表 1）。その内、約 94% を関と各務原の両キャンパスに開架所蔵している。直近 3 年間の年間受入冊数は、平均約 3,000 冊となっている。関キャンパスは、幅広い領域の福祉系図書と看護・理学療法の医療系図書、スポーツ関連図書など約 164,561 冊を所蔵している。また、各務原キャンパスは、幼児・初等教育系資料を主とする約 33,940 冊を所蔵している。雑誌は 2,728 誌を所蔵している。電子ジャーナルは約 2,977 タイトルを契約している。視聴覚資料は著作権処理済のものを購入している。

特筆すべき事項として、幼児教育分野における特徴的な資料であるフレーベルの恩物やモンテッソーリ教具等も備えている。また、幼稚園や保育園での実習で利用できるエプロンシアターやペープサートの貸出も行っている。高齢者・障害者用資料として、大活字本、点字本、録音テープ、DAISY を所蔵している。本学独自のコレクションとして、岐阜県内の福祉系資料に関するパンフレットやちらし類などを網羅的に収集、整備してきた。2023 年 5 月には、岐阜県と県内市町村の福祉系計画書を中心に約 8,000 件となり、郷土の福祉ライブラリーとしてデータベース化して登録・管理している。また、2021 年より関キャンパス図書館内に障がい者芸術文化活動の資料を展示する TASC（タスク）コーナーを設置した。このコーナー名は、岐阜県障がい者芸術文化支援センターの愛称「Tomoni Art Support Center」に由来する。ここでは、全国の障がい者芸術文化活動に関する資料を収集しており、2023 年 5 月現在で約 117 冊を所蔵している。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備、及び学術情報へのアクセスに関する対応について述べる。両キャンパスの図書館には、情報検索に関する同一ネットワーク環境が構築されており、蔵書検索（OPAC：Online Public Access Catalog）を用いて予約申

込が可能である。また、どちらかの図書館にのみ所蔵されている資料を利用したいときは、毎日運行している両キャンパス間の連絡便による配送で対応している。ただし、関キャンパスには短期大学の幼児教育学科があり、各務原キャンパスには教育学部子ども教育学科に幼稚園教諭・保育士コースがあり、どちらも幼稚園教諭・保育士を養成している。このため同一あるいは子ども教育学科に幼保コースがある。両学科では同一のあるいは類似の授業科目が多く開かれている。このため、同一図書を両キャンパスに置く必要があり、予算上からも、書架スペース確保の観点からも課題となっている。

他大学の図書館と同様に本学の附属図書館においても、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツを含めた他大学・他機関より資料を取り寄せる相互貸借や、複写物を取り寄せる文献複写サービス（ILL サービス（図書館間の資料相互利用：Interlibrary Loan））を行っている。必要な図書・文献が無いとき、他の機関等から入手可能な環境が整えられている。また、従来個人負担としていた学生の ILL 料金を、2017 年度から図書館で負担するサービスを開始した。直近 3 年間は平均件数 161 件ほどの利用がある。特に大学院生は、授業や研究において充実した蔵書、文献検索システムを活用している。

また、卒業生に対して文献複写サービスを行っている。卒業生の利用証登録は、2022 年度時点で 850 名である。この他、関市立図書館、各務原市立中央図書館、岐阜県図書館をはじめとする県内公共図書館、愛知県、三重県、富山県、福井県、石川県の協定提携公共図書館と連携し、必要な資料を無料で取り寄せることができる。2014 年度から国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービス（JAIRO Cloud（Japanese Institutional Repositories Online））を用いて、中部学院大学・中部学院大学短期大学部学術機関リポジトリを構築し公開している。研究紀要、教育実践研究、教職実践研究に掲載された論文や博士学位論文を含め、合計 390 編が公開されている。この情報は、大学公式ウェブサイトの中の図書館の機関リポジトリから閲覧できる（資料 8-7 【ウェブ】）。

学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備について述べる。関キャンパスの図書館は広さ 1,245 m²を擁しており、閲覧席は 211 席である。設備機器は、視聴覚機器 3 台（DVD、ビデオ・DVD 共用）、プレクストーク 1 台、拡大読書機 1 台がある。また、OPAC 用のパソコン 3 台、OPAC 兼データベース検索用パソコン 3 台がある。開館時間は、平日は 9 時～19 時、土・日・祝日及び長期休業期間は 9 時～17 時となっており、年間開館日数は 2022 年度で 264 日である。なお、附属図書館運営のあり方を図書館運営委員会等で点検、検討した結果、利用者が極端に少ない関キャンパスの土・日曜日の開館は、2023 年度以降は縮小することとしている。各務原キャンパス図書館は広さ 400 m²、閲覧席は 88 席である。設備機器は、視聴覚機器が 5 台、OPAC 兼データベース検索用パソコン 3 台である。さらに、館内にはグループ学習室が併設されており、可動式で組合せ自由な机と椅子、インタラクティブディスプレイ、ホワイトボードが備えられている。それらは、ゼミナール形式の授業での利用やアクティブスペースとして毎日利用されている。開館時間は、火曜日～金曜日は 9 時～19 時、土・日・月・祝日及び長期休業期間は 9 時～17 時となっており、年間開館日数は 2022 年度で 248 日である。

前述したように 2021 年度に入学した大学生から、パソコンが貸与されるようになった。また、2021 年度に実施した図書館利用に関するウェブアンケート調査からは、パソコンや携帯電話を充電するために電源コンセントを希望する学生が多かった。このような要望を踏まえ、両キャンパスの図書館に電源コンセントを増設することとした。また、個人用の机を希望する学生も多く、4 人～6 人掛けの閲覧席にはアクリル衝立を設置することで、個人机と同じように集中して学修できるよう対応している。2023 年度は関キャンパスの図書館 3 階の閲覧席も電源コンセントとアクリル衝立工事を予定している。

図書館の利用に関する情報の大部分は、大学公式ウェブサイトで公表されている（資料 8-8 【ウェブ】）。そこでは、図書館の利用案内、データベース、機関リポジトリ、学外者の方へなどが紹介されている。加えて、例えば、図書館を適切に利用可能にするための両キャンパスでのガイダンス、年度初めの 4 月と 5 月に実施する新入生を対象にした図書館内ツアーなどがある。また、年間を通して蔵書検索 OPAC、レポート・卒業論文作成において学术论文を検索する NII 学術情報ナビゲータ（CiNii Research：国立情報学研究所）、有料データベース・電子ジャーナルなどを紹介し、利用方法を指導している。その他、自宅からも検索できるデータベースの学外リンク集を作成し、図書館用公式ウェブサイトに掲載し、利用者に紹介している。2020 年からはこのウェブサイト上にガイダンスで使用している資料や利用案内動画を掲載し、図書館外からでも利用方法を見られるようにしている。

また、学生や教職員が実際に書店へ行き、図書館に所蔵して欲しい書籍を直接選ぶ選書ツアーが、2015 年から行われている。このツアーは、授業で必要とする書籍や不足している分野の書籍を補充することを通して、学生の図書館に対する関心と図書館利用を促進するために始まった。選書ツアーに参加した学生や教職員は、一般書店で良く見かける読者目線の図書紹介である「紹介ポップ」を作成し、紹介したい資料・図書に掲示している。この選書ツアーは、2023 年度で 9 回目の開催である。

2022 年 10 月から 2023 年 3 月にかけて、図書館ポイントカードを試験的に導入する企画を行った。この企画は、図書館利用促進を目的としており、在学生、事務職員、教職員を対象に貸出 1 冊につき 1 ポイントを付与し、貯めたポイント数に応じて図書館オリジナルグッズ等を提供するものである。以上に述べた学生の学習に配慮した図書館利用環境に関しては、図書館職員、図書館運営委員会が毎年点検・評価し、改善策である新しい取り組みを計画・実施している。このような活動は、学長・副学長会議にも報告され、意見集約されている。

評価の視点 2 の「図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置」について述べる。両キャンパスの図書館には、事務課職員合計 9 名が配置されており、内訳は専任職員 3 名、非常勤職員 4 名、臨時職員 2 名となっている。9 名全員が図書館司書の資格を有している。また、図書館運営委員会が置かれ、委員長（館長）と大学および短期大学部の各学科より選出された運営委員で構成されている。図書館運営委員会は、ほぼ隔月で開催されている。また、2009 年度より、本法人が関市立図書館の指定管理を行っている。関市立図書館には専任 13 名が配置され、大学の図書館と相互協力を行っている。

以上に述べた点検・評価項目③の「図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらが適切に機能していることを確認した。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

・ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）等の教育研究活動を支援する体制
・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

大学としての研究に対する基本的な考えの明示についてまず述べる。大学における教育研究は最も重要な活動である。教員がその研究から得られた知見、データ、資料を基に、教育活動を展開する。さらに、教員個々の研究と学部学科の専門領域における研究がお互いに有機的に集積することによって、組織的な教育がなされている。このような考え方は、第6章で述べた求める教員像と教員組織の編成方針においても示されている（資料6-1）。

研究費の適切な支給に関して、本学の教員に対する研究費には個人研究費と特別研究費がある。個人研究費は専任教員に毎年交付される研究費であり、教員研究費交付規程に定められている（資料8-9）。特別研究費は、①学術上重要な基礎的・応用的研究（指定研究）、②二人以上の研究者が共同して行う研究（共同研究）、③将来の発展が期待できる優れた着想をもつ研究（奨励研究）に細分化されており、特別研究費交付規程に定められている（資料8-10）。その他、在籍5年以上の専任教員が一定期間、他大学や研究機関において行う学術研究を支援する研究制度が学外研究規程に定められている（資料8-11）。なお、個人研究費が全教員に交付されるのに対し、特別研究費は申請と選考によって交付される。本学の教員研究費の内訳を大学基礎データの表8に示す（大学基礎データ 表8）。研究費については、第10章大学運営・財務（2）財務で詳しく述べるので、ここでは割愛する。

外部資金獲得のための支援に関して、本学では主に科学研究費助成事業（科研費）に関する支援を総合研究センターが中心となって行っている。具体的には、科研費学内説明会の開催、研究計画書作成支援、研究検討会の開催等である。科研費学内説明会では、全教員に対し公募要領の変更点と研究計画書作成のポイントの解説動画を配信するとともに、動画内で使用した図書をオンラインで閲覧できるようにしている（資料8-12）。研究計画書作成支援では、総合研究センターが開催する研究検討会がある。研究検討会は、概ね月1回のペースで開催され、研究に関する教員同士の自発的な交流会である。具体的には、教員が取り組んでいる研究テーマの意義、新規性、進行状況、データ分析、課題などを発表し、それに対して、様々な観点からアドバイスを行うものである。この研究会は、科研費の研究計画調書作成に向けた意見交換も行われ、科研費採択につながる取組みとなっている。さらに、教育研究支援課が研究計画書の記載内容等が、事務的に適正か確認する支援を希望する教員・研究者に対して行なっている。科研費以外の獲得に向けては、総合研究センターが公的及び民間の研究機関の公募案内を公開し、学内に情報提供を行っている。その他、外部資金獲得委員会を設置し、年1回程度、前年度の活動報告及び当該年度の活動方針の協議を行っている。

研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等に関して、専任教員には原則として1人1室の研究室が確保されている。ただし、一部の特任教授や助教の教員は、二人で一つの研究室を使用している。1室の広さは約28㎡程度であり、少人数のゼミナール授業等が開講できる広さである。各研究室には個人用机、椅子、書架、テーブル、電話、LANコンセント、エアコン等が整備されている。このため卒業研究や学生への個別指導に関しては、研究室を使用することが多い。教員の研究専念時間の確保については、専任教育職員の勤務細則において、専任教員の出校日数（週4日以上）と週授業担当責任時間（週6コマ）を定めており、出校日以外の1日は自宅研修日として研究等に充てることのできる（資料6-14）。

ティーチング・アシスタントに関して、本学ではT・A及びS・A規程を定めている（資料8-13）。

ティーチング・アシスタントは、本学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会を提供するために置かれている。ティーチング・アシスタントは、本学教員の指導を受け、演習補助、実習補助、実習指導補助、国家試験対策講座補助、通信教育部業務補助等を行う。また、ティーチング・アシスタントには規程に定める手当が支給される。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制に関して、関連する章においてすでに述べたとおりである。ここでは、要点のみを示す。本学では ICT を活用した授業を実施するための環境をハードウェアとソフトウェアの両面から整備している。2021 年度より一人 1 台のパソコンの貸与を開始し、オンライン教育に対応するための環境を整えてきた。これらのインフラの整備・運用・管理は、総合研究センターが中心となって行っている。ICT を活用した授業を実施する上で課題となる、貸与パソコンの不調等に対する技術的支援については、ICT サポートデスクを設置し対応している。ここには職員が常駐し、学生が常時相談できる体制を整えている。オンライン教育を実施する教員からの相談にも ICT サポートデスクが個別に対応している。さらに、FD において ICT 活用教育の実践報告会を開催する等、全学的な教員の ICT 活用能力の向上に努めている（資料 2-20）。

以上に述べた点検・評価項目③の「教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動を適切に促進していることを確認した。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

規程の整備に関して、本学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守するため、研究費の管理や不正防止の取り組みを推進している。まず、公的研究費等取扱規程を定め、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の適正管理に努めている（資料 8-14）。本規程では、公的研究費等を適正に運営、管理するために学長を最高管理責任者、総合研究センター所長(研究倫理等に関する事項)と事務局長(研究における事務処理に関する事項)を統括管理責任者に位置付けている。さらに事務局の教育研究支援課長をコンプライアンス推進責任者としている。また、適正・正当な研究遂行を支援するため、公的研究費等に関する相談窓口を教育研究支援課に、不正行為等における通報窓口を本部事務局総務課に置いている。さらに、公的研究費等により研究を実施する全ての研究者は、毎年度 1 回、誓約書の提出を義務付けている。当該取り扱いは、公的研究費において 20 万円以上の物品等を購入する場合の購入先業者、さらに公的研究費に携わる全ての事務担当者についても同様の取り扱いとしている。その他、本規程に基づいて納品検収の義務化、非常勤雇用者の雇用管理、モニタリング等を定めている。

次に、研究倫理規程を整備し、法令遵守、個人情報保護、安全管理、研究成果の公表等について定めている（資料 8-15-1）。また、同規程において研究倫理委員会を設置し、不正の取扱い、コン

プライアンス教育、不正防止計画の推進について審議することを定めている。さらに研究倫理委員会「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査部会」設置要綱に基づき、人を対象とする研究に関する倫理的、科学的観点に基づく事項やその適正性を確保するための審査を、本審査部会において行っている（資料 8-15-2）。この他、研究等における利益相反を適切に管理し、利益相反の防止を図るため利益相反管理規程を定めている（資料 8-16）。また、学術研究活動の不正行為に関して、学内外からの通報に対する適切な取扱いを定めるため研究活動の通報処理に関する内規を定めている（資料 8-17）。

教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）について述べる。本学では、全教員に研究倫理教育の実施に関する内規に基づき、一般財団法人公正研究推進協会の APRIN e ラーニングプログラムを原則 3 年ごとに受講することを義務づけている（資料 8-18）。なお、研究倫理委員会の提案によって、本プログラムの終了時には受講修了証を教育研究支援課へ提出することに変更したため、全教員の受講状況を把握できるようになってきた。また、この e ラーニングの受講は、科研費や倫理審査の申請必須条件となっている。なお、学部生に対する全学的なコンプライアンス教育や研究倫理教育は実施していないが、学部ごとに学修段階に応じたコンプライアンス・倫理教育を基礎演習（1、2 年次のゼミ）や専門演習・卒業研究（3、4 年次のゼミ）等で適宜指導している。大学院においては、倫理教育の一環として、2 年に一回の研究倫理に関する e ラーニングによる教育を、2022 年度まで必須事項として実施してきた。2023 年度からは、研究倫理教育の強化のため、休学している院生も含めて、年一回の e ラーニングの受講による教育を実施している。

研究倫理に関する学内審査機関の整備に関して、本学では研究対象者及びその関係者の人権を擁護するとともに、本学における研究を円滑に進めるため、研究倫理規程細則において研究倫理委員会を置くことを定めている（資料 8-19）。教員や学生から研究倫理申請があった場合は、審査委員会が研究倫理申請の流れに示す手順で審査を行う（資料 8-20）。その際、審査の円滑化を図るため、申請案件を本審査と迅速審査に区分している。審査の過程で不備等が見つければ、指摘に応じて修正される。あるいは、重大な修正等が必要なときは、否認（再提出）となる。審査終了後、結果が学長に報告され、最終決定となる。近年、研究倫理遵守に向けた継続的な取り組みによって、倫理申請は増える傾向にある（資料 8-21）。このように審査の迅速化が求められるようになってきたため、2019 年 12 月より迅速審査の委員増員と審査期間を 1 ヶ月から半月に短縮する改善を行っている。

上述したように研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組みは、研究倫理委員会や教育研究支援課を中心に常に点検・評価され、改善策が講じられている。また、その結果あるいは検討中事案についても学長・副学長会議に報告され、意見集約が図られている。

以上に述べた点検・評価項目⑤の「研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、研究倫理、研究活動の不正防止に向けて適切に対応していることを確認した。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点 1 の「適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価」について述べる。キ

キャンパス整備について、特に建物及び付随する設備については、主に総務課が点検・評価を行い、その結果が学長・副学長会議に報告されている。例えば、前述した 2017 年度にはスポーツ健康科学部の開設に合わせ、老朽化した体育館を立て直すとともに、運動学実習棟を新設している。ここでは、点検・評価の結果が学長・副学長会議や理事会に報告され、大きな方針が決定された（資料 2-11）。このような体育館と運動学実習棟の新設も、大規模な点検・評価・改善の取組の一つである。

図書館の運営については、図書館運営委員会が定期的に点検・評価を行い、報告書を作成している（資料 3-23）。また、その結果が学長・副学長会議や評議会に報告されている。例えば、前述した従来個人負担としていた学生の ILL 料金を、2017 年度から図書館で負担するサービスを開始した。ここでは、図書館運営委員会による点検・評価の結果が学長・副学長会議に報告され、ILL 料金に関する新しい方針が決定された（資料 2-11、資料 3-23）。

ネットワーク設備等の情報環境と研究費及び研究倫理については、総合研究センター運営委員会が年度ごとに点検・評価を行い、報告書を作成している（資料 3-24-1～資料 3-24-6）。また、その結果が学長・副学長会議に報告されている。例えば、前述した 2021 年度の貸与パソコンの導入では、企画戦略課や教育研究支援課が点検・評価を行い、その結果が学長・副学長会議に報告され、学院本部との協議を経て、改善策である方針が決定された（資料 2-11、資料 3-23）。さらに、前述した Wi-Fi 環境の整備、コンピューター室の改修、ICT サポートセンターの設置なども、ICT システム・セキュリティ部会、企画戦略課、教育研究支援課が点検・評価を行い、その結果が学長・副学長会議に報告され、改善策である方針が決定された（資料 2-11、資料 3-23）。

以上に述べた教育研究等環境に関する点検・評価・改善のプロセスが自己点検・評価委員会に報告され、そこで点検・評価されることはまれである。それは、教育研究等環境に関する内容やそれらを実施している組織があまりにも多く、頻繁に報告・点検・評価・改善の作業が必要であるので、自己点検・評価委員会という枠組みの中で頻繁に取り扱うことが難しいからである。これが、自己点検に責任を有する全学の自己点検・評価委員会の教育研究等環境に関する現状である。

評価の視点 2 の「点検・評価結果に基づく改善・向上」に関しては、すでに本章の点検・評価の項目②から⑤で具体的に詳しく述べたとおりである。また、上述した点検・評価の項目⑥の評価の視点 1 において教育研究等環境に関する取組の定期的な点検・評価、特に点検・評価結果に基づく改善・向上を述べている。したがって、ここでの説明を省略する。

以上に述べた点検・評価項目⑥の「教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、自己点検・評価委員会ではないものの関連する組織及び学長・副学長会議が主体となって、教育研究等環境について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

（2）長所・特色

教育研究環境の特色には、2021 年度より実施している、パソコンの貸与事業が挙げられる。毎年、新入生全員に貸与しており、年次進行に伴い、2024 年度には全学生への貸与が完了する。これに加え、Wi-Fi の整備、Office365 の包括ライセンス等により、全ての教室で ICT を活用した授業が可能な環境を整えている。これら総合的な取り組みにより、学生の情報リテラシーや情報倫理の向上と自主的な学習の促進に貢献している。その他、教員の外部資金の獲得状況も改善している。2017 年度の科学研究費の採択件数（継続課題を含む）は 10 件であったが、2023 年度には 29 件と大幅に増加した。

（３）問題点

なし

（４）全体のまとめ

本学は第２期中期計画（後期）においてキャンパス整備と研究活動の活性化の方針を定め、学生の学習や教員の教育研究活動が円滑に進められるよう環境整備を行なっている。

キャンパス整備においては、留学生や障がいのある学生が快適な学生生活を送るための整備やバリアフリー化を進めている。また、2017 年度にはスポーツ健康科学部の開設に合わせ、老朽化した体育館を建て直すとともに、運動学実習棟を新設している。

教育環境と学習支援環境では、教育のデジタル変革（DX）にも積極的に取り組んでいる。パソコン貸与、Wi-Fi の整備、Office365 の包括ライセンス等により、全ての教室で ICT を活用した授業が可能な環境を整えている。また、ICT サポートデスクを新設し、パソコンの不調や質問にも個別に対応している。図書館では、従来、所蔵する図書、雑誌等に関する情報を OPAC 検索できるよう整備化してきた。

研究環境では、大学としての方針に基づき、研究費の助成、研究室の整備、研究時間の確保等を適切に行うとともに、総合研究センターによる科研費獲得のための支援体制を整えている。また、研究倫理の確立や研究活動の不正防止には、全教員に対し、一般財団法人公正研究推進協会の APRIN e ラーニングプログラムの受講と修了証の提出を義務づけている。さらに、これは科研費や倫理審査の申請必須条件となっている。研究倫理の審査には研究倫理審査委員会を設置し、慎重かつ迅速に審査が進められる環境を整えている。近年の倫理申請の増加に伴い、研究が円滑に進められるよう、審査期間の短縮にも取り組んでいる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、第1期及び第2期中期計画において社会連携・社会貢献に関する方針を定め、各種事業を推進している。特に第2期中期計画（前期）に基づき各種事業を進めてきた（資料1-22）。また、第2期中期計画（後期）においては、⑤地域連携に関して「地域における「知(地)の拠点大学」として、教育・研究の成果を地域社会に還元するとともに、地域における課題を共有し、自主的に取り組む「地域貢献力」を備えた学生を養成する。その実現のため、地域連携推進センターを中核とする地域連携ガバナンスを強化し、各学科・事務局及び附置教育研究施設が協同して地域連携を推進する。」を基本方針として、次の4点を事業目標として掲げている（資料1-23）。

- (a) 地域連携ガバナンスの強化
- (b) 地域への情報発信と協働の強化
- (c) 自治体・行政機関・企業等との連携
- (d) 各附置教育研究施設等が地域貢献に果たす役割の明確化

このような社会連携・社会貢献に関する方針と4つの事業目標を掲げたのは、学則第1条に掲げた理念・目的である「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。」を具現化するために必要な手段であると考えているからである（資料1-1、資料1-5）。また、大学の活動には、教育、研究、学内運営、社会貢献が含まれる。本学は地域社会に貢献する大学を目指しているので、社会貢献がとりわけ重要であると考えているからである。

上述の社会連携・社会貢献を具体的に推進するために本学が定めた各種事業ごとの方針や目標について、年代順に述べる。まず、2018年に策定した地域連携推進に向けた基本方針では、地域連携ガバナンスの強化、地域連携推進センターの機能、行政、産業、団体等との連携推進、及び教育機関との連携推進からなる4項目を目標とすることや、その内容を紹介している（資料9-1）。2018年に定めた国際化推進に関する基本方針では、国際化ガバナンスの確立、国際交流・留学生センターの機能強化、学生・教職員のグローバルマインド醸成、留学生の受け入れ拡大からなる4項目を目標とすることや、その取り組み内容を紹介している（資料9-2）。さらに、建学の精神に従って、国際化を一層進めるとともに、広く地域社会への知的情報の発信を充実させ、地域社会に貢献するため、2021年に定めた国際化ビジョンでは、国際化推進と環境整備、留学生の支援の充実・強化、学生の海外研修・留学の促進、外国語教育の充実、海外大学等との連携、地域の国際化への貢献等からなる6つの項目を目標とすることや、その取り組み内容を紹介している（資料3-18）。2023年に定めた高大連携推進に向けた基本方針では、高大接続プランの推進、大学の授業の提供、教育・学術情報の交換、高大連携による地域貢献、地域で活躍する地域人の育成、高等学校、教育委員会等との連携協定等からなる6項目を目標とすることや、その取り組み内容を紹介している（資料9-3）。

上述した社会連携・社会貢献に関する基本方針やそれを具現化するための各種事業ごとの方針と目標は、関連する組織で点検・評価の後に成案としてまとめられ、その都度学長・副学長会議や評議会等で承認されている。また、これらの情報を教授会等で全教職員に対して周知している。

以上に述べた点検・評価項目①の「大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、社会連携・社会貢献に関する方針が明示されていることを確認した。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点 1 の「学外組織との適切な連携体制」について述べる。点検・評価項目①で述べた社会連携・社会貢献の方針と目標を実現するために、学外組織と連携する窓口、すなわち学内組織が必要である。そこで本学には、地域連携推進センター、シティカレッジ、子ども家庭支援センター、人間福祉相談センター、国際交流・留学生センター、スポーツカレッジが配置されている。これらの各種センターの規程上の設置根拠、役割や取組、教員と職員の配置状況、委員会を含めた責任体制について述べる。

地域連携推進センターは、地域連携推進センター設置規程によって設置されており、同規程の第 1 条において「地域との連携を組織的かつ総合的に取り組み及び積極的に推進する」ことを目的としている（資料 3-6、資料 9-4）。その業務は以下のとおりであり、本学の社会連携・社会貢献の窓口として機能している。

- ① 地域連携に係る自治体、地域住民等の総合窓口に関すること
- ② 地域連携活動に係る学内情報の一元的把握に関すること
- ③ 地域連携活動に係る連絡調整に関すること
- ④ 地域連携に係る支援事業の企画・立案に関すること
- ⑤ 地域連携活動・大学間連携活動等の情報をウェブサイト等利用に係る学内外への周知・PRに関すること
- ⑥ その他、地域連携の推進に関する事項

地域連携推進センターの組織は所長、副所長及び所員をもって構成され、センター運営会議において重要事項が審議されている（資料 3-6）。

シティカレッジは、関キャンパスと各務原キャンパスの 2 つがあり、両市民に広く利用されている。シティカレッジは、シティカレッジ規程において「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部が行う生涯学習事業の推進を図り、もって、地域社会の学術文化の創造と発展に寄与することを目的とする。」を実施するために設置されている（資料 3-10）。また、同規程の第 2 項において「シティカレッジ各務原は、前項の他、大学及び短期大学と各務原市及び地域の関係諸団体との連携のもと、当該地域の生涯学習事業の推進を図り、もって、各務原市の学術文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的とする。」としている。シティカレッジは、校長、学科選出の 7 名の委員、生涯学習課長、関事務室長、各務原事務室長によって運営されている。

子ども家庭支援センターは、子ども家庭支援センター規程において「広く子育て並びに幼児教育

及び保育に関する研究の推進及びこれらに関連する事業を行うことを目的とする。」と規定されている（資料 3-8）。同センターの運営は教員である所長と副所長が主にあたり、所長、副所長、学院内の附属幼稚園の園長、学科選出の委員、各務原事務課長からなる運営委員会で重要事項を審議している。

人間福祉相談センターは、人間福祉相談センター規程において「子どもの心身の発育及びその健康並びに高齢者の心の相談に関する適当な援助事業等を行い、広く地域社会の福利に寄与することを目的とする。」として設置されている（資料 3-9）。また、同規程の第 3 項において「発達・療育相談室、高齢者・心の相談室を置くこと」と定めている。同センターには、所長、主任相談員、学科選出の相談員 2 名、非常勤の相談員 4 名が配置され、主に学外の市民を対象に相談業務を行っている。同センターの運営は、担当事務である教育研究支援課長を含め全員で行っている。

国際交流・留学生センターは、国際交流・留学生センター規程において「国際社会において活躍する人材の育成、本学留学生に対する教育・生活支援、外国の高等教育機関等との国際学術交流等に関わる諸事業を展開し、本学の教育、研究、社会貢献活動等の諸分野における国際化を推進すること」を目的として設置されており、本学の国際交流及び留学生の受け入れと生活面も含めた支援を行っている（資料 3-7）。同センターの運営は教員である所長と副所長が主にあたり、所長、副所長、学科選出の 7 名、交際交流・留学生支援課長の委員から成る運営委員会で重要事項を審議している。

スポーツカレッジは、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部の資源を活用し、誰もが健康で、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる地域づくりに貢献する」ことを目的に設置されている（資料 9-5）。また、一般の会員だけでなく学生も会員として位置づけ、積極的に受け入れている。

次に、学外組織、連携協定の方法や種類、取組内容について述べる。学外組織には、政府機関、岐阜県や市町村の行政機関、教育委員会、社会福祉協議会、銀行、農協、各種協会などが含まれている。また、連携先の組織、連携方法、学生の関与などによって、社会連携・社会貢献の取組は極めて複雑であり多種多様である。そこで、本学における社会連携・社会貢献の連携先を一覧表で示す（資料 9-6）。また、主な連携先との取組概要を一覧表に示す（資料 9-7）。これらの資料を基に、上述した学外組織の順番で以下に説明する。その他、多くの取組は、本学の学外向け広報誌ポローニアや本学公式ウェブサイトで紹介している（資料 9-8-1～資料 9-8-19）。

本学は、JICA などから海外活動に対する支援を受けている。国際交流事業である JICA 草の根技術支援事業がベトナムのダナン市で展開している。2016 年から 2017 年の第 1 期では、老年ケアの人材養成の基礎を構築した（資料 9-9）。2018 年から 2022 年の第 2 期では、ダナン市のグハンソン地区の地区病院を中心に老年ケア・プログラム定着と人材育成事業を展開している（資料 9-10）。ここでは、ベトナム版老年ケア業務マニュアルの作成とダナン市内病院への普及を行い、日本に派遣される外国人介護人材の育成にも活用されている。なお、第 2 期目の途中からコロナ禍の影響を受け、多くの活動が困難を極めた。しかし、インターネットや動画を用いて老年ケア業務マニュアルの普及に努めたところ、2023 年度好事例として高い評価を受けた（資料 3-28）。

本学は岐阜県と連携協定を結んでいる。岐阜県からの委託事業である研修講師派遣事業を通して、35 カ所の介護事業所に講師を派遣している。また、2018 年度より県からの委託事業として、外国人介護人材受入環境整備事業及び外国人介護人材対策調査検討事業を行っている。協議会の開催、介護事業所からの相談対応とセミナーの開催、外国人介護人材受入ガイドブックの発行などを行っている。（資料 9-11）。また、岐阜県とは、2020 年 9 月に岐阜県災害派遣福祉チームへの学生等ボランティアによる後方支援に関する協定を締結し、DWAT 後方支援員を養成し、要請に応じて学生が DWAT

隊員を後方支援する体制がつくられている（資料 9-12）。

2023 年 3 月現在、本学は県内の 11 市村と連携協定を結んでいる。その中で、本学は、関市と一般社団法人関市観光協会を含んだ三者連携協定を、また、社会福祉法人関市社会福祉協議会を含んだ三者連携協定を結んでいる（資料 9-13、資料 9-14）。さらに、関市からの委託事業としてアカデミック講座、介護に関する入門的研修、介護予防リーダー養成講座を開催している。アカデミック講座は関市が進める「生涯現役プロジェクト」の意識向上を目的とした講座で、2022 年度「超高齢社会の実態と健康科学の未来～100 歳まで健康でいるために～」をテーマに開催した。介護に関する入門的研修は、介護従事者、介護職をめざす人、介護の知識を習得したい人を対象とした、厚生労働省の示す内容に基づいた介護の基礎知識、介護の理解に関する研修である。介護予防リーダー養成講座は、高齢者サロンなどで、介護予防につながる活動を継続するための指導や助言ができるスキルを身につけた介護予防リーダーを養成するための講座であり、全 10 回、計 21 時間で実施している。その他、本学は 2009 年に関市立図書館指定管理を開始し、大学図書館と一体となった運営を行っている。2015 年度から関市立図書館において中部学院大学シリーズとして、本学教員が出張講義を行っている。2022 年度は、第 8 期を数え、大学からは 10 名の教員が講師として登壇している。身近に大学教員の講義を受けられることから好評を得ている（資料 3-24-6）。さらに託事業としてフレイル予防講演会、各務原市民セミナーを開催した。

産業界とは、めぐみの農業協同組合、株式会社トーカイ、長良川鉄道など地域に根差した企業その他、株式会社十六銀行、株式会社大垣共立銀行などの金融機関、株式会社岐阜新聞社と連携を結び、介護予防、健康教育の推進、地域産業の宣伝など地域課題に取り組んでいる（資料 9-6、資料 3-24-1～資料 3-24-6）。一例として、株式会社トーカイと大垣共立銀行および本学の学生が協働して、介護の日啓発活動を行っている。2022 年度は、岐阜県による若年層に対する自殺対策事業の一環として大学生のこころの健康を考えるワークショップを開催した。また、若者に地方選挙への投票を呼びかけるアンバサダー役を学生が務める等、行政の課題にも一緒に取り組んでいる。

高大連携に関して、本学は高等学校 18 校と連携協定を締結し、専門分野の出前授業、キャリア支援教育等に貢献している（資料 3-24-6）。一例として、本学の教育学部などの教員が済美高等学校に出前授業を行っている。ここでは、「保育・教育 はじめの一步」と題する授業を 15 回行い、保育科の 2 年生 50 名が参加している。

社会福祉に関して、本学は岐阜県社会福祉協議会及び県内 7 市の社会福祉協議会と連携協定を結び、本学の社会福祉分野の知見を協働して地域に活かす活動に取り組んでいる。なかでも各社会福祉協議会と共同で地元学生の就活を応援する会を開催し、地域の学生・求職者と事業者とのマッチングの機会を設けている。

生涯学習に関して、本学はシティカレッジ関とシティカレッジ各務原を設置し、地域住民に対して多種多様な講座を開講している（資料 9-15-1、資料 9-15-2、資料 9-16-1、資料 9-16-2）。2022 年度、シティカレッジ関では、132 講座が開講され、1167 名が受講している。シティカレッジ各務原では、156 講座を開講し、1709 名が受講している。また、各務原市と共催で、シティカレッジ各務原特別講演会を開催し、広く市民の参加を呼びかけている（資料 9-17-1、資料 9-17-2）。2017 年度スポーツ健康科学部の開設により、公益財団法人岐阜県スポーツ協会、一般財団法人関市スポーツ協会、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会との連携協定を結んでいる。

評価の視点 2 の「社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進」について述べる。前述した域連携・社会貢献の主な取組とその概要の中で、本学教員の関りを示している（資料 9-7）。表の右端欄に示した◎印は本学の教員の関りが非常に大きい時、○印は本学の教員の関りが大きい時を表している。例えば、JICA の草の根技術協力事業では、本学の福祉系の教員が老年ケア・プロ

グラムの資料を作成し、それを連携先の教員の協力によってベトナム語に翻訳し、ダナン市内の病院で活用する活動をしている。関市委託事業であるアカデミック講座では、本学の教員が講師を務め、55名の受講者を指導している。各務原市において、本学の教員がフレイル予防講演会を開催し、約200名の市民の開設している。また、前述したシティカレッジ関では、132講座が開講され、1167名が受講している。シティカレッジ各務原では、156講座を開講し、1709名が受講している。これらの講座では本学の教員も多く活躍している。

子ども家庭支援センターが各務原キャンパス内に設置する子育て支援施設ラ・ルーラでは、本学の教員が小さなお子さんを育てている保護者に対して、遊び場、木育広場、親子サロンなどを提供し、子育ての悩みなどについて支援している。また、ラ・ルーラでは学生企画の催しが通年で開催され、教育や保育を学ぶ学生の実践的な学びの場となっている。人間福祉相談センターは、ぎふLD・ADHD等学習会を開催している。これは、岐阜県内の教育機関、支援団体、保護者等の参加を得て開催されるもので、2022年度は21回目の開催となった（資料9-18-1～資料9-18-3）。この学習会は、人間福祉相談センターの所長や相談員である本学の教員がテーマの選定や企画運営に携わっている。

以上で述べたように、本学の教員が普段の教育研究で培った知見や最新の情報を関連する職業の人々に提供している。それらの量は極めて多く、質も高いと評価されている。一方、例えば、シティカレッジの目的は、「大学の使命である『社会貢献・地域貢献』事業の一つとして、生涯学習事業を積極的に展開することにより、学術文化の創造と発展に寄与し、もって豊かな地域社会の実現に資すること」としている。その内容は、本学の強みである福祉・医療・介護に関する講座を柱として、(1) 社会貢献・地域貢献を实践するために、多彩なシティカレッジ講座を開講し、地域住民に広く生涯学習の場を提供する。(2) 岐阜県、関市及び各務原市と連携し、地域住民のニーズに応じたセミナー、特別講演会、介護人材確保育成事業を実施する。(3) 地域課題の解決に資するため、福祉・医療に係る資格取得講座を実施する。(4) 福祉カレッジ事業として、介護福祉士実務者研修を実施する等となっている（資料9-19）。このシティカレッジの目的は、まさに教育研究活動の推進に繋がるものであり、社会貢献・地域貢献に関する本学の現状である。

その他、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進に関連して、本学の授業科目の中に社会の様々な職場で活躍されている方をゲスト講師としてお迎えし、その職業や活躍の様子を学生に伝える授業がある。具体的には、「美濃と飛騨のふくし」、「現代マネジメント」、「現代福祉マネジメント」の3科目であり、学生が地域について学ぶ地域連携科目として位置づけられている。「美濃と飛騨のふくし」では、毎年、連携を結んだ自治体からゲスト講師を招き、特色ある施策を紹介していただいている。受講する学生は、地域の課題と取り組みの実情を学ぶ。「現代マネジメント研究」では、15回授業の内7回を一般市民に公開講座として開放している（資料9-20）。

評価の視点3の「地域交流、国際交流事業への参加」について述べる。地域交流事業に関して、関キャンパスでは毎年10月に地域の住民が広く参加するたのしみん祭が開催されている。2023年度で21回目である。このたのしみん祭には大学祭も一緒に開催されている。ここでは、大学、地域の学校、地域自治会、福祉施設、行政等が実行委員会を組織し運営にあたっている（資料9-21-1～資料9-21-3）。各務原キャンパスでは毎年11月に地域の住民が広く参加する学びの森フェスティバルが開催されている。2023年度で16回を重ねている。ここでは、大学、地域の学校、行政等が実行委員会を組織し運営にあたっている（資料9-22-1～資料9-22-3）。また、関キャンパスでは、2022年度から障害と向き合う研究、教育、交流の拠点づくりを進めることを目的として、岐阜県私学助成金の採択を受けてせき桐ヶ丘エリア教育、福祉連絡会を結成した。地域の高校、小学校、特別支援学校、保育園・幼稚園、障害者施設、認知症グループホーム等とそれぞれの専門性や特色をお互いに学び、協働して地域づくりに貢献することをめざして各種の事業を行っている（資料9-23）。

さらに、地域から課題が持ち込まれ本学との協働を希望された場合に対応できるようふれあいコラボワークショップ助成事業を設けて対応できるようにしている（資料 9-24）。

国際交流事業に関して、本学は国際的な機関と 1 件、大学と 10 件、短期大学と 1 件、研究所と 1 件、連携協定を結んでいる。これらの協定は、学生の短期留学や海外研修などに活かされている。また、本学は海外協定校での海外研修を本学の単位に読み替えており、多くの学生が参加している。2022 年、ハワイのカピオラニ・コミュニティカレッジで海外研修が行われ、異文化交流として 2 単位を認定している。カナダのアルバータ大学への夏期短期留学と春季短期留学では、それぞれ海外短期留学Ⅱとして 4 単位が認定されている（資料 3-24-6）。また、ベトナムのホーチミン師範大学との交流を目的にベトナム研修が実施され、異文化交流として 2 単位が認定されている。

この他、インドネシア在日本大使館の要請で、日本インドネシア国交 65 周年を記念して、インドネシアの竹楽器アングルンの演奏と民族舞踊を学生と地域の住民が体験するなど、国際交流に努めた。さらに、人間福祉学部には毎年中国、ベトナムから留学生が入学し、日本の福祉を学び母国の福祉と日本との交流に貢献している。

以上に述べた点検・評価項目②の「社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。」について、2023 年度第 9 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、社会連携・社会貢献に関する取り組みを適切に実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していることを確認した。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述したように、本学には外部組織のための窓口である、地域連携推進センター、シティカレッジ、子ども家庭支援センター、人間福祉相談センター、国際交流・留学生センター、スポーツカレッジが設置されている。これらのセンター等では運営委員会、運営会議等が開催されている。まず、次年度に向けた事業計画と予算請求から始まり、当該年度の事業実施、事業終了後の報告書作成の作業を行っている。それぞれの段階において、次年度の活動と比較しながら事業の時期、講師の変更、内容の変更に対応して作業を進めている。これら一つ一つの作業が、点検・評価・改善であり、その結果が翌年度の計画に反映されている。このような通常の点検・評価・改善の作業とともに、2022 年度の特筆すべき内容を以下に取り上げて説明する。なお、各センターの取り組みは、附置機関の一年の歩みとしてまとめられており（資料 3-24-6）、この資料をもとに各センターが経営上の収入と支出のバランスの観点からも点検・評価を行なっている。この点は 2 章で述べたところである。

地域連携推進センターの運営会議は 11 回開催されている（資料 3-24-6）。第 1 回会議では、2021 年度の振り返りと 2022 年度事業計画（案）・予算について検討されている。また、ふれあいコラボワークショップ（JA ぎふからの申請）では、地域から寄せられる依頼事項について対応を検討している。第 2 回会議では、新たに提案された中濃厚生病院との連携協力の推進について検討されている。第 7 回と第 8 回会議では、連携先との意見交換会について審議され、様々な要望に対して検討されている。具体的には、毎年連携先との意見交換会を開催し、連携先との関係をさらに充実させるよう取り組んでいる。2022 年度は、連携先 14 団体が参加し、本学で行われた。ここでは、地

域連携活動の事例発表を行うとともに、本学に対する注文や提案などを頂き、運営会議にて検討している。

子ども家庭支援センターでは、運営委員会が年度当初に1回開催され、事業計画と予算、事業報告等について協議している。その中で、親子わくわく教室5年間の参加組数推移が示されているが、2018年度や2019年度に比較して2020年度と2021年度の参加者数は極端に減少している。明らかにコロナ禍の影響である（資料3-24-6）。ここでは、事業の中止だけでなく、代替え手段や感染対策によって一部であるが事業の継続が図られている。この作業は、まさに点検・評価・改善と言える。人間福祉相談センターに関して、2001年の第1回から2022年度の第21回まで、開催記録が示されている（資料3-24-6）。コロナ禍の影響により、2020年度のぎふLD・ADHD等学習会は中止になったが、2021年度と2022年度は今までの参加者数とほぼ同じ参加者数で開催することができた。それは、種々検討の結果、オンライン開催に変更したためである。これも、自己・点検・評価・改善の根拠である。

以上で述べたように、各種センター等では1年の取組を報告書としてまとめ、その中で点検・評価の作業を行い、次年度の取組に反映している。これらの取組は、附置機関の一年の歩みとして毎年まとめられ、関係部門での点検・評価の作業で活用されている（資料3-24-1～資料3-24-6）。さらに、附置機関の一年の歩みは、学長・副学長会議でも報告され意見集約されているとともに、教授会等でも報告され教職員に周知されている。ただし、各センター運営会議において点検・評価の活動が行われるため、これらの取組が自己点検・評価委員会に報告されてはいない。

評価の視点2の「点検・評価結果に基づく改善・向上」に関して、すでに評価の視点1で具体的に詳しく述べたとおりである。また、社会連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価に基づく改善・向上を述べている。したがって、ここでの説明を省略する。

以上に述べた点検・評価項目③の「社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」について、2023年度第9回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っていること、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

（2）長所・特色

本学における社会連携・社会貢献活動の長所と特色は、市町村自治体をはじめ企業、病院、福祉事業所、公益団体など、岐阜県内を中心に幅広く連携していることである。また、本学は外部組織に対する窓口として、地域連携推進センター、シティカレッジ、子ども家庭支援センター、人間福祉相談センター、国際交流・留学生センター、スポーツカレッジを配置している。これらのセンターを通して、シティカレッジ関、シティカレッジ各務原、岐阜県委託事業である研修講師派遣、関市委託事業であるアカデミック講座、各務原市のフレイル予防講演会、など多くの事業を展開している。これは、本学が地域に根ざした人材養成を大きな目的としており、大学の教育研究活動の中で得られた知見や新しい情報を地域に還元するとともに、地元の声に耳を傾け地元で活躍する人材を養成する上で大いに役立っているからである。

（3）問題点

本学では、地域連携推進センター、子ども家庭支援センター、シティカレッジ、人間福祉相談センター、スポーツカレッジ、国際交流・留学生センターなどにおいて、地域・世界に向けた事業を複数行っている。しかし、それぞれの事業が次第に細分化される傾向にあり、各センターや部署の連携を一層密に行えば成果がさらに大きくなると考えられる。一方で、地域と大学の関係が近いことから、地域行事への学生ボランティア派遣要請や教員への依頼が多く寄せられる。学生や教職員が地域の手伝いに追われることが少なくない。したがって、地域の要請を単に人材派遣と捉えるのではなく、教育、研究と一体化する仕組みが今以上に必要である。また、本学は、医療、福祉、教育、スポーツ健康などの専門教育課程を有することから、多職種連携や包括的支援など現場のニーズに応じた専門職養成が望まれる。

（４）全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づき開学以来、地元関市、各務原市、岐阜県、などの自治体と密接に連携し、地域人材の育成に取り組んできた。福祉、医療、教育等の教育課程によって養成される人材は地元の期待がとても大きい。今後も、産官学民と連携して、地域から期待される人材の養成に努めていく。

第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

評価の視点1の「大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示」について述べる。具体的には、第2期中期計画（後期）の中の⑧経営・管理の強化において、「経営基盤の強化を図るガバナンス体制を再点検の上、必要な見直しを行う。特に経営組織（法人経営会議等）と教学組織（学長・副学長会議等）との有機的な連携を図るために必要な方策を立てる。」と定めている（資料1-23）。その個別戦略は、以下のとおりである。

- (a) 経営基盤に基づくガバナンス体制
- (b) 予算編成と事業計画（PDCA）の連動
- (c) 学部・学科・附置機関・事務組織の改編に関する検討
- (d) 人事制度・研修制度の見直し
- (e) 組織・運営の合理化

なお、中期計画の遂行に関して、寄附行為施行細則第18条の5において、経営方針の企画や事業に関する中期的な計画を遂行するため法人経営会議を置くことと定めている（資料6-3）。同条に基づき法人経営会議の委員として、大学からは学長、学長補佐及び事務局長が出席し（資料10(1)-1）、法人経営会議運営規程に基づいて運営され（資料10(1)-2）、中期計画の円滑な遂行を行なっている。

評価の視点2の「学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知」に関して、上述した第2期中期計画（後期）の概要は教授会やSD研修会の機会を通して説明しており、全教職員が学内ウェブサイトから閲覧できるようになっている。これらに関する日常的な点検は、学長・副学長会議、大学評議会、法人経営会議等各関連部署にて継続的に実施している。なお、評議会は規程上「大学評議会」と呼称されているので、本章では正確な表現を用いて説明し、他の章では一般的な表現「評議会」を用いて説明している。

以上に述べた点検・評価項目①の「大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。」について、2023年度第10回の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、大学運営に関する中期計画を明示していることを確認した。

点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備
・学長の選任方法と権限の明示

- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

評価の視点 1 の「適切な大学運営のための組織の整備」について述べる。学長の選任方法と権限の明示に関して、本学は寄附行為第 3 条に定める目的を達成するために設置された大学であり、学長は福音主義の教会に属する信者又は福音主義のキリスト教理解者であって上記の目的を貫徹するに適当な者であることを求めている（資料 1-3）。また、寄附行為施行細則第 9 条の 2 において、「学長は、大学又は短期大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学又は短期大学を代表する。」と規定して、大学運営の最高責任者であることを明確に示している（資料 6-3）。学長の選任に関して、学長選考規程に基づいて設置された学長選考委員会により学長候補者が 1 名選定され、理事長に報告される（資料 6-5）。理事長は、寄附行為施行細則に基づき報告された学長候補者について、理事会の承認を得て任命を行っている（資料 6-3）。なお、学長の任期は 3 年で、再任は妨げられていない。学長は、寄附行為第 9 条により学長、校長及び園長のうちから互選されて理事会の理事に選任さる。また、1997 年の大学開学からこれまでの間、学長は評議員会の評議員にあわせて選任されている。このように、学長は理事と評議員を兼ねているため、理事会、評議員会に対して、大学の教育方針や審議事項、大学経営に関することなど、大学を代表して意見を述べる立場にあった。なお、学長は規程に基づき、大学評議会、学長・副学長会議及び大学教授会の議長となる。ただし、大学教授会を除く諸会議は併設する短期大学部との合同組織であることから、学長・副学長会議については、大学学長と併設する短期大学部学長が、毎月、交互に議長を担当する。また、大学評議会が大学学長が議長を務めている。以上に述べた学院、大学、短期大学部における組織の概要を図 5 に示す（資料 2-7、資料 6-7、資料 6-8）。

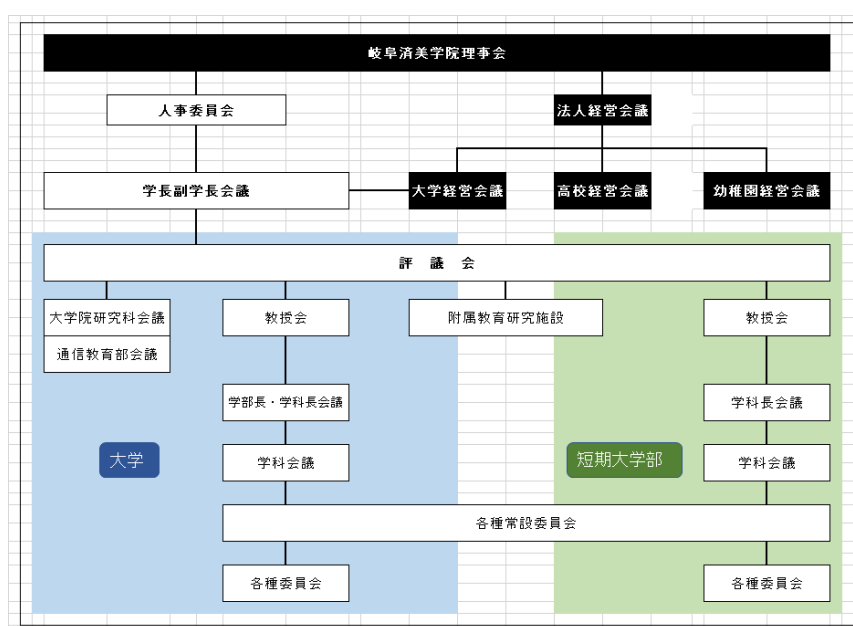


図 5 学校法人・大学・短期大学部の組織概要（資料 6-8）

役職者の選任方法と権限の明示に関して、まず本法人について述べる。本法人は、私立学校法及び寄附行為に基づいて、理事長の他、役員等を置き、その職務及び権限について定めている（資料 1-3、資料 10(1)-3）。理事長は、理事の中から選任され、この法人を代表し、その業務を総理すると寄附行為に明記されている（資料 1-3）。理事長は、本法人のリーダーとして、その運営全般に経営責任を担う。理事会は、理事により組織され、予算、決算、中期計画、人事、規程等、運営上の重要な事項を審議する。なお、理事会は、理事長が招集し、議長を務める。監事は、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。監事の職務は、本法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等の監査である。監事は、毎会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を理事会及び評議員会へ提出した上で、理事会に出席し業務等に関して意見を述べる。評議員会は評議員によって組織される。評議員会は、寄附行為に定める重要事項に関して理事長の諮問により、あらかじめ意見を述べる役割を有している。

大学における役職者の選任方法と権限の明示に関して、学長以外の役職者として寄附行為施行細則では、副学長、学部長、学長補佐、大学院研究科長、学部長、学科長、通信教育部長（学科長）、図書館長及び総合研究センター所長を挙げ、各々の職務を規定している。これらの役職者の選任に関しては教育管理職員等選任規程に基づき選任されている（資料 6-4）。副学長、学部長、学長補佐及び大学院研究科長については、理事会が学長の意見を聞いて直接選任する。総合研究センター所長及び図書館長等については、大学学長と短期大学学長の協議を経て、専任教員から候補者を選出し、理事長に推薦する。学科長は、学長が当該学科に所属する教員の意見を聞いて専任教員から候補者を選出する。これらの役職者の任命は、理事会の承認を得た後、いずれも理事長が任命する。

学長を除いて、教育管理職員の任期は 2 年であり、再任が可能である。副学長の権限は、学長と同様に寄附行為施行細則に規定され、教授の中から選任され、大学又は短期大学の運営全般に関して学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う（資料 6-3、資料 6-4）。学部長の権限は、学部会議の議長となる他、大学評議会等の構成員となる。各学科には、一定の予算が計上されており、予算要望ヒアリング等も学部長が対応する。また、予算の執行についても学部長の承認が必要となっている。ただし、学部内の教員人事に関する事項は人事委員会が所掌するため、学部長は人事に関する意見や要望を学長に伝えることとなっている。学科長は、学科の責任者となるが、本学の場合、看護リハビリテーション学部を除いて 1 学部 1 学科体制のため、事実上、学科長は学部長を補佐することとなる。

次に、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備と、教授会の役割との関係の明確化について述べる。学長は、寄附行為施行細則により大学又は短期大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学又は短期大学を代表すると規定されており、教学事項を始め大学運営全般の意思決定を行う（資料 6-3）。その前提となる参考事項及び教職員から意見を聴取する機関として、本学では教授会、学部長学科長会議が設置され、学長の意思決定に寄与している（資料 6-7、資料 6-8）。教授会と学部長学科長会議の議長は学長である。加えて、本学及び併設する短期大学が合同で審議する会議体として、大学評議会と学長・副学長会議がある。これは、本学の開学(1997 年 4 月)が本法人の短期大学部の改組を出発点としたものであり、以降、短期大学部と協働して教育・研究環境を構築しているためである。本学と短期大学部は、別個の教育機関ではあるものの、相互に連絡調整を図り、共同して事業に取り組んでいる。さらに、各種の常設委員会等についても原則として合同組織として整備されている。

大学評議会は、大学と短期大学部（以下「両学」と表記）に共通する重要な事項を審議する役割を有することから、両学それぞれの学則における最上位の会議体に位置付けられ、構成員は両学の学長及び副学長、学部長、短期大学の学科長、学長補佐（両学兼務）、大学院研究科長、大学宗教主

事及び短期大学宗教主事、両学共通の附置教育研究施設である総合研究センター所長（教授）及び地域連携推進センター所長（教授）、大学事務局長（両学兼務）等が規定されている。これらの教職員によって、評議会規程に定める両学に共通する重要な審議事項が審議されている（資料 10(1)-4）。この大学評議会における審議事項の事前調整並びに基本方針の決定及び予算等両学の重要な運営事項に関する審議機関として、大学と短期大学の合同会議体である学長・副学長会議が両学各々の学則により設置されている（資料 1-1、資料 10(1)-5）。この学長・副学長会議は、両学学長、両学副学長、大学事務局長等に加えて、大学の経営に関する事項を審議するために学校法人の財務担当理事及び事務局長も審議に加わっている（資料 6-6）。

以上のように、両学は、大学固有の事項に関しては学長のリーダーシップの下、定められた事項について学長が決定を行うとともに、両学共通事項については学長・副学長会議及び大学評議会の審議機関の場で両学の連携及び学校法人との連携を保ちながらその運営に努めている。また、常設委員会についても、両学に所属する教職員及び事務職員で組織され、両学の連携を維持確保している（資料 7-1）。なお、両学合同の組織として人事委員会があるが、この委員会は大学及び短期大学部教員人事規程に基づく専ら教員人事に関して審議する会議体である（資料 6-18）。

教授会の役割の明確化に関して、評議会及び学長・副学長会議を上位の会議体として、本学内では教授会、学部長学科長会議、学科会議が大学固有の教学関係の会議体である。その他、常設委員会が両学合同の会議体として設置されている。常設委員会を除く他の会議体については、学内の教育職員及び事務職員により組織され審議されている。教授会は、大学学則において学長が決定を行うに当たって定められた事項について意見を述べるとされ、教授会運営規程により運営されている（資料 1-1、資料 10(1)-6）。教授会は学長が招集し、議長となって審議が行われる。審議事項は、2015 年の学校教育法の改正を受けて整理され、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること、②学位の授与、③教育研究に関する重要な教学関連事項となっている。学長及び各学部の専任教授により構成されるが、学長により准教授、講師又はその他の職員を出席させることができる。

学部長学科長会議は、学則により設置され、学部長学科長会議規程により運営されている。学長が招集し、議長となり、学部の運営・学部間の連絡調整事項、教育課程編成に向けた全学的な方針決定に関する事項、IR 情報に基づく教育課程の検証、評価に関する事項等を審議する（資料 10(1)-7）。構成は、学長、副学長、学部長及び副学長、学長補佐、大学院研究科長、通信教育部長、大学事務局長及び大学事務局次長となっている。

学科会議は、学科会議規程に基づいて運営されており、学科に所属するすべての教育職員により組織され、規程に定める事項の審議又は報告がなされている（資料 10(1)-8）。また、通信教育部及び大学院の組織である人間福祉学研究科については、それぞれ通信教育部規程及び大学院学則に基づく通信教育部会議運営規程及び大学院研究科会議運営規程において、教授会と同様、学長が決定を行うにあたり審議する事項として学生の入学、卒業又は課程の修了等定められている（資料 10(1)-9、資料 10(1)-10）。

常設の委員会は、学生に対する主要な支援分野別に、両学の委員会設置規程によって設置された委員会が、両学教育職員及び事務職員により合同組織され審議が行われている（資料 7-1）。この委員会の審議方式及び教授会等の審議方式は、合同で実施する両学共通の視点からの審議及び大学独自の視点からの審議の両方式併用により進められ、両大学間の調整と大学独自の視点の確保という経糸と緯糸の関係により構築された意思決定体制を構築している。宗教委員会、学生支援委員会、教務委員会、キャリア支援委員会、入試広報委員会、保健衛生委員会、特別支援委員会、その他必要に応じて定める委員会が設置されている（資料 2-7、資料 6-7）。なお、2023 年度現在における本学の常設委員会は、上記の委員会に加えて、大学教育改革委員会、自己点検・評価委員会、FD 委員

会、大学 IR 推進センター会議、国際交流・留学生センター運営委員会、地域連携推進センター運営委員会、国家試験対策委員会が設置されており、幅広くかつきめ細かな教学運営が図られている。各委員会の所掌事項は同設置規程に定められているが、毎年度当初、学長・副学長会議において前年度活動実績総括及び当該年度における方針等を取りまとめた事業計画の協議・決定を経て、活動を遂行している。

さらには、常設委員会以外の会議体として、羽田基金運営委員会、手話スピーチコンテスト実行委員会、外部資金獲得委員会、研究倫理委員会、現代マネジメント研究運営委員会（招聘外部講師による授業及び市民講座実施事業）、高大連携連絡会議、DWAT 後方支援運営会議（DWAT: Disaster Welfare Assistance Team の略）、図書館運営委員会、総合研究センター運営委員会、シティカレッジ運営委員会、実習センター運営委員会、人間福祉相談センター運営委員会、子ども家庭支援センター運営委員会、教職センター運営委員会を設置している。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化に関して、法人組織の権限は寄附行為の第 3 章の役員及び理事会で、役員としての理事及び監事並びに理事会の権限及び責任を明示している（資料 1-3）。これに対して、教学組織の権限は、寄附行為施行細則において学長を筆頭に校務をつかさどることを明確にしている（資料 6-3）。また、寄附行為施行細則第 8 章において、理事長が理事会を代表して職員の任免を行うこと、すなわち学長を始めとする高位の教職員の任免について理事長が理事会の承認を得て行うこととされており、任命行為において法人組織と大学との関係が明確にされている。このように法人組織は職員の任免、予算・事業計画、職制、規程に関する事項等経営判断を要する法人全体の骨格をなす部分について審議を行い、大学組織は学長のリーダーシップの下、学内審議を通じて教学を中心とする大学運営を担っている。なお、既述のとおり、これまで学長は理事及び評議員を兼ねているため、理事会、評議員会に対して、大学の教育方針や審議事項、大学経営に関することなど、大学を代表して意見を述べる立場にある。この点は、教学組織と法人組織が連携の下に運営されていることを示している。

学生、教職員からの意見への対応に関して、学生生活を送る学生の様々な意見や相談に応じて学生の不安や悩みの解消に資するよう、様々なチャンネルを整備して学生生活の充実に向けて支援している。本学の関及び各務原の両キャンパスの事務局各課とも、カウンター方式で各事務担当課担当者に相談等ができる施設配置し、学生の質問・相談に専門の職員が対応できるよう整備している。さらに、学生が学長本人に直接電子メールにより授業等に関して意見・提案提出が可能となるメールアドレスを示して学生の意見を募っている。また、隔年で学生から意見を聴取する機会として Student Meeting ―魅力ある大学を目指して―を開催しており、全学科から 2、3 名程度選出された学生代表と事務職員が教育環境や要望を聴取するなど、意見交換を行う機会を設けている。

なお、学生による授業に関する調査に関しては第 2 章と第 4 章で詳しく述べたので、ここでは割愛する。また、学生支援や学生生活に関する調査も第 7 章で詳しく述べたので、ここでは割愛する。教育職員については既述の教授会、学部長会議、学科会議を通じての意見・相談・提案を促進するための場が整備されており、事務局職員については、毎週開催する事務局長部長会議において自由な意見交換の中で所属・職員の意見・提案についても議論して、必要に応じて学長、副学長に相談する等、教職員が自由に意見を述べ、柔軟に改善・実施を推進する体制の中で推進している。

評価の視点 2 の「適切な危機管理対策の実施」について述べる。教職員等が本学の社会的使命を具現化するに際して、時として直面する危機への対処法とその不断の予防の取組みを行っている。嫌がらせやいじめで、相手に精神的・身体的な苦痛を与える行為であるハラスメントの防止及び排除を目的として、ハラスメント防止等に関する規程を設けている。その対象行為として①セクシュアル・ハラスメント、②パワー・ハラスメント、③アカデミック・ハラスメント、④モラル・ハラ

メントを規定している（資料 7-16）。あらかじめ相談員に指名された教職員による相談対応及び学長を委員長とするハラスメント防止・対策委員会に対する申立て手続きを定めている。また、通常時の学内におけるハラスメント防止に関してハラスメント防止委員会及び総務課が任に当たって、ハラスメント行為の防止に努めている。

また、大学は、学生、保護者、卒業生、教職員及び関係者等に関する様々な情報を扱うので、個人情報保護及び漏洩防止は最も厳然たる対応を要求される事項である。本学では、2005 年度に制定した個人情報保護に関する規程を随時改正しながら、個人情報が人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であると認識し、その取扱いについて定めている。学長を本学の最高個人情報管理責任者として両学全体で取り組む重要課題とし、大学学長が委員長となる個人情報保護に関して審議する個人情報保護委員会の設置について規定している（資料 10(1)-11）。通常業務における各種の安全対策措置を講ずる統括管理責任者を大学事務局長と定め、事故発生時等の通報体制、さらには再発防止策も審議について規定している。個人情報保護に関する学内の状況等は学部長学科長会議や事務局管理職員会議の場において随時、共有が図られ、教職員の注意喚起を行っている。2022 年の個人情報保護法改正を契機にスタッフ・ディベロップメント（SD）において、全教職員を対象に個人情報保護を 2 年連続でテーマとして、個人情報意識の更なる浸透に努めている。

さらに、台風等、災害発生象時において学生等の安全確保のための危機管理として、学生等の安全確保のための臨時休講措置に関する規程を設け、公式ウェブサイトを活用した速やかな伝達方法により学生等の安全確保に努めている。なお、学校法人において公益通報等に関する規程を定め、法令等に違反するおそれのある場合への通報に対して監査室長に当たらせることとし、当該事案の早期発見と是正を図るための体制を整備している（資料 10(1)-12）。なお、研究活動における研究倫理遵守など危機管理対策に関しては、第 8 章で詳しく述べたので割愛する。

以上に述べた点検・評価項目②の「方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、学長、副学長等の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、適切に大学運営を行っていることを確認した。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

評価の視点 1 の「予算執行プロセスの明確性及び透明性と内部統制等」に関して、本法人の各教育機関における毎年度の予算及び事業計画は、寄附行為第 13 条により評議員会の意見を聴取し、理事会により審議・決定された後、速やかに各教育機関等に伝達され、執行されている（資料 1-3）。予算編成は、第 2 期中期計画（後期）における経費削減計画や学生募集状況等の要因を総合的に判断して、予算編成方針案を学院本部財務課が策定する。この方針案は、毎年 9 月の法人経営会議で協議し、財務理事が決定する。その後、当該編成方針が本学の各学科・大学事務局等の予算関連部署に伝達され、各学科・事務局は、編成方針に基づき事業計画書及び予算要求書を作成し、事務局会計課へ提出する流れとなる。また、予算編成方針の通知と合わせて、スタッフ・ディベロップメント（SD）として全教職員に対して、前年度決算に基づく本学の財務状況に関する説明機会が設けられており、教職員が法人の財務状況を把握し適正な予算要求及び執行に対する意識の醸成に繋が

っている。

予算編成方針が示された後、各学部・事務局等が作成した予算要求の状況について財務担当理事（法人事務局長兼務）、学院本部財務課及び事務局総務課がヒアリングを行い、大学の予算要求及び事業計画の草案がまとめられる。草案に含まれる学科関係予算は、学長及び副学長が直接、学部長・学科長に対してヒアリングを行い、学科予算の把握と目標設定について確認している。このようにして最終的な大学の予算要求・事業計画が確定する。学院本部において、法人内の他の教育機関の予算要求とともに総合的に査定され、法人全体の予算案及び事業計画案がまとめられ、評議員会の意見聴取を経て理事会で決定される。

大学予算は、教職員全員が随時アクセスできる予算管理システム上で共有され、執行状況が把握できる。各教職員が執行手続きの過程において、執行予定金額に対して、執行累計金額、予算金額、予算残高を確認しながら、執行手続きを進めることができ、適正で計画的な予算執行システムで運用している。また、事務局会計課より隔月、執行状況表が学部長学科長に送付され、事業執行の進捗管理に活用している。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定に関して、毎年の効果的な予算執行及び効率的な業務執行が肝要である。本学では、予算要求内容の検討及び事業の検証・検討と成果の点検を学長・副学長会議を中心に重層的に実施することによって、効果的な事業執行に努めている。大学の予算案作成に際しては、各学部等及び事務局の新年度予算及び事業計画ヒアリングを実施している。また、予算確定後の新年度当初、常設委員会毎に前年度実績及び現年度事業計画の報告・協議、関係学部別の国家試験受験結果報告と現年度の受験指導方針の確認・年度途中の受験指導状況の報告、学習成果の確認ともなる進路状況報告における指導方法・手法の点検等の実施など投資と効果の点検と効率的な事業執行に努める等により、年間を通じて各種機会を活用して効果的で効率的な予算執行を検証している。詳細は、第7章の学生支援と第8章の教育研究環境で述べている。これらの日常的な点検は、学長・副学長会議、法人経営会議、各常任委員会等各関連部署にて継続的に実施している。

以上に述べた点検・評価項目③の「予算編成及び予算執行を適切に行っているか。」について、2023年度第10回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料1-11）。その結果、予算編成及び予算執行が適切に行われていることを確認した。

点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置に関して、2023年度現在、大学の事務組織は総務部、企画部、入試広報部、学生支援部、教務部、国際交流・地域連携部からなる6部と大学事務局長直轄の大学図書館事務課から構成されている。学校法人である学院を含めた事務組織を図6に示す。本学には78名の事務職員を配置している（資料10(1)-13 【ウェブ】）。

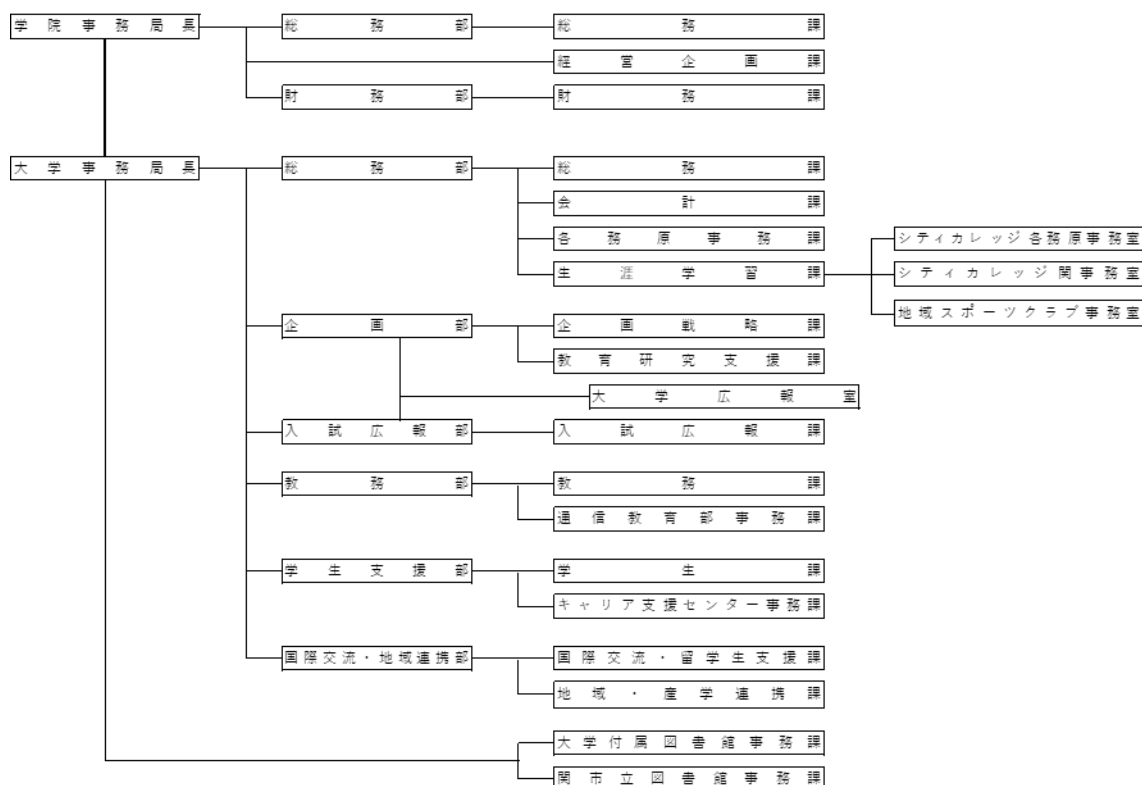


図6 事務局組織図

前述した通り、本学は、本法人の短期大学部の改組を出発点として開学したものであり、それゆえ、本学と短期大学部は協働して教育・研究環境を整備している。したがって、事務組織は、原則として大学および短期大学部の共通組織であり、大学又は短期大学部に限定した事務組織は、通信教育部事務課を除き置いていない。職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況に関して、就業規則を始めとする各種の人事関連規程を整備している。また、教育職員に関する採用及び昇格に関する諸規程を整備して適切に運用している。しかしながら、事務職員の採用と昇格について定める規程は整備しておらず今後の課題である。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備に関して、本学では多様化する事務機能に対応するため、不断の点検・検討を実施して随時、適時適切に対応して必要な機構改革を行っている（資料10(1)～14）。2018年度には、少子化のうねりの中、機動的で即時性を有する大学運営を推進するために、新たに企画部の設置をはじめとする大規模な機構改革を行った。企画部を新設し、総務部から企画部へ移管した企画戦略課による中期計画の推進・進捗管理等の教学運営の推進及び教育研究支援課による教育研究支援及び学内の高度情報化を推進する2課所管とし、時代の潮流への対応や先駆的な取組みに挑む体制を整備拡充した。さらに、国際交流・地域連携部を新たに置き、国際交流・留学生支援課と地域・産学課を設置した。国際交流・留学生支援課は、留学生に対するきめ細かなサポートと海外留学や海外研修の充実を目指したものである。また、地域・産学課は、これまで連携協定を締結した連携先等との関係強化及び地域に開かれ、地域に貢献することを標榜する大学として、国内外の関係者・関係機関との緊密な関係を構築するための総合窓口となることを目指したものである。以上により、前述した6部（総務部、企画部、入試広報部、学生支援部、教務部、国際交流・地域連携部）及び大学事務局長直轄の大学図書館事務課等に事務機能の再編整

備を行なった。

2019 年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行に際しては、翌 2020 年の年明けとともに学内に向けて注意喚起情報の発信を開始し、同年 2 月 26 日に本学が所在する岐阜県内での 1 例目の感染者が確認されたことを受け、翌 27 日に学長を本部長、短期大学部学長等を副本部長に、大学の各学部長、短期大学の各学科長及び事務局各部長で組織する新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、同感染症が 5 類感染症に移行された 2023 年 5 月まで対応した。この感染症対策本部は、毎月の定期及び流行期における随時の本部員会議において協議・審議し、学内における感染症の被害を最小限に抑える取組みや学生の学修機会の確保に向けた数々の取組みが検討され、迅速に実行に移された。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）に関して述べる。本学では、学長・副学長会議、評議会、学部長・学科長会議等の重要な会議体においては、学長補佐（事務職員）及び大学事務局長等が会議の構成員として出席し、教育職員と同様に議事に加わる。すでに述べた通り、学長・副学長会議や評議会は、本学の方針決定に際して、重要な会議体であるが、これらの会議体における事務職員の役割が尊重されている。この他、教育改革委員会等の常設の委員会においても教育職員と事務職員が協働で運営する会議体が多く存在する。また、学内の行事（入学式等の式典、オープンキャンパス、入試業務）についても教育職員と事務職員が協働で取り組みことが本学の伝統であり、教員と職員の連携関係が構築されている。

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善に関して述べる。本学の事務組織は、部課毎に専門性を向上させるための個別目標管理を実施し、年度末にそれを点検することで、業務の変化・進展状況を管理者が把握している。具体的には、管理職による年 2 回の勤務状況報告（事務職員）を実施し、事務局長が取りまとめた後、大学及び短期大学部の学長が最終的に内容を確認している。これらの評価は年度中、進捗の過程で賞与への反映にも活用されている。

以上に述べた点検・評価項目④の「法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、大学等に必要の事務組織を設けていること、その組織は適切に機能していることを確認した。

点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施については、2015 年度にスタッフ・ディベロップメント研修規程を整備し、事務職員に加えて教育職員も研修の対象とした。本規程により SD 研修を毎年度、適正且つ計画的に実施することや必要な予算措置を講ずることを義務付けしている（資料 2-22）。さらに、毎年度当初、学長・副学長会議において年次計画を審議し、その期待される実効性について確認の後に実施している（資料 2-23）。また、SD 研修の種別も事務局 SD 研修や分野別 SD 研修の他、職員自らの意思による研鑽や能力開発のための受講に対して支援・補助する自己研鑽・能力開発研修を定めている。

研修のテーマは毎年度、検討の上、決定されるが、2022 年度開催のテーマを紹介する。2022 年度は、①建学の精神の理解、②大学・短期大学の財務状況の理解、③ICT の推進、④個人情報の保護を実施した。①建学の精神の理解は、教育職員及び事務職員を全員対象とする研修として本学を含む学院の歩みやこれからの学院のあり方を考えるセミナー形式の研修である。②大学・短期大学の

財務状況の理解は、全教職員を対象として本学院の財務状況をテーマに前年度決算から学校法人及び大学の財務状況について理解を深める研修とした。③及び④は、一般職員を対象に、各所属からの選出職員がワークショップ形式の研修会に参加し、職員同士の意見交換や意識の醸成に直結することを期待して実施している。受講後は所属に持ち帰って、受講内容の共有及び受講内容を踏まえた所属における点検・改善を実施、毎週定例の事務局部局長会議において報告する形で実施し、研修内容の共有、事務点検及び全体共有のサイクルで実効性を確保するよう努めている。

SD 研修は基本的に OJT を中心に資質の向上を図っており、事務職員を学外での業務関連研修会等々に参加させている。その結果を書類による報告だけではなく、事務職員全体への研修会や課内連絡会等で報告することにより、研修で得た知識・情報の共有化を図っている。また、他大学と協働して合同 SD 研修も実施している。2017 年度に両学と北陸学院大学及び同短期大学部が連携協定を締結した。さらに、2016 年度に本学短期大学部と新潟青陵大学短期大学部が連携協定を締結した。このような 2 校が 2019 年度から 3 年間にわたって連携 SD 研修会を実施した。研修の内容は、教務・学生支援・入試等の部門を設定し、テーマを定めたグループ研修や情報交換をウェブ会議システムで実施した。その結果、連携大学との中身の濃い情報交換や意見交換がなされ、その後の事務処理の見直しや改善へと繋がった。

さらに、2021 年度から開始した PC 貸与事業に伴って事務職員のさらなる ICT スキルの向上が急務の課題となっていることから、ICT スキル・リテラシー向上を目指す ICT ランチタイムセミナーを年間 10 回程度開催している。これは、日常業務に支障を来さないよう昼休み時に 20 分程度、ICT 担当等の教職員が講師となって各所属の指名職員を対象に開催し、受講する職員が通常業務や講演会・ウェブ会議の開催運営などの業務に有益な技術・技能・知識の獲得に繋がる内容を中心に教職員同士が自己研鑽する形で実施している。

以上に述べた点検・評価項目⑤の「大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るために SD 研修を行っていることを確認した。

点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点 1 の「適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価」について述べる。本章の点検・評価の項目①では第 2 期中期計画（後期）の中で大学運営に関する方針を定めていることを、また点検・評価項目②では学長等の所要の職を置き、教授会等の組織を設け、それに基づいて大学運営を行っていることを、多くの根拠資料を用いて述べてきた。また、点検・評価項目③では予算編成及び予算執行を適切に行っていることを、点検・評価項目④では大学運営に必要な事務組織を設け、教職協働の基に適切に機能していることを、点検・評価項目⑤では大学運営を適切かつ効果的に行うために SD 研修等を行っていることを、多くの根拠資料とともに述べてきた。この中で、それぞれの関連部門が点検・評価の活動を行っている。その結果が学長・副学長会議で報告され、意見集約している。特に財政面に関しては、予算ヒアリングを通して点検・評価を行い適切な大学運営に努めている。以上のような活動を通じて大学運営が適切かを常に点検・評価している。

評価の視点2の「監査プロセスの適切性」に関しては、監事監査、会計監査人監査及び内部監査の三様監査に関する必要な規定を定めた上で、学院運営の健全な発展と社会的信頼性の保持に努めている（資料10(1)-15、資料10(1)-16、資料10(1)-17）。

監事監査については、前述の通り、監事は毎回の理事会、評議員会に出席する他、理事の業務執行状況の確認や関係資料の閲覧、関係者への聴取等を行っている。また、公認会計士による会計監査時に監事が同席し、財産目録等の監査や公認会計士との意見交換を行うなど連携を保っている。監事監査の監査計画については、毎年度、監事と学院本部が協議して、適切に定めている。その上で、毎年度、監査結果を理事会及び評議員会に報告している。また、監事と監査室長からなる学院本部の連絡会を毎年度実施する等、監査業務を支援する体制・機会を整備している（資料2-36）。

会計監査については、公認会計士と契約の上、中間期（10月から11月）と決算期（4月から5月）を中心に年間を通じて、会計監査を実施している（資料2-37）。また、会計処理上の疑問点等が発生したときなどは、随時に電話などで相談し指示を受けるなどして、円滑に業務が遂行できるよう努めている。

2015年度より新たに設置した内部監査室は、内部監査規程に基づいて、法人の運営諸活動について、適法性及び効率性の観点から、検討・評価を行っている。内部監査業務は、理事長直属の監査室長等によって実施され、公的研究費の執行に関する業務監査及び財務監査が対象事項とされ、毎会計年度の定期監査により理事長への報告及び被監査部門の長にも通知され（資料10(1)-18-1、資料10(1)-18-2）、必要に応じて被監査部門の措置が求められ、法人の健全な発展と社会的信頼性の確保に努めている。

評価の視点3の「点検・評価結果に基づく改善・向上」に関して、すでに本章の点検・評価の項目②から⑤で具体的に詳しく述べたとおりであるので、ここでは説明を省略する。

以上に述べた大学運営に関する点検・評価・改善の結果やそのプロセスが、自己点検・評価委員会に報告され、そこで点検・評価されることはほぼない。それは、大学運営に関する内容が主に理事会や法人経営会議で点検・評価されており、大学内に設置されている自己点検・評価委員会の範疇を大きく超えているためである。これが、自己点検に責任を有する全学の自己点検・評価委員会の大学運営に関する現状である。

（2）長所・特色

建学の精神と本法人の社会的使命を深く認識し、中期計画を実現するために大学のみならず併設する短期大学部との調整・協調体制を整えて学校法人組織の一体的な発展を目指す枠組みとして両学合同の学長・副学長会議及び大学評議会を設置して、両学合同によるガバナンスを建学以来進めている。学長のリーダーシップに基づき、両学及び学内の各種会議体の議論を通じて、教職員全体が目指す方向を理解しながら、創意工夫しながら大学運営の改善に取り組んでいる。これらが、本学の長所であり特徴である。一方、教育職員の任用・昇任等に関しては各種規程を整備して、推進している。大学の将来を見据えた事務職員に関する職員の任用・配置に関する規程整備をはじめとするあり方の検討が必要である。

（3）問題点

なし

（４）全体のまとめ

理事長のリーダーシップによる本法人の運営は、理事及び幹事の役員が連帯して取り組みながら法令及び寄附行為に基づいて適正に運営されており、本法人の社会的使命の具現化に努めている。大学においては、副学長及び教育管理職員が一体となって学長を支えながら、学長の強いリーダーシップが効果的に発揮され、大学のみならず法人全体の発展に向け、教職員が日常的に事業の取組みを点検・評価・改善・共有する全学システムを構築して大学運営を推進している。

第 10 章 管理運営・財務 第 2 節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
＜私立大学＞

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の財政は、一部の学科で入学定員をわずかに下回っているものの、**大学基礎データの表 2**に記載した学部総計における 5 年間の平均入学定員充足率 1.03 を確保していることにより、堅調に推移してきた(**大学基礎データ 表 2**)。5 ヶ年連続事業活動収支計算書である**様式 7-1 の表 2-2**にみられるとおり、経常収支差額と基本金組入前当年度収支差額は連続して収入超過を確保している(**様式 07-1 表 2-2**)。

本学では、2008 年に学生食堂（ボローニア）を、2014 年に看護学棟を、2017 年に体育館と運動学実習棟をそれぞれ新設した。また、建物の外壁補修、空調設備、エレベーター設備、トイレ設備などの補修を毎年計画的に行っている。前述した 2020 年の新型コロナウイルス感染症への対策として、2021 年度から学生に対するパソコン貸与を開始し、これと連動して学内 Wi-Fi 環境の充実を図ってきた。さらに、パソコン貸与に伴って、役目が完了したコンピュータ教室を改修してラーニング・コモンズの増設を行った。このラーニング・コモンズは学生の交流の場として利用されているとともに、大学祭であり地域の住民との交流の機会であるたのしみん祭などの企画立案の場として利用されている。また、各種国家試験のためのグループ学習にも利用されている。これらにより、本学の施設設備は充実している状況であると考えている。今後は、現在の施設を保全・維持しつつ、教育環境の進化に対応しながら、教育研究に一層注力する。

さて、本学では教育研究を持続的に発展させるために、第 2 期中期計画（後期）を策定し、経営基盤に基づくガバナンス体制の強化、予算編成と事業計画（PDCA）の連動、学部・学科・附属機関・事務組織の改編に関する検討、人事制度・研修制度の見直し、及び組織・運営の合理化を掲げている(**資料 1-23**)。また、本法人は本学の他に、短期大学部、済美高等学校、二つの附属幼稚園から構成されているが、かなり古い施設設備も散見される。第 2 期中期計画（後期）のキャンパス整備において、学院全体の将来構想に基づくキャンパスの整備として、「2040 年度までの長期的な視野に立ち、学院全体のキャンパスビジョンを策定する。」「関市と各務原市のキャンパスの特性を踏まえた特色化に向けて、両キャンパスの施設・設備計画・改修計画を整備する。」ことを掲げ、財政計画と合わせて今後検討していく(**資料 1-23**)。このように、本学の中期計画では入学者数や教育計画に連動して PDCA を繰返しながら進めることとしている。

2025 年度までの収入計画では、予算積算上の入学生数について入学定員の 1.0 倍である 400 人を想定している。一方、本学独自の修学支援制度によって一定の学生数が確保されている側面もある(**様式 7-1 表 2-2**)。今後確実に予測される 18 歳人口の減少と大学進学率の鈍化の影響を踏まえると、修学支援費と学生確保の関係、言い換えれば修学支援費と収支バランスの適正化が大きな課題であり、2025 年度から 5 年間の計画で入試時における修学支援制度の見直しを図る予定である。

2025 年度までの支出計画では、学校規模や校舎等施設の拡大を予定していないことから、現状水

準の支出規模に加えて、校舎の修繕等の施設整備費用として毎年度約 100,000 千円（キャンパスを共有する短期大学部と合わせて）を計画している。さらに、セグメント単位（学部・学科・事業）での収支分析に基づいて、予算を決定している。その上で、予算策定の権限の明確化（予算承認の過程や専決事項の整理）に努めている。なお、国際紛争の状況や温暖化の影響にともなって光熱水費がさらに増加することも予測される。また、シティカレッジ、スポーツカレッジ、人間福祉相談センターなど、本学が実施している多くの事業についても点検し、必要に応じて事業自体の廃止も視野に入れている。その他、教員の研究助成事業として整備している特別研究費についても費用と効果の観点から点検を行っている。以上に述べた収入計画と支出計画に関する取組によって、経常収支差額における収入超過を目指していく。

評価の視点 2 に関して、本学は財務に関する客観的な指標として、日本私立学校振興・共済事業団発行の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を参照している（資料 10(2)-1）。この中で本学が特に重視している財務比率は経常収支差額であり、前述のとおり収入超過を目標としている。日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分において、本学は A3（正常状態）を継続しており、健全な財政状態を維持している。したがって、本学は A3 が適切なポジションであると捉え、経常収支差額比率の 10%以上で位置づけられる A1、A2 への追求を目指すよりも教育研究環境の整備や充実に注力することを基本方針としている。

以上、教育研究活動を安定して遂行するため、大学を取り巻く諸状況を勘案した中期の財政計画を策定し、財務比率の目標を持って適切に運営している。

以上に述べた点検・評価項目①の「教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、中・長期の財政計画を策定していることが確認された。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） 評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み 評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学院の活動について、事業報告書、財産目録、財務計算書類、及び監査報告書を基に以下に述べる（資料 10(1)-15、資料 10(1)-16、様式 7-1、大学基礎データ（表 9、表 10、表 11）、資料 2-36、資料 2-37）。

2022 年度末における法人全体の財政状況を明らかにする貸借対照表に於いて、総資産 18,288,148 千円に対し、総負債 1,974,548 千円、純資産 16,313,599 千円であり、純資産構成比率 89.2%と安定した財政基盤を確立している。（様式 7-1 表 3）。総資産のうち運用資産（現金預金＋特定資産＋有価証券）は 9,776,049 千円を確保し、積立率（運用資産÷要積立額）は 101.4%と、法人の安定的な経営の継続に必要な運用資金は保有されている。総負債のうち、退職給与引当金等を除く外部負債（借入金＋学校債＋未払金）は 289,473 千円であり、長期借入金や短期借入金はなく（様式 7-1 表 3）、総負債額に占める外部負債の比率も 14.6%と外部負債に依存しない財務基盤が確立されている。また、財務状況の適切性については、第 10 章第 1 節で述べたとおり、監事による監査及び公認会計士による監査を受けている（資料 2-36、資料 2-37）。

本学の財政運営は、予算及び決算などの基幹部分について、評議会、学部長学科長会議、教授会において報告し、様々な意見を積み上げながら進めている（資料 2-11）。さらに法人全体では、理事会、評議員会、法人経営会議において審議または報告し、様々な意見を積み上げながら進めている。また、法人全体の財務状況は、学院公式ウェブサイトにて公表されている（資料 10(2)-2 【ウェブ】）。なお、財政に特に焦点を絞った会議としては、法人経営会議が存在し、学院長、財務担当理事（法人事務局長）、大学学長、短期大学部学長、済美高等学校校長、附属幼稚園園長、桐が丘幼稚園園長、大学及び短期大学部の学長補佐、大学事務局長で構成されている。この会議は年に 2 回開催されている。ここでは、各教育機関単位の財務諸表が提示され、経営状態が審議されている（様式 7-1）。

一方で、教育研究の発展に資する新規事業として、学部・学科、図書館、各種センター、事務局等の新規事業を毎年募集しており、予算申請部署と学長・副学長・事務局長のヒアリングを通して予算額を認めている（資料 10(2)-3）。このことにより、メリハリのある予算配分を実現している。また、教職員に対し、本学の財政状況に係る SD を毎年度 2 回開催し、教育研究の基盤となる財政状況の理解を促している。本学では、財政基盤を強化するため、学生生徒等納付金を収入の柱としながら、従前から外部資金の確保に積極的に取り組んでいる。

経常費に係る補助金については、2022 年度 404,167 千円（一般補助 375,056 千円、特別補助 29,111 千円）の交付を受けているが、これは全国の大学での交付額順位で 163 位に位置するものである（様式 7-1 表 2-2）。文部科学省科学研究費補助金について、大学全体で 2000 万円以上を確保し、研究費総額の 40%以上となっている（大学基礎データ 表 8）。科研費申請書の執筆に関する講習会と開催が、採択につながっていると考えている。人間福祉学部と看護リハビリテーション学部に対する政府もしくは民間からの研究助成が、2020 年度から 2022 年度にかけて合計 5 件あった。また、看護リハビリテーション学部に対して、1 件の受託研究の依頼があった（大学基礎データ 表 8）。法人の受取利息・配当金については年度により異なるものの約 600 万円の利息収入等があるが、運用資産に対する運用利回りは 0.06%程度であり、現況の金利環境の下では年々低下傾向にあることは否めない。但しこれは、資産運用に対し、リスク回避に基づく安全性を重視した資産運用としている本学の基本方針の表れである（様式 7-1 表 1-1）。

以上、教育研究活動を安定して遂行するために、必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。また、以上に述べた点検・評価項目②の「教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。」について、2023 年度第 10 回開催の自己点検・評価委員会で点検・評価した（資料 1-11）。その結果、財務基盤を確立していることが確認された。

（2）長所・特色

本学は、学生数を安定的に確保することによって、健全な財政状態で推移してきた。

（3）問題点

今後、少子化の影響が一層厳しくなる中、学生の安定的確保が財政基盤の安定化に最も必要であると考えている。一方で、本学独自の修学支援制度によって一定の学生数が確保されている側面もある。今後確実に予測される 18 歳人口の減少と大学進学率の鈍化の影響を踏まえると、修学支援費と収支バランスの適正化が大きな課題であり、修学支援制度の見直しを図らなければならない。また、学生の確保に加えて、支出の削減をしなければ目標を達成できないであろう。今後、教育研究

活動が委縮しないように配慮しながら、人件費と経費全般の抑制に取り組む必要がある。

（４）全体のまとめ

18歳人口の減少のほか、私立大学の公立化、地方国立大学の定員増、補助金行政の動向、低金利環境等により、収入全般の安定確保を見通すことが困難になってきた。今後も健全な財政基盤を維持するためには、財政マネジメントの高度化が肝要である。教育研究を持続的に発展させていくためにも、学生数の確保を基本としつつ、収入拡大と支出削減に取り組み、財政運営と大学運営全体に係る PDCA を徹底していく。

終 章

公益財団法人大学基準協会による認証評価は今回で4回目である。この評価を受けるに当たり、本学の全組織が根拠資料に基づく点検評価を行い、自己点検・評価委員会において大学全体としての点検評価を実施し、その結果を報告書としてまとめることができた。

本学は、1997年に福祉系大学として開学以来、現在は2つのキャンパスと4学部5学科、大学院(修士課程・博士課程(後期))、さらには通信教育部を擁する大学へと発展している。大学も事業体の一つであるとするならば、そのライフサイクルも4つの時期に分けられるであろう。この視点に立って現在の人材養成を俯瞰すると、本学は「成熟期」にあるとの見方もできるであろう。一方で、18歳人口の減少とそれに伴う国の教育政策の方向性、経済情勢の変化、グローバル化の進行などが、本学の特徴であり強みでもある福祉、医療、教育、スポーツと健康の分野の人材養成に及ぼす影響は決して無視できるものではない。それゆえ、本学では改革の方向性を明確に示しながら、以下に示す項目について日々努力してきた。

- ① 研究成果に裏打ちされた教育活動の推進はもとより、各種国家試験の合格率や資格に基づく就職、卒業生の活躍している姿とその波及効果など、いわゆる出口の成果である学生の学修成果やアウトカムを意識した教育研究活動の推進
- ② 自己点検評価に関する要綱の制定、点検評価の方針(アセスメント・ポリシー)の制定、各種学生調査の開発、IR推進センターでの分析などを通じた点検・評価・改善の取組の実質化
- ③ 自己点検・評価委員会活動の強化、この委員会と学部学科との連携の強化、各種センター(IR推進センター、キャリア支援センター、地域連携センター、総合研究支援センター)の見える化
- ④ 18歳人口が減少する中、学生確保のための奨学支援制度の在り方、学生納付金に占める奨学費の割合、大学の教育活動収支のバランスなど、奨学支援の見える化

また、今回の自己点検評価の作業と報告書の作成を通して、今後取り組んでいかなければならない課題が見えてきた。

- ① 本学が福祉系大学としてスタートし、これまでに多くの人材を社会に輩出してきた。しかし、今日では福祉関係の職を希望して大学へ進学する高校生が減少しており、本学の人間福祉学部の学生定員を確保するのが困難な状況になっている。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などは、高齢社会に必要な人材である。都市部はもとより山間部を多く抱える岐阜県においては、とりわけ福祉系の人材が必要である。県内の福祉系大学学部の現状を勘案すれば、本学は「最後の砦」であると認識している。厳しくかつ地道な努力が今後の課題である。
- ② 本学の学生による運動部や文化部などの課外活動は目覚ましく、県内でも注目されている。一方で、指導者の確保、技術面の指導やメンタル面の支援、部費の管理など、これらを含めたクラブ活動の運営は決して容易ではない。また、学業とクラブ活動の両立に困難を抱える学生も一定数みられる。それゆえ、学生に対する学習支援、就職支援、心理相談、デュアルキャリア支援などの必要性も高まっている。これらの課題をワンストップで取り扱う、いわゆるスポーツ局やユニバス(UNIVAS)の創設が今後の課題である。
- ③ 本学の教職員の年齢構成は、他大学に比較してかなり高いと捉えている。それは、本学の地理的条件、大学としての歴史、人事制度などに起因している。このため、若い教職員の確保が難しい状況にあり、自治体、企業、大学等を退職した人材に一定程度依存しなければならない状況が長年続いている。それゆえ、若手人材の確保と同時に内部でその資質能力を高める人事

制度の構築と実質的な取組が今後の課題である。

- ④ 本学は地域に貢献する大学として、自治体、企業、各種団体などとの地域連携事業を展開してきた。その一例が、国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学、岐阜市立岐阜女子短期大学と本学が参加する SPARC 事業である。しかし、これらの取組が社会的に十分認知されているとは言い難い状況である。それゆえ、地域貢献事業の見える化を一層進めることが今後の課題である。

以上の課題に真摯に向き合いながら、地域に根ざした地域に貢献する大学として、今後も努力していくことが本学の使命である。本学のように小規模で地方にある大学にとって、これからも存続していくために全ての教職員が英知を出して改革を進めていかなければならない。最後に、報告書作成に尽力した全ての教職員に対して感謝の意を表す。

2024 年 3 月

中部学院大学

学長 江馬 諭